



三重県公報

平成29年5月2日（火）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
監 査 委 員 公 表			
4	監査結果に対する措置の公表	（ 監 査 委 員 ）	1
5	同件	（ 同 ）	148

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成28年4月20日から同年9月27日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成29年3月までに講じた措置が知事、各種委員会等から通知されましたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年5月2日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	杉	本	熊	野
三重県監査委員	小	林	正	人
三重県監査委員	内	田	典	夫

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (防災人材の活用による地域防災力の向上) (1) 平成 27 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、東日本大震災発生により高まった危機意識が、前年度に引き続き低下し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」、活動指標である「自主防災組織の実践的な訓練実施率」は、いずれも前年度を下回った。県民一人ひとりが日頃から危機意識を持ち、防災行動へと結びつくよう、より一層、市町や「みえ防災・減災センター」等と連携し、地域の防災活動の中核となる防災人材の育成とその活用を促進することにより、地域防災力の向上に取り組まれない。 (防災企画・地域支援課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 防災人材の育成については、「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、「みえ防災コーディネーター」をはじめ、地域における防災活動を支援・補完できる人材の育成に取り組んでいます。 特に、地域防災力の向上を図るため、平成 27 年度から、「共助」の中核を担う消防団と自主防災組織の充実強化を図り、地域の組織力を発揮するための人づくりの新たな仕組みとして、地域防災力連携強化促進事業（ちから・いのち・きずなプロジェクト）に取り組んでいるところであり、その取組の中で、「みえ防災・減災センター」と連携して、消防団員を対象に自主防災組織に対し指導・助言ができる「自主防災組織アドバイザー」や、自主防災組織の活性化に取り組む「自主防災組織リーダー」の養成を行いました。 (2) 防災人材の活用については、「みえ防災・減災センター」において設けた、「みえ防災人材バンク」の充実を図るため、ホームページを活用しながら、登録者の情報を周知するとともに、登録者のフォローアップ研修を実施するなど、登録者が一層地域で活躍できる環境の整備に取り組みました。 2 取組の成果 (1) 「みえ防災コーディネーター育成講座」を修了した 54 名を、新たに「みえ防災コーディネーター」として認定しました。また、「自主防災組織アドバイザー養成講座」に、50 名の消防団員が受講するとともに、「自主防災組織リーダー研修」に、延べ 195 名が受講しました。 消防団と自主防災組織が共に、両組織の連携のあり方等について考える「消防団・自主防災組織連携実務研修」には、115 名の自主防災組織アドバイザーと自主防災組織リーダーが受講しました。 (2) 「みえ防災人材バンク」に 183 名が登録され、登録者が地域や学校において、158 件の支援活動を行いました。 (参考) 「みえ防災人材バンク」は、みえ防災コーディネーターなどの防災人材が自らの活動可能な防災・減災活動を登録し、県、市町、企業、地域などからの要請に応じて適切な人材を紹介することで防災人材の活用を促進するための制度です。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、「みえ防災・減災センター」において、「みえ防災コーディネーター」や「自主防災組織リーダー」など、地域の防災活動を主導する人材の育成を進めるとともに、「消防団・自主防災組織連携実務研修」の開催や、消防団と自主防災組織の連携について、実践モデル事業を行うことで、災害時に消防団と自主防災組織が相互に補完し合いながら、隙間のない対応ができる体制を構築します。 (2) 「みえ防災人材バンク」の支援内容や活動を紹介することで、人材バンクホームページの普及啓発を進めるとともに、引き続き、支援内容に対応したフォローアップ研修を実施し、人材バンクの充実を図ります。 また、地域における「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定」の取組への実地支援や、「地域防災力連携強化促進事業」の取組にバンク登録者を積極的に活用することで、地域の防災・減災力のさらなる向上を図ります。

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【防災情報提供プラットフォーム保守運用管理業務委託】 ・出納局事前検査を受けていなかった。 ・再委託の実施にあたって、契約書の条項に沿った手続きがされていなかった。 イ 公共工事 (1) 【災害拠点病院通信設備設置工事】 ・施工体制点検結果について、防災対策部長及び県土整備部長への報告が行われていなかった。 (防災対策総務課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) ① 出納局事前検査の対象について、改めて課内で周知徹底を図るとともに、出納局事前検査の対象案件については、その旨を起案文書に明示し、複数職員での確認等を行うことにより、チェック体制の強化に取り組みました。 ② 委託契約の契約締結時は契約書の条項を十分把握し、受託者に提出を求める書類がある場合は、遺漏のないよう確認することを課内で周知するとともに、必要な書類は速やかに提出するよう受託者へ指示することに努めました。 (2) 施工体制点検結果の報告について、その事務手続きを改めて確認し、同様の事例が発生しないように課内において周知しました。 2 取組の成果 上記取組により、適正な事務処理が行われています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、上記取組を実施することにより、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 (1) 高額物品について、「みえ物品利活用方針」に基づく備品チェックシートが作成されていなかった。 (消防学校)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 備品チェックシートを平成 28 年 2 月に作成しました。 2 取組の成果 (1) 備品チェックシートの活用により、適正な物品管理が行われています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、適切な物品管理に努めていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (「みえ県民力ビジョン・行動計画」の推進及び進行管理) 第一次行動計画の最終年度(平成27年度)の結果は、「各施策の『県民指標』の達成割合」(県民指標)が、目標値70.0%に対し実績値49.1%、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」(活動指標)が目標値80.0%に対し実績値63.0%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」(同)が、目標値80.0%に対し実績値47.4%であり、未達成となった。 一方、第二次行動計画は、第一次行動計画の4年間の成果と課題を踏まえ平成27年度に策定を行っている。 今後は、各部局との連携を一層強化し、効果的な進捗・進行管理を行い、県民指標・活動指標の達成に努められたい。また、あわせて4年間の総合的な評価が適切に行えるような評価のあり方についても検討されたい。 (企画課)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 「みえ県民力ビジョン・行動計画」の推進及び進行管理については、春・秋の「政策協議」や「三重県経営方針」、「成果レポート」など「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」に基づき行っています。 (2) 平成27年度の取組の評価と検証を行うとともに、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の初年度の取組を効果的に推進するため、平成28年度の取組方針を確認する「春の政策協議」を実施しました。また、「平成28年版成果レポート」において、「みえ県民力ビジョン・第一次行動計画」の最終年度である平成27年度単年度の取組に加え、4年間の取組についての評価を行いました。 (3) 「春の政策協議」については、平成27年度まで全施策を対象にしていますが、平成28年度は、特に確認しておくべき課題として、14施策に関わる12課題を対象を絞り込んだうえで、個別に協議を行うようプロセスを見直しました。また、部局長等が一堂に会した全体協議では、施策全体の評価状況や個別協議における課題事項について情報共有を図るとともに、部局間連携の必要な取組について確認を行いました。 (4) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」では、重点取組について、計画の中では具体的な取組を特定せず、毎年度の「三重県経営方針」において、当該年度の「重点取組」を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すこととしています。このため、「秋の政策協議」で、社会経済情勢や各種取組の進捗状況、「成果レポート」に対する議会からの申し入れ等をふまえ、平成29年度の重点取組のテーマやテーマに沿った具体的な取組について議論を行い、「平成29年度経営方針(案)」を作成するとともに重点取組を選定しました。 (5) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の評価のあり方については、「第二次行動計画」1年目の評価を行うにあたり、改めて検討を行いましたが、「第一次行動計画」からの継続性の観点などから、現行の評価基準を継続することとしました。 2 取組の成果 「政策協議」の実施や「三重県経営方針」の策定などを通じて、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の的確な進行管理と、予算や人材の効果的・効率的な配分につなげました。 (企画課)
<u>平成29年度以降(取組予定等)</u> 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に掲げる目標の達成に向けて、平成28年度の目標達成状況をふまえ、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」に基づき、的確な進行管理に努めます。 また、4年間の総合的な評価のあり方については、現行の評価基準を前提としつつ、県民の皆さんに、よりわかりやすく取組の成果や課題を説明できるよう、引き続き、検討を行っていきます。 (企画課)

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 三重県が任命した労働力調査員が、調査を行う世帯の住所及び氏名を記載した「抽出単位名簿」を紛失した。(統計課) (2) 県民手帳の内容に多数の誤りがあった。(統計課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 活動中の統計調査員に対し、調査関係書類の適正管理の徹底について文書で注意喚起を行いました。さらに、調査員説明会や指導会などの機会を通じ、個人情報の重要性の再認識、調査関係書類の適正管理の徹底を指導し、再発防止に努めました。 (2) 2017 年三重県民手帳の発行にあたり、原稿のチェック体制等を見直しました。統計課では事業担当者に加えて各班に校正・点検担当者を置き、さらに、各部局にも窓口担当者を配置し各部局提供内容の確認を行うなど、原稿全体を複数の目でチェックする体制を構築しました。 また、県と発行事業者で合同校正会議を開催するなど厳重に原稿の確認を行いました。 2 取組の成果 (1) 統計調査員の個人情報の取扱い及び調査関係書類の適正管理についての意識の向上が図られました。 (2) 原稿全体を複数の目でチェックする体制を構築するなど、再発防止策に取り組み、手帳の製作・出版及び販売を行いました。県民の皆様には好評であり、これまで誤りの指摘などはいただいていません。(統計課)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、統計調査員に対し、個人情報の重要性及び調査関係書類の適正管理について指導を行い、再発防止に努めます。 (2) 引き続き、原稿のチェックを確実にし、県民手帳の適切な製作・出版及び販売に向けて取り組みます。(統計課)

部局名 戦略企画部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が6件あった。 (企画課、統計課)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 戦略企画総務課をはじめ部内各所属の入札事務に従事する関係職員に対し、電子入札システムの操作や入札事務の処理については慎重を期するよう文書による注意喚起(平成28年10月18日付)を改めて行うとともに、入札関係書類の複数人によるチェックの徹底など、適正に入札事務を執行するための具体的事項について確認を行いました。 また、事前の確認を徹底するため、入札事務を行う事業担当者向けに「チェックリスト」を作成しました。 2 取組の成果 関係職員の適正な入札事務の執行に対する意識が高まりました。
<u>平成29年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、入札事務における適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。

部局名 戦略企画部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 111,871 円) (統計課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 課内打合せ・ミーティング等において、安全運転の周知徹底を行うとともに、県有品である公用車の管理・使用に対する注意喚起を行いました。 2 取組の成果 職員の安全運転意識、及び物品の適正な管理・取り扱いについての意識の向上が図られました。 (統計課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、安全運転、物品の適正な管理・取り扱いについて周知徹底していきます。 (統計課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 27 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から増加し、6 人の知事部局職員が病気休暇の不正取得、旅費等の不正受給などにより処分されている。 こうしたことから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(人事課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組みました。 (1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組 (2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施（年 3 回） (3) 研修の充実（拡充） 階層別研修、出前研修等の回数を増やし、具体的課題への対応を内容とするよう努めました。また、定期法務研修を実施しました。 (4) コンプライアンス関連事例の収集及びその周知 (5) リーガル・サポート 法律相談、法務研修（再掲）、メールマガジンの発行などの取組を継続し、グループウェアやイントラネットを活用した情報提供を充実するとともに、行政手続・争訟に関する情報（関係条文、逐条解説、解説・Q & A 等）について、速やかに検索できるWEBサービスの提供により、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。 (6) その他実施した施策 ①職員の自己検証のためのコンプライアンスハンドブックを更新しました。 ②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送を行いました。 ③不祥事の発生防止を徹底するため、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を发出しました。 ・職員の綱紀粛正について（依命通知）平成 28 年 11 月 24 日 ・職員の綱紀粛正について（依命通知）平成 29 年 3 月 23 日 2 取組の成果 上記の取組により、職員からは、「職員個人ごとの品性を高めて信頼を得ていくことが必要である」「一人の行動が県職員全体の信用を失墜させることに繋がる恐れがあることを認識した」「（懲戒処分の対象となる非違行為は）誰もが起こす可能性があることとして、常に認識する必要がある」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。 また、法律相談や法務研修等の取組は、利用者からのアンケート結果において、職員の能力向上や業務の質の向上に資するとの評価をいただくなど、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながっていると考えます。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起に取り組んでいきます。 また、同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成27年度の報告件数は192件あり、前年度と比較して15件増加しており、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生している。 引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。 (人事課)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。 また、平成28年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成28年5月31日) 2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。
<u>平成29年度以降(取組予定等)</u> 物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成29年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立) (3) 平成 27 年度の決算においては、実質公債費比率は 14.4%と前年度に比べて 0.3 ポイント低下しているものの、経常収支比率が 97.9%と前年度に比べて 2.1 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。 本県の財政状況は、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、また歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。 こうしたことから、引き続き、県税の徴収率向上、債権管理の適正化などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、県債発行の抑制などにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立されたい。(財政課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 29 年度当初予算編成では、財政状況が極めて厳しい中、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」に基づく改革の初年度として、より一層の歳入確保とともに、県単独補助金をはじめとする事務事業の徹底した見直しを行いました。 また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。 2 取組の成果 平成 29 年度当初予算は、土地売却収入や特定目的基金の活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災などの喫緊の対策、伊勢志摩サミットの資産を未来に生かす取組やスポーツの推進などの未来への投資には予算を重点化する一方で、公債費の増加傾向が続く中、臨時財政対策債等を除く県債残高を抑制するなど、後年度の財政運営にも配慮した予算としました。 なお、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 28 年度末（最終補正後）は、平成 27 年度末残高（最終補正後）8,009 億円から 23 億円減少し、中期財政見通しで示した平成 28 年度末残高 7,986 億円と同額となる見込みであり、平成 29 年度末（1 号補正後）においては、中期財政見通しで示した平成 29 年度末残高 7,943 億円を下回る 7,876 億円となる見込みです。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 平成 29 年度以降は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくことで、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいきます。

部局名 総務部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (県税及び県税以外の未収金対策) (4) 平成 27 年度における県税の収入未済額は、39 億 9,611 万円であり、前年度に比べて 5 億 4,979 万円 (△12.1%) 減少しているものの依然として多額となっている。 特に、県税の収入未済のうち 82.5% (前年度 82.7%) が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済において大きな割合を占めているので、引き続き、市町及び三重地方税管理回収機構と連携し、税込確保に努められたい。 また、県税以外の未収金が 71 億 5,195 万円あるため、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、引き続き、各部局に対し指導されたい。(財政課、税込確保課) 講じた措置 <u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 個人県民税対策 ① 昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底をさらに進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行っています。 ③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しています。 (2) 県税事務所における滞納整理 ① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行いました。 ② 高額滞納については税込確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組んでいます。(税込確保課) (3) 税外の未収金対策 県税以外の未収金について、平成 27 年度に策定した「債権処理計画(目標)」に対する「債権処理計画(実績)」と平成 28 年度の「債権処理計画(目標)」を、平成 27 年度決算にあわせ議会で説明するとともに公表しました。 また、各部局が適切な債権管理や未収金の縮減を図ることができるよう、適宜相談に応じるとともに債権管理推進会議を開催し、部局間の課題や私債権の放棄について情報共有を行いました。(財政課) 2 取組の成果 (1) 個人県民税対策【平成 29 年 2 月末現在】 ① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、昨年度より 0.7%増加し、88.6%となりました。年間ベースで個人住民税約 6,000 万円、個人県民税約 2,400 万円の増収効果が見込まれます。 ② 機構の新たな取組については市町から約 3.6 億円の滞納事案を引き受け、約 3.2 億円を徴収しています。 なお、市町における移管予告効果の約 3.3 億円を含む取組効果は約 6.4 億円となっています。 ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 215 人 (2) 県税事務所における滞納整理【平成 29 年 2 月末現在】 ① 納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 82.5%、税額ベースで 81.3%となり、12 年連続で上昇し、件数・税額とも 80%台に到達しています。 ② 高額滞納(30 万円以上)については、年度当初より約 24%減(目標：年度末において年度当初から 10%以上削減)となっています。(税込確保課) (3) 税外の未収金対策 平成 27 年度債権処理計画(実績)における債権残高は昨年度に比べ 1.93 億円の増となりましたが、この要因は産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用が前年度から 2.39 億円増えたことによるものであり、行政代執行にかかる債権を除いた債権残高は、平成 25 年度をピークに減少するとともに、債権件数についても連続して減少する等、税外未収金対策の取組に一定の成果が表れています。(財政課) <u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u> (1) 個人県民税対策 (2) 県税事務所における滞納整理 上記、(1)(2)の取組を引き続き進めます。(税込確保課) (3) 税外の未収金対策 引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金発生年度内の早期回収に努め、未収金の発生抑制をはかるとともに、やむを得ず発生した未収金については、債権処理計画の策定等の取組により縮減をはかります。(財政課)
--

部局名 総務部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努めるとともに、県行政への信頼を損なう重大な事案であるため、今後、法令遵守及び服務規律の徹底を図られたい。 (1) 実際に医療機関を受診せず、偽造した診断書等を提出することにより、合計 395.5 日間の病気休暇を不正に取得していた。 (津総合県税事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 県民の信頼を損なう重大な事案であったことから、懲戒処分当日（平成 27 年 9 月 17 日）に緊急所長会議を行い、総務部参事から県税事務所長等に対し、以下のとおり病気休暇の取扱にかかる指導及び注意喚起を行いました。 ①病気休暇制度の趣旨を理解し、承認する場合は、運用方針に沿った処理を行うこと。 ②病気休暇の承認にあたっては、診断書等、確認書類の原本を確認すること。 ③本庁へ提出する確認書類がコピーの場合は、所属長が原本確認し、認め印を押すこと。 ④診断書については、必ず原本を税務企画課へ提出すること。 ⑤電話による病気休暇の申請にあたっては、病状を詳細に聴き取ること。 なお、上記の内容について、当日中に所長等からすべての税務職員へ周知を行ったほか、本庁税務部門においても全職員へ周知を行いました。これ以降は病気休暇の不正取得防止に向けて、全ての税務職場で統一した取扱を徹底しています。 また、平成 28 年度には、第 1 回室長会議（平成 28 年 5 月 12 日開催）において、「平成 27 年 9 月 18 日付け総務部人事課長通知 病気休暇の適切な運用について」を各所属長へ配布し、改めて注意喚起を行いました。 2 取組の成果 職員からの病気休暇申請にあたっては所属長が申請ごとに診断書等の原本確認を行う等の手続を徹底しており、税務職場全体で職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上が図られているものと考えます。 なお、当該取組の徹底以降は、病気休暇の不正取得等、県民の信頼を損なう不正事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 病気休暇の不正取得を防止し、県民からの信頼を確保するため、年度当初の室長会議等の場で所属長へ病気休暇制度の趣旨及び手続について改めて周知徹底を行い、引き続き、病気休暇の承認にあたって税務部門として統一した取扱に取り組んでいきます。

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 4,022,405,710 円あった。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、津地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (管財課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) ①個人県民税対策 ・昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底をさらに進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ・三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行っています。 ・本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しています。 ②県税事務所における滞納整理 ・自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行います。 ・高額滞納については、税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組んでいます。 (税収確保課) (2) 契約解除に係る違約金について、平成 28 年 7 月 20 日に裁判所において、債務者の破産手続廃止決定がなされ、債務が消滅したことから、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき、平成 28 年 9 月 27 日付けで不納欠損処分を行いました。 (管財課) 2 取組の成果 (1) ①個人県民税対策【平成 29 年 2 月末現在】 ・市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、昨年度より 0.7% 増加し、88.6%となりました。年間ベースで個人住民税約 6,000 万円、個人県民税約 2,400 万円の増収効果が見込まれます。 ・機構の新たな取組については市町から約 3.6 億円の滞納事案を引き受け、約 3.2 億円を徴収しています。なお、市町における移管予告効果の約 3.3 億円を含む取組効果は約 6.4 億円となっています。 ・県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 215 人 ②県税事務所における滞納整理【平成 29 年 2 月末現在】 ・納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 82.5%、税額ベースで 81.3%となり、12 年連続で上昇し、件数・税額とも 80%台に到達しています。 ・高額滞納 (30 万円以上) については、年度当初より約 24%減 (目標：年度末において年度当初から 10% 以上削減) となっています。 (税収確保課) (2) 平成 28 年 7 月 20 日に裁判所において、債務者の破産手続廃止決定がなされたことにより、県の債権が消滅しました。 (管財課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> ア 収入未済 (1) ①個人県民税対策 ②県税事務所における滞納整理 上記、(1)の取組を引き続き進めます。 (税収確保課) (2) 現在、未収金は発生していません。 (管財課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 三重県総務事務システム運用保守業務委託において、出納局事前検査を受けていなかった。 (総務事務課) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あった。 (管財課、四日市県税事務所) ウ その他の支出事務 (1) 指定金融機関で扱えない払込書で支出命令を行ったことにより歳出戻入を行っていた。 (津総合県税事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ア 業務委託 (1) 変更契約締結前に事前検査を受けることを業務担当者間で確認しました。 (総務事務課) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) ・入札事務の執行に際し、複数の職員により確認を行うなど、より適正に事務処理を行うようチェック体制の強化を図りました。 (管財課) ・入札実施伺いの起案時に、添付書類を複数名でこれまで以上の確認を実施しました。また、電子調達システムに登録する時にも複数名での確認を実施しました。 (四日市県税事務所) ウ その他の支出事務 (1) 執行担当所属と支出担当所属において、今まで以上に連携を図ることとし、払込書も含めた支払書類のチェックを相互に行うことで、再発防止に努めました。 (津総合県税事務所) 2 取組の成果 ア 業務委託 (1) 今年度の変更契約時において、出納局事前検査を受けました。 (総務事務課) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 複数の職員による確認を徹底し適正な事務処理を行っており、同様の事案は発生していません。 (管財課、四日市県税事務所) ウ その他の支出事務 (1) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。 (津総合県税事務所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ア 業務委託 (1) 業務マニュアルへの明記等により、出納局事前検査手続きの遺漏が無いよう努めます。 (総務事務課) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。 (管財課、四日市県税事務所) ウ その他の支出事務 (1) 同様の事案が再度発生しないよう、点検の強化及び職員に周知・徹底を図ります。 (津総合県税事務所)

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の事後確認書類で、一部確認できない事項があった。 (2) 扶養手当の事後確認書類の一部が添付されていなかった。 (3) 通勤手当に係る事後確認書類について、原本が必要であるにもかかわらず、写しが添付されていたものが2件あった。 (4) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。 (5) 通勤手当の通勤経路及び通勤距離の認定に誤りがあった。 (6) 通勤手当に係る事後確認書類が添付されていなかった。 (総務事務課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 当該職員に確認を行ったところ、子が H27 年 5 月からアルバイトをしていたため、給与明細の写し (H27. 5 ～7 月) の提出を求め、月額が限度内であることを確認しました。 (2) 当該職員に、扶養手当の事後確認書類のうち不足していた一部の書類 (送金申立書、配偶者と子の世帯の住民票) について提出を求め、支給要件を具備していることを確認しました。 (3) 通勤手当認定額の 1 か月分以上の使用済みバスカード原本を徴取しました。 (4) 本人に距離及び経路の確認を行ったところ、本人実測距離 38. 0 km であったため距離を 38. 0 km で認定し平成 22 年度 (23 年 2 月～5 年間) に遡り是正処理 (手当額の戻入) を行いました。 (5) 当該職員に、新しい道路の供用開始に伴う通勤経路の変更申請の提出を求め、新たに認定を行いました。これにより支給額を変更するとともに、通勤手当の過払い分については供用開始時に遡って返納処理を行いました。 (6) 当該職員から誤って提出された過去の定期券の写しにより事後確認を行っていましたが、改めて使用中の定期券の写しの提出を求め、支給要件を具備していることを確認しました。 (総務事務課) 2 取組の成果 各種手当の支給時の要件や添付書類の確認及び事後確認時の提出書類に留意し適正な事務処理に努めました。 なお、通勤手当の戻入分 (4)、(5) については、返納されたことを確認しました。 (総務事務課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。 (総務事務課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進と福祉・介護人材の確保・養成) (1) 特別養護老人ホームの整備によりその施設数は増加しており、介護度が重度で在宅の入所待機者数は着実に減少しているものの、依然多数存在し、直ちに入所できない状況が続いている。 引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。 また、良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められることから、介護現場での従事者の需給状況を把握するとともに、関係機関と連携して引き続き必要となる人材の確保・養成を行われたい。 (地域福祉課、長寿介護課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成 26 年度に実施した介護人材需給推計により将来の介護人材の需給状況を把握して、次の取組を実施しました。 - 三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、5名のキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修などの取組を実施しました。 - 三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生への修学資金や、離職した一定経験のある介護人材への再就職準備金の貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 - 地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。 - 三重県老人保健施設協会が実施している元気な高齢者を介護職場で清掃やベッドメイク等の補助的な業務を担う「介護助手」として育成し導入する取組を支援しました。 (地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、20 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。 (長寿介護課) (3) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 27 年度に選定した平成 28 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 29 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。 (長寿介護課) 2 取組の成果 (1) 福祉人材センターでの取組により、537 名（平成 29 年 3 月末）が福祉・介護職場に就職しました。 (地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。 (長寿介護課) (3) 介護保険事業支援計画に基づき、平成 28 年度は、特別養護老人ホーム 5 施設（240 床）の施設整備が行われ、また、平成 29 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 5 施設（300 床）の選定を行いました。 (長寿介護課)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 介護人材需給推計は、3 年ごとに実施することとなっており、平成 29 年度は、需給推計を実施する年度に当たるため、今後の需給ギャップを把握するとともに、これまでの取組の成果をふまえ、介護人材確保の取組をすすめていきます。 (地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。 (長寿介護課) (3) 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。 (長寿介護課)

部局名 健康福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (高齢者の虐待防止) (2) 高齢者に対する身体的・心理的等の虐待が、家庭や養介護施設等で表面化しており、市町職員や養介護施設従事者等を対象とした研修を実施するなど、その防止に取り組んでいるものの、依然として多数発生している。また、潜在化している虐待の存在も否定できないところである。 このため、市町、地域包括支援センター等と連携し、在宅介護における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実・活用を図られたい。 また、養介護施設における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修会の実施により、虐待の防止に努められたい。 (長寿介護課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 高齢者虐待の早期発見に向け、事例検討等の実践に即した研修を実施することで関係者の資質向上に努めるとともに、関係機関同士のネットワークの構築や、専門職である弁護士と社会福祉士で運営する「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」と協力し、虐待の対応に当たる市町等の支援を行いました。 また、「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」は、昨年度より任意団体化したことで組織の強化が図られており、市町と直接契約できるようになったことで、より迅速で厚い支援が可能になりました。 虐待防止研修会 1. 市町、地域包括支援センター向け ・市町管理職・担当職員向け（1 日） ・現任者専門研修（3 日） ・担当者交流会（2 会場） 2. 事業所向け ・権利擁護普及啓発研修（1 日） ・権利擁護推進員養成研修（3 日） 2 取組の成果 今年度より、権利擁護普及啓発研修への参加を、有料老人ホームの施設長やサービス付き高齢者向け住宅の管理者等にも積極的に働きかけることで、更なる関係者の資質向上を図ることができました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、研修等の実施により関係者の資質向上を図り、関係機関同士の連携を密にすることで虐待の早期発見・防止に努め、専門職の協力により虐待の対応に当たる市町等を支援します。

部局名 健康福祉部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (看護職員の確保対策) (3) 県内の看護職員数は増加傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの看護職員従事者数は全国平均を下回っている。 引き続き、病院内保育所の設置運営支援や就労環境改善アドバイザーの派遣など働きやすい職場環境づくりを進め、人材の確保に努められたい。 (地域医療推進課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 看護師確保の取組として、平成 26 年度に「三重県看護職員確保対策検討会」を設置し、看護職員の「人材確保対策」や「定着促進対策」等の取組を進めています。 (1) 「人材確保対策」として、看護師等修学資金貸付制度の活用による看護学生の県内就業の促進や、三重県ナースセンターにおける未就業の看護職員に対する再就業の斡旋、無料相談等を実施して再就業を促進しています。また、平成 27 年 10 月から、努力義務化された免許保持者による届出制度（とどけるん）を周知し、ナースセンターへの登録を促進する取組を行うとともに、27 年 12 月には、四日市サテライトを設置し、相談体制の強化を図りました。さらに、「看護のこころ普及事業」として、高校生を対象とした「一日看護体験」を行い、看護職員を目指す学生を増やす取組を行っています。 (2) 「定着促進対策」として、医療機関や介護老人保健施設に看護職員確保定着支援員を派遣し、勤務環境改善にかかる助言などを行っています。また、平成 26 年度から三重県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関の勤務環境等の改善に向けた自主的な取組を推進するとともに、27 年度には「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。 2 取組の成果 (1) 免許保持者による届出制度（とどけるん）届出数 平成 29 年 3 月末 974 人 (2) 医療勤務環境改善のためのアドバイザー対応医療機関数 平成 29 年 3 月末 16 件
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 「三重県看護職員確保対策検討会」において、関係機関等と情報共有を図りながら、引き続き取組をすすめます。 (2) 看護職員の確保の拠点であるナースセンター四日市サテライトの機能強化を図ります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (医師確保対策) (4) 県の人口 10 万人当たりの医師数は 207.3 人で、全国平均を下回り（第 36 位）、さらに医師の地域偏在、診療科偏在が大きな課題となっている。 このため、県地域医療支援センターを立ち上げ、平成 26 年度から三重専門医研修プログラム（後期臨床研修プログラム）を開始し、県内医師の確保に取り組んでいるところである。 今後は、これまでの取組成果や医師修学資金貸与者の意見等を踏まえ、医師修学資金貸与制度も含め、より魅力のある研修プログラムになるよう必要な見直しを行うなど、医師不足や地域偏在等の解消に取り組まれない。（地域医療推進課）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。 (2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うため、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の三重専門医研修プログラムの活用を促すためのアプローチを修学資金貸与者等に対して実施しました。 (3) 国において検討が進められている新たな専門医制度について、三重大学を中心に県内医療機関と連携しながら専門研修プログラムの作成等を進めました。 なお、地域医療への影響等の懸念から、研修開始時期が 1 年延期（平成 30 年度開始予定）となりましたが、これまでの取組成果等を踏まえつつ、より魅力的なプログラムとなるよう、引き続き、対応を行っています。 2 取組の成果 (1) 三重県医師修学資金について、面接等による選考の上、51 名に新規貸与を行った結果、貸与者の累計（平成 29 年 3 月末現在）が 587 名となりました。 (2) 来年度から後期臨床研修を開始する臨床研修 2 年目の修学資金貸与者等 99 名を対象に、地域医療支援センターコースの周知等を行うとともに、三重専門医研修プログラムの活用促進に取り組みました。 (3) 新たな専門医制度に基づく研修開始に向けて、臨床研修 2 年目の研修医等に対し、専門研修プログラムの概要説明や個別相談対応等を行いました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 三重県医師修学資金について、引き続き新規貸与に向けた取組を進めるとともに、これまでの取組成果等を踏まえ、医師不足や地域偏在等の解消に資する制度となるよう検討を行うことにより、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。 (2) 平成 30 年度から研修開始となる新たな専門医制度について、研修医等に対する周知や活用促進のための個人面談等に取り組み、より多くの医師修学資金貸与者等に三重大学各診療科が策定する新専門医研修プログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。 (3) 新専門医制度が地域偏在等を引き起こさないよう、三重県地域医療支援センターの協議の場である運営協議会の下に、県内の医療関係者（三重大学、医師会等）による専門部会を立ち上げ、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を図ります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進) (5) 高齢者の増加や長寿命化に伴い、医療費が増加し、県民生活及び県財政に大きな影響を及ぼしている。県民の「平均寿命」(男 80.9 歳、女 87.1 歳)と「健康寿命」(男 78.0 歳、女 80.7 歳)には差があることから、「健康寿命」を延ばすことが大きな課題となっている。 また、死因の第 1 位であるがんについても、早期発見・早期治療が何よりも重要となっている。 このため、運動習慣の定着などの健康づくり対策、さらには特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るなど、生活習慣病とがんの予防対策を一層推進されたい。(健康づくり課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 特定健康診査・がん検診の受診率向上や生活習慣病の予防について、関係機関等と連携して啓発活動を実施しました。 また、以前から野菜の摂取、減塩等の食生活改善の有効性について啓発を行っていますが、今年度は特に糖尿病をテーマにフォーラムを開催し、生活習慣の改善が生活習慣病の発症や重症化の予防につながることにについて啓発しました。 加えて、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中学校におけるがん教育の実施や、先駆的な市町の受診率向上の取組を支援する「がん予防・早期発見推進モデル事業」の創設、市町がん担当者会議において受診の意義の共有や受診率向上につながる好事例の紹介等を行いました。 2 取組の成果 健康寿命については、三重県民力ビジョン第二次行動計画にも引き続き県民指標として位置付けてその延伸に取り組んでいるところです。平成 27 年度は男性が 77.9 歳、女性が 80.7 歳となっています。 また、平成 26 年度地域保健・健康増進事業報告によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんのいずれの検診受診率も全国平均を上回り、特に乳がん検診受診率が 37.8%で全国 11 位、子宮頸がん検診が 54.2%で全国 2 位、大腸がん検診が 30%で全国 8 位と上位となっています。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 生活習慣病の予防や特定健診の受診率向上のため、今後も各地域で開催されるイベント等を通じ、健診受診の必要性や、健康的な生活習慣について啓発活動を継続していきます。 また、各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供などにより、受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援) (6) 児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成 24 年度以降 4 年連続で 1,000 件を超え、27 年度は 1,291 件と過去最多を記録するなど、依然として高い水準で推移している。 市町の相談体制強化に対する支援、母子保健担当者や医療従事者に対する研修などに取り組んでいるが、今後も引き続き、市町、教育・母子保健分野や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。(子育て支援課) 講じた措置 <u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 《市町、教育・母子保健分野との連携について》 (1) 県は平成 24 年度に発生した 0 歳児虐待死亡事例をふまえ、児童相談センター（児童相談所を含む）と市町との間で実施する児童相談体制の強化に向けた定期協議により、市町の体制確認や連携強化を図りました。さらに、児童福祉や教育・母子保健分野など児童に関わる関係機関で構成される市町要保護児童対策地域協議会に対して、各児童相談所職員の参画やアドバイザー等の派遣により、情報共有や連携強化、その運営強化を図りました。 (2) また、母子保健分野との連携が重要であるとの認識から、若年妊婦等の特定妊婦への対応等の連携に関する情報交換を実施するとともに、児童相談センター(児童相談強化支援室)では、市町の児童福祉分野の担当職員だけでなく、母子保健部門の担当職員も含めた児童虐待防止に関するスキルアップを支援するため、市町職員等テーマ別研修やブロック別事例検討会を実施しました。 ・平成 28 年 5 月 16 日～平成 28 年 12 月 26 日 市町職員等テーマ別研修 3 回 ・平成 28 年 12 月 2 日～平成 29 年 2 月 10 日 ブロック別事例検討会 5 回 (3) 県は、市町が全ての母子に対する支援として行っている妊娠届出時アンケートや乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等で把握されたケース支援について、医療機関や市町保健福祉部門及び県児童相談所等と情報共有を行うとともに、支援に携わる多職種について人材育成を行いました。 《医療機関との連携について》 (1) 県内 10 病院が参加する三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡協議会を開催し、児童虐待に関する現状の情報共有や連携等の意見交換を実施しました。 ・平成 29 年 2 月 17 日 実施 (2) 児童虐待の早期発見・早期対応については、医療機関との連携が不可欠なため、県は医療従事者を対象に、虐待の兆候の把握と証拠保全、通告の必要性、放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける研修を県内の病院で実施しました。 ・平成 28 年 9 月 14 日～平成 29 年 2 月 16 日 5 病院で計 6 回実施 2 取組の成果 (1) 全 29 市町と定期協議を実施するとともに改善に向けた取組の進捗を把握し 10 市町に対してフォローアップの協議を実施しました。また、市町要保護児童対策地域協議会の活動を充実させるため、アドバイザー等を延べ 9 回(10 市町)派遣し、市町、教育・母子保健分野など児童に携わる関係機関と児童虐待の防止、早期発見・早期対応に関する共通認識を深め、連携強化を図ることができました。 (2) 母子保健分野との連携については、市町母子保健分野の職員も対象とした児童虐待防止に関する研修会の実施により、共通の理解と連携の強化を図りました。また、県が医師会等との調整を行うことにより、市町が実施する乳幼児健診等をスムーズに実施することができました。 (3) 医療機関との連携については、連絡協議会での情報共有と連携の必要性についての確認を行い、また医療従事者を対象とした研修の実施により、児童相談所等への通告やその後の連携の必要性について理解を深めることができました。 <u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き定期協議や市町要保護児童対策地域協議会への参画、アドバイザー等の派遣、研修会の実施等を通じて、市町、教育・母子保健分野との連携を進め、今後の的確な児童虐待への対応につなげていきます。 (2) 平成 28 年 5 月の児童福祉法等の改正により、母子保健法に市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター）を設置するよう努めなければならないと規定されたことから、引き続き人材育成や情報提供等を通して市町の母子保健体制の整備を支援していきます。 (3) 医療機関との連携においても、病院との連絡協議会を開催し情報共有等の連携を図るとともに、医療従事者向けの研修会の普及に取り組み、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。
--

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の構築と充実) (7) 平成 29 年 6 月の開設をめざして三重県立子ども心身発達医療センターの整備を進め、発達障がい児等に対する地域支援の拠点として機能強化を図ることとしている。 こうした中、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール(「CLMと個別の指導計画」)の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町等と連携した、途切れのない子どもの発達支援体制の構築と充実に努められたい。 (発達支援体制推進プロジェクトチーム) 講じた措置 平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付けるとともに、県民力ビジョン第二次行動計画では、施策の活動指標として「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合を掲げ、取組を進めています。 (2) 途切れのない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。 (3) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、個別市町への訪問等を行いました。 (4) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、県立小児心療センターあすなろ学園において市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。 (5) 「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進については、保育士、幼稚園教員等を対象とした研修会(ワークショップ)を県内各地域で開催し、基礎的な研修を実施するとともに、実践報告会の開催等による普及啓発や、効果測定調査による導入効果の検証等を行っています。 (6) 地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達支援にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。 2 取組の成果 (1) 平成 28 年 8 月～9 月に、県内 5 圏域(津・伊賀、北勢、松阪、南勢志摩、東紀州)において発達障がい児支援の情報交換会を開催し、市町や相談事業者等の担当者と意見交換を行いました。 (2) 平成 28 年度は、6 市町から 6 名の職員を受け入れ、アドバイザーとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会やミニ学会(12 月 4 日)等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。 (3) 「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を、19 市町 36 園に訪問実施し、延べ 79 ケースに対応しました。 (4) 平成 28 年 5 月～6 月に、県内 4 地域(津、四日市、伊勢、尾鷲)において保育士、幼稚園教員等を対象とした「途切れのない発達支援研修会」を開催し、延べ 532 名が参加しました。また、学校教員にも参加を呼びかけました。 (5) 平成 28 年 11 月 13 日に「CLMと個別の指導計画」を活用した発達支援の実践報告会(第 5 回)を開催し、他県からも含め 290 名が参加しました。県内 4 市の発表と共に山梨県南アルプス市が発表を行いました。 (6) 平成 28 年 7 月 28 日に皇学館大学において、教育学部(幼児教育コース)の学生(3 年生)を対象として「CLMと個別の指導計画」に関する講演を開催し、普及啓発を行いました(61 名参加)。 (7) 「CLMと個別の指導計画」の実施にかかる効果測定調査を、県内市町の協力のもと実施しました。 (8) 平成 28 年 10 月 2 日に、県内の小児科医や精神科医等を対象とした「三重県における発達支援診療ネットワーク構築に向けた研修会」を県医師会と共催で開催し、93 名の参加がありました。 平成 29 年度以降(取組予定等) (1) 県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの難聴児支援部門を統合した施設として、平成 29 年 6 月に、県立子ども心身発達医療センターを開設し、子どもの発達支援の拠点として、専門性の高い医療・福祉サービスを提供するとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。 (2) これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校とも連携し、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。 (3) 「CLMと個別の指導計画」の普及啓発を促進するため、市町の意見を伺いながら、長期の人材育成研修とは別に短期間の育成コースの検討を行います。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 送付した資格試験の合格通知書について、記載内容の一部に誤りがあった。 (薬務感染症対策課) (2) 療育手帳判定に係る判定書を誤送付したことにより、個人情報を漏えいさせた。 (児童相談センター)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 再発防止策として、登録販売者試験実施手順を作成し、職員に周知するとともに、複数の職員で確認するようにチェック体制を強化しました。 (薬務感染症対策課) (2) 今回の誤送付については、判定書の送付作業を行う際に、別の案件の作業を同時に行ったことによる取り違えが原因でした。そうしたことから、再発防止策として、特に個人情報が含まれる文書の送付については、慎重な作業に努めるとともに、担当者だけでなく、別の職員がダブルチェックしたうえで送付作業を行うことを徹底しました。 (児童相談センター) 2 取組の成果 (1) 今年度は、当該実施手順に基づき、複数の職員で確認を行い、登録販売者試験の実施については、特に問題は発生しませんでした。 (薬務感染症対策課) (2) 上記の取組の結果、現在まで誤送付するような案件は発生していません。 (児童相談センター)
平成 29 年度以降 (取組予定等) (1) 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (薬務感染症対策課) (2) 今回の事案を受けて、療育手帳の判定業務だけでなく、児童相談所の各種業務においては個人情報にかかる業務が多いことから、他の業務においても同様の事例が発生する可能性があることを十分認識し、個人情報の適切な取扱いの徹底と、担当者だけでなく他の職員の再チェックを行うよう徹底していきます。 (児童相談センター)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 630,823,541 円あった。 (健康福祉総務課、長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、少子化対策課、子育て支援課、桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児診療センターあすなろ学園、保健環境研究所) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (健康福祉総務課、薬務感染症対策課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、発達支援体制推進プロジェクトチーム) (3) (4) 督促状の発付が遅延しているものがあった。(障がい福祉課、子育て支援課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) (2) - 平成 26 年度に作成した健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、収納促進に取り組みました。 - 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表しました。 - 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告および自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 - 未収債権管理事務嘱託員を本庁に 3 名配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。 - 地域機関を含めた部内の未収金担当国会議を開催し、加えて、法曹有資格職員の協力を得て債権管理・回収に関する研修会を実施しました。 - 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。 (3) (4) 未収金が発生した場合は、健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、債権管理簿を作成し、期日までに督促状を発付するよう徹底しました。 2 取組の成果 (1) (2) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、債権処理計画の達成に向け、収納促進を図りました。 - 未収債権管理事務嘱託員が自宅等へ訪問を行い、未収金の収納を図りました。 - 未収金担当国会議や研修会を行うことで、担当職員の知識・能力の向上、適切な債権管理を図りました。 (3) (4) 期日までの督促状の発付等、適切な債権管理が図られました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「健康福祉部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 - 健康福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 - 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。 - 未収金担当国会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 - 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 (1) 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (桑名保健所) (2) 現金納付された福祉手当戻入及び精神薄弱者施設入所者負担金の金融機関への収納処理が遅延していた。 (多気度会福祉事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行いました。 (桑名保健所) (2) 金融機関の営業時間外に収納したものは、他の職員にも情報共有し、翌営業日に必ず納付するよう課内で確認を行いました。 (多気度会福祉事務所) 2 取組の成果 (1) 情報公開文書複写料の収納について、適切に処理しました。 (桑名保健所) (2) 金融機関の営業時間外に収納したものは、翌営業日に納付しています。 (多気度会福祉事務所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (桑名保健所) (2) 課内での情報共有を図り、適正な事務処理に努めます。 (多気度会福祉事務所)

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【三重県の人口動態に関する統計表作成業務委託】 ・ 予定価格の算定に誤りがあった。 (健康福祉総務課) (2) 【平成 27 年度食品衛生指導事業委託】 ・ 個人情報に関する特記事項に定めた個人情報の取扱いの責任者及び個人情報業務に従事する者の書面での報告がなされていなかった。 ・ 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。 (食品安全課) (3) 【三重県生活困窮者自立相談支援業務委託】 ・ 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。 (地域福祉課) (4) 【精神科救急医療システム運用事業委託】 ・ 契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 (障がい福祉課) (5) 【医師派遣業務委託】 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (桑名保健所) (6) 【結核接触者健診等業務委託】 ・ 契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (桑名保健所) (7) 【発達障がい理解促進業務委託】 ・ 履行完了の届出が提出されてから、10 日以内に検査を行っていなかった。 (障害者相談支援センター) 講じた措置 平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 担当者及び関係者に注意喚起を行い、確認を徹底しました。 (健康福祉総務課) (2) 委託者、受託者双方で契約書を見直し、必要な提出書類について再確認を行いました。 (食品安全課) (3) 契約書で定められたとおり実施責任者の書面での報告を求めました。 (地域福祉課) (4) 契約準備行為における事務処理において、記載漏れが無いよう、経理班に事前に相談するなどして、チェック体制の強化に努めました。 (障がい福祉課) (5) 毎年度締結している業務委託契約であることから、暴力団排除条例等への対応に係る一文を記載するよう徹底しました。 (桑名保健所) (6) 毎年度締結している業務委託契約であることから、暴力団排除条例等への対応に係る一文を記載し、契約保証金を免除する決裁を受けるよう徹底しました。 (桑名保健所) (7) 執行伺いから契約締結、履行確認までの事務処理の流れについて、必要な事項を事業担当職員に周知するとともに、経理担当職員と双方で十分な確認を行うよう努めました。 (障害者相談支援センター) 2 取組の成果 (1) 改善取組により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務処理が図られました。 (健康福祉総務課) (2) 改善取組により、今年度の契約については、必要書類は全て提出を受けました。 (食品安全課) (3) 実施責任者の書面での報告を受理し、適切な事務処理を図りました。 (地域福祉課) (4) 担当職員への周知や経理班に事前相談を行うことで、適切な事務処理が図られました。 (障がい福祉課) (5) 暴力団排除条例等への対応に係る記載について、適切に処理しました。 (桑名保健所) (6) 契約保証金免除に係る決裁及び暴力団排除条例等への対応に係る記載について適切に処理しました。 (桑名保健所) (7) 職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底により、適切な事務処理が図られました。 (障害者相談支援センター) 平成 29 年度以降 (取組予定等) (1) (2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (健康福祉総務課、食品安全課) (3) 契約内容の履行状況について、複数職員による確認の徹底を行い適切な会計処理に努めます。 (地域福祉課) (4) (5) (6) 引き続き、適正な事務処理実施に努めます。 (障がい福祉課、桑名保健所) (7) 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を行うことにより、適切な会計処理に努めます。 (障害者相談支援センター)
--

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 (1) 【医学的リハビリテーション施設施設整備事業補助金】 ・交付決定が速やかに行われていなかった。 ・補助金額の確定を通知していなかった。 (医務国保課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 補助金交付要領に定めた手続きに則って適正な事務処理を行うよう事務担当者に周知するとともに、報告・連絡・相談の徹底や、必要に応じての事務処理状況の確認を行いました。 2 取組の成果 適正な事務処理を行いました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 今後とも、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 健康福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 旅費	
(1) 【介護保険指導監督中堅職員研修】	
・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。	(福祉監査課)
(2) 【アメリカワシントン州シアトル現地調査】	
・旅行命令において自家用車使用の承認がなされていなかった。	(ライフイノベーション課)
(3) 【全国保健所長会総会代理出席】	
・復命書に用務時間や用務の概要等が記載されていなかった。	(伊賀保健所)
講じた措置	
<u>平成 28 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するよう全職員に対し注意喚起しました。	(福祉監査課)
(2) 全職員に対し、自家用車使用の際は事前に使用の承認を得るよう周知しました。	(ライフイノベーション課)
(3) 速やかに、不十分であった箇所について内容を補いました。全職員に対して、復命書に記載すべき内容を周知し、注意喚起を行いました。	(伊賀保健所)
2 取組の成果	
(1) 旅行完了後、速やかに文書による復命処理が行われています。	(福祉監査課)
(2) 適切に旅行命令手続きが行われています。	(ライフイノベーション課)
(3) 復命書については、適正な記載が行われています。	(伊賀保健所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 引き続き、速やかに文書による復命処理を行い適切な事務処理に努めます。	(福祉監査課)
(2) 引き続き、旅行命令手続きを適切に行うよう努めます。	(ライフイノベーション課)
(3) 引き続き、復命書の記載漏れ防止等、適切な事務処理に努めます。	(伊賀保健所)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 物品等購入 (1) 支払が遅延しているものがあった。 (健康福祉総務課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 県の債務の支払時期について、関係職員に注意喚起及び周知を行いました。 2 取組の成果 請求書の内容が適正であるかのチェックを速やかに行い、支払遅延が生じないよう迅速に支払処理を行いました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 上記改善策を引き続き実施することにより適正及び迅速な支払処理に努めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 19 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (健康福祉総務課、福祉監査課、健康づくり課、少子化対策課、津保健所、児童相談センター、松阪食肉衛生検査所、障害者相談支援センター、草の夷リハビリテーションセンター、こころの健康センター、小児心療センターあすなろ学園)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 事務処理誤りによる入札中止案件は、物件等で主に仕様書誤り及びシステムへの入力ミスによるものです。本庁においては、事業実施伺いの健康福祉総務課経理班への合議段階で、仕様書及びシステム入力内容の確認を行うとともに、関係職員に対し、入札中止未然防止に向けた注意喚起を行いました。 地域機関を含め部内各所属の取組として、仕様書作成については、所属内での複数職員による確認に加え、専門的な知識を有する職員に相談する等の取組により適正な仕様書作成に努めました。 なお、システムへの入力ミスについては、案件登録時に、画面ハードコピー等を活用し複数職員によるダブルチェックの徹底等に努めました。 2 取組の成果 上記取組の結果、担当職員の意識を高め、複数職員によるチェック体制の強化など適正な入札事務を図りました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、複数職員によるチェック体制の強化や、本庁においては健康福祉総務課経理班の確認等により、適切な入札事務に努めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ その他の支出事務 (1) 非課税対象物品を課税対象物品として購入したことにより歳出戻入を行っていた。(薬務感染症対策課) (2) 生活保護費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(北勢福祉事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 非課税対象物品について職員に周知するとともに、複数の職員で確認するようにチェック体制を強化しました。(薬務感染症対策課) (2) 現金(資金前渡)による生活保護費の支出については、県から役場の口座へ振込を行い、役場が被保護者へ現金支給を行っています。当該事案の歳出戻入の返納義務者は役場であるべきところを、被保護者を返納義務者として戻入通知書の発行を行ったものです。 なお、返還対象の現金は本人へ渡っておらず、役場にあることを電話等により確認していたため、被保護者側へは当該返還にかかる文書や戻入通知書が渡ることはなく、現金は正当な返納義務者である役場から返納されました。 今後、現金(資金前渡)による生活保護費の支給にかかる歳出戻入が発生した場合は、役場による現金支給の状況が確認できる前渡資金の支給明細書の写しをすぐに役場から送付してもらい、戻入決議書に添付することで、被保護者への保護費の支給状況の確認を確実にし、返納義務者の確定をするよう改めるとともに、チェック体制の強化を図りました。(北勢福祉事務所) 2 取組の成果 (1) 今年度は、非課税対象物品の購入はありませんでしたが、職員への周知や複数の職員で確認し、事務処理を行いました。(薬務感染症対策課) (2) 取組の結果、当該事案以外には、生活保護費の債権者誤りによる歳出戻入は発生していません。(北勢福祉事務所)
<u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u> (1) 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。(薬務感染症対策課) (2) 引き続き、確認事項の徹底及びチェック体制の強化を図ることにより適正な事務処理に努めます。(北勢福祉事務所)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 従事した業務内容に適さない特殊勤務手当が支給されていた。 (桑名保健所) (2) 特殊勤務手当について、承認された業務内容と支給額に誤りがあった。 (障害者相談支援センター)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 特殊勤務手当入力の際の種類選択が誤っていた事案であることから、入力時に特殊勤務手当の種類を誤って入力していないか、従事職員及び担当課長による相互チェックを徹底しました。 (桑名保健所) (2) 申請内容に誤りが生じないよう関係職員に改めて注意喚起を行いました。 (障害者相談支援センター) 2 取組の成果 (1) 特殊勤務手当の種類選択入力について、適切に処理しました。 (桑名保健所) (2) 平成 28 年度分については適正に事務処理が行われ、正しい額が支給されました。 (障害者相談支援センター)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (桑名保健所) (2) 引き続き、手当申請者及び決裁者双方でチェックし、適正に事務処理を行うよう努めていきます。 (障害者相談支援センター)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 (1) 公有財産の異動報告が遅延していた。(国児学園) (2) 行政財産の目的外使用許可に係る公有財産使用許可台帳が整理されていなかった。 (小児心療センターあすなろ学園)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 公有財産の適正な管理について改めて確認を行い、徹底しました。(国児学園) (2) 事務引き継ぎ項目から漏れていたため、台帳が整理出来ていなかったことから、事務引き継ぎの自己点検項目に追加し、適切な事務処理となるよう努めました。(小児心療センターあすなろ学園) 2 取組の成果 (1) 平成 28 年度は、公有財産の異動報告を行う事由はなかったものの、公有財産規則に基づいた適切な管理を行うことができました。(国児学園) (2) 上記取組により、適切な財務の執行が行われました。(小児心療センターあすなろ学園)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、公有財産の異動報告等に遅延が生じないように注意し、適正な財産管理に努めます。(国児学園) (2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。(小児心療センターあすなろ学園)

部局名 健康福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 物品の管理	
(1) 一部の備品が所在不明となっていた。	(長寿介護課)
(2) 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。	(桑名保健所)
講じた措置	
<u>平成 28 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 既に廃棄処分を行っていた備品を、物品管理台帳から削除する処理を失念していたため、平成 28 年 6 月 29 日に物品管理台帳より削除を行いました。	(長寿介護課)
(2) 毎日の出納簿記載の際のチェックに加え、定期的な出納簿と在庫との相互チェックを徹底しました。	(桑名保健所)
2 取組の成果	
(1) 物品管理台帳との整合を図りました。	(長寿介護課)
(2) 郵券証紙類払出簿と現物の在庫数について、適切に処理しました。	(桑名保健所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 備品を廃棄した際には、物品管理台帳から削除する等適正な備品管理を行います。	(長寿介護課)
(2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。	(桑名保健所)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 406,080 円) (健康福祉総務課) (2) 物損事故 (物損額：県 361,754 円) (鈴鹿保健所) (3) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 54,151 円、相手 0 円) (治療費等：県 0 円、相手 1,319,708 円) (児童相談センター)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 交通事故について、課内で情報共有するとともに、交通事故を防止するため、出張時の声掛けを行い職員の意識向上を図りました。 また、健康福祉部全体として、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行うとともに、部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、交通事故の傾向を職員に通知することで、一層の安全運転への意識啓発を図りました。(健康福祉総務課) (2) 当該事案について事務所内で共有し、公用車等の運行に伴う事故防止や金品の適正な保管、使用、管理について徹底し、注意喚起を行いました。(鈴鹿保健所) (3) 事故防止を図るため、事故発生時は所属職員への注意喚起を行うとともに、児童相談センター所長名による全職員に対する交通事故防止への注意喚起を行いました。また、各所属長が集まる会議の場においても、折に触れ職員への交通事故防止の徹底を行いました。(児童相談センター) 2 取組の成果 (1) 健康福祉総務課において、当該事案以降、交通事故は発生していませんが、部全体として3月末時点では、40 件の交通事故(平成 27 年度 37 件)が依然発生している状況であることから、引き続き、交通事故防止の徹底を図ります。(健康福祉総務課) (2) 課長会議等の場で事故防止や金品亡失に関する事案を検討するとともに、交通安全研修の受講者拡大に努めています。(鈴鹿保健所) (3) 交通事故のほとんどは被害者側ですが、3 月現在で 9 件の交通事故が発生していることから、引き続き注意喚起を行っていきます。(児童相談センター)
<u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u> (1) 引き続き、課長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成 28 年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。(健康福祉総務課) (2) 安全運転意識や財産の適正管理意識の高揚を図るため、引き続き機会あるごとに職員への注意喚起を行います。(鈴鹿保健所) (3) 日常的に家庭訪問調査を行う必要があることから、他部署と比較しても自動車による出張機会が多くなるのは必然ではありますが、事故発生の未然防止・運転時の注意等に気を付けるよう、職員に対して注意喚起を行っていきます。また、時間外勤務が多いことから、職員の健康管理も併せて注意し、事故発生の未然防止に努めます。(児童相談センター)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進) (1) 平成 27 年の交通事故死者数は過去最少の 87 人となっており、26 年の 112 人から 25 人減少したが、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値である交通事故死者数 75 人以下については達成していない。また、交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の交通事故死者数は、全体の 59.8%を占めている。 このため、今後も引き続き関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。 (くらし・交通安全課)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する 121 の関係機関等と連携して、運動を展開しました。 また、交通死亡事故多発に伴い発令した警報や非常事態宣言においても重点項目として位置づけ、新規に高齢者宅訪問活動などに取り組みました。 (2) 各地区の指定自動車教習所等において参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、老人クラブ等で交通安全活動を推進する交通安全シルバーリーダーを育成しました。(10 回実施、180 人育成) (3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、交通安全シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、交通安全シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(平成 29 年 1 月～2 月) (4) 三重県交通安全研修センターにおいて、今年度から始めた高齢者重点プログラム研修として、体験学習ゾーンの視野診断や運転能力診断等の教育機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。 (5) 自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納した者に対する支援措置の充実等について検討するとともに、事業所等に協力の呼びかけを行いました。 (くらし・交通安全課) 2 取組の成果 (1) 平成 28 年における交通事故死者数は 100 人で、前年より 13 人増加し、大変厳しい結果となりました。うち高齢者の交通事故死者数は前年と同数の 52 人で、全体の 52.0%を占めています。平成 28 年度県民指標 75 人以下及び活動指標の高齢者交通事故死者数 38 人以下については未達成となったものの、活動指標の交通事故死傷者数は 8,258 人となり、目標値 9,100 人以下を達成しました。 (2) 自治会、老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、様々な交通安全活動が展開されました。また、交通安全シルバーリーダーには、自身が模範者となるとともに、地域の高齢者に対して、日常の様々な機会や高齢者宅訪問を通じて交通事故防止を呼びかけるなど、高齢者の事故防止に努めました。 (くらし・交通安全課)
平成 29 年度以降 (取組予定等) (1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者(歩行者、自転車乗用者)の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成 28 年中の交通死亡事故の特徴である道路横断中の事故防止などに重点的な啓発を行い、効果的に交通事故防止を図ります。 (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育により交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援するとともに、防犯等の取組と連携し、高齢者宅訪問活動等の取組を推進します。(育成人数 100 人以上) (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、特に高齢者の運転者や歩行者等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域の指導者向けにも交通安全研修を行います。また、体験学習ゾーンの交通安全教育機器を効果的に活用し、高齢者への交通安全教育を充実させます。 (4) 自動車の運転に不安を有する高齢者等の運転免許証自主返納者に対する支援措置の充実等について、三重県交通対策協議会の安全部会において引き続き検討を進め、支援の働きかけを行うとともに、支援策のさらなる拡充に取り組みます。 (くらし・交通安全課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等の未然防止と早期是正) (2) 新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数は減少傾向にあったが、平成 25 年度以降は再び増加に転じている。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成 27 年度末現在で約 27 億円と前年度より増加しており、今後も行政代執行の実施に伴い増加することが危惧される。 こうしたことから、確認した不法投棄は早期に是正させるよう取り組まれたい。 また、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう取り組まれたい。 (廃棄物監視・指導課、廃棄物・リサイクル課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 職員による通常の監視・指導業務に加え、民間企業等と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、不法投棄等の早期発見・早期是正に努めています。平成 28 年度も新たに 1 事業者と協定を締結し、協定締結事業者は 10 森林組合（現在は合併があり 9 森林組合）を含めて 19 事業所になりました。 また、民間警備会社へ委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、隙のない監視活動を行うとともに、近隣県等と共同で実施する産廃運搬車両の路上検査については、岐阜県や滋賀県等に加え、今年度は和歌山県との共同路上検査を初めて実施しました。 産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。近年は不法投棄等の情報提供を受ける通報手段の多様化、及び通報制度の広報等を実施し、県民にも広く周知することに努めており、その結果として新たに確認される不法投棄等は増加傾向にあります。 これらの不法投棄等については、行為者を特定したうえで撤去指導等を行うとともに、許可取消等の行政処分や警察への告発を行うなど厳正に対処しています。 (廃棄物監視・指導課) (2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子 manifests の活用を進めています。また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を作るため、優良認定処理業者の育成を進めています。 (廃棄物・リサイクル課) 2 取組の成果 (1) 平成 27 年度中に発見された新規不法投棄事案は、31 件、6,811t と前年を上回りましたが、これらの不法投棄事案の廃棄物撤去を指導した結果、平成 29 年 3 月末現在で残存しているのは 9 件、74t で、22 件、6,737t については撤去済みで、量にして 98%以上の撤去が完了しました。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対し、平成 28 年度は事業停止 24 件（うち地域機関等 8 件）、許可取消 7 件（うち地域機関等 2 件）の行政処分を行うとともに、従前の改善命令 3 件を履行しなかった 2 名と 1 社を警察に告発しました。 (廃棄物監視・指導課) (2) 電子 manifests 活用率は、平成 26 年度実績より 6.5 ポイント増加し、49.5%となりました。（平成 27 年度実績※）※電子 manifests 活用率の把握には、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1 年後となります。 優良認定処理業者の認定件数については、平成 28 年度当初より 17 件増加し、307 件となりました。（平成 28 年 11 月 15 日現在） なお、本県の優良認定処理業者の認定件数は、全国の都道府県の中でも多い状況にあります。 (廃棄物・リサイクル課)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。 通常の監視・指導に加え、休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。 また、引き続き、新たな民間事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、通報制度の強化を図っていきます。 発生した不法投棄等については、迅速、的確に対応するとともに法令等に基づき厳正に対処します。 さらに不法投棄防止等に関する広報により、広く県民に対して監視を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めていきます。 (廃棄物監視・指導課) (2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子 manifests の活用や優良認定処理業者の育成を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。 (廃棄物・リサイクル課)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 企画展の展示図録において、誤表記・誤植などの誤りがあった。 (総合博物館)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 企画展の担当者 1 人への事務集中を避けるため、企画展の実施体制をチーム制とし、複数名が企画展の事務を分担することとしました。これにより、図録作成については、事前準備期間を十分に確保したうえで、計画的に作成し、また、複数名での作成・校正を徹底するなど、再発防止措置を図りました。 (総合博物館) 2 取組の成果 取組の結果、出版した図録類での誤表記・誤植は確認されていません。 (総合博物館)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、企画展の実施体制を複数名によるチーム制をとりながら、事前準備期間を十分に確保しつつ、慎重なチェックを行い、誤表記・誤植の根絶を図っていきます。 (総合博物館)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 2,738,512,976 円あり、前年度と比べて 238,660,320 円増加していた。 (人権課、男女共同参画・NPO課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあつた。(人権課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ 収入事務 (1) 現金で受け付けた寄附金の調定日に誤りがあつた。(環境生活総務課) (2) 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(大気・水環境課) (3) 現金納付された博物館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。(総合博物館)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 ア (1) ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金（以下、「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等」という。）については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。(人権課) ・契約解除にかかる違約金については、債務者が破産手続中であったため、破産管財人との連絡窓口である出納局から情報を入手し、状況把握に努めました。(人権課) ・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、平成 26 年度に徴収停止の措置を実施済みです。債権の回収に必要な手続はできない状態ですので、債権管理自己検査実施時に、徴収停止事由に該当しているか再確認を行いました。(男女共同参画・NPO課) ・県が民法第 697 条の規定によるPCB廃棄物に関する事務管理に要した費用（収集運搬及び分析に要した費用 582,877 円）について、管理義務を有する法人に対して平成 23 年 3 月に管理義務（処理責任）を通知し、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めました。 その結果、県、原因者及び原因者の社長個人の三者間で事務管理に要した経費に関する債務履行の契約書を締結し、社長個人の重畳的債務引受分 300,000 円については、平成 26 年 6 月に全額回収が完了しました。また、原因者である法人から平成 27 年度中に 100,000 円を回収し、残りの債権 182,877 円についても、面談（平成 28 年 9 月、10 月）等を実施し、粘り強く請求を行いました。(廃棄物・リサイクル課) ・産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により行政代執行による対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分例により徴収できることとなっています。 平成 28 年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、原因者（滞納者）の財産調査を年 2 回以上行うとともに、原因者との面談を実施し、納付指導を行いました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム) (2) ・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。(人権課) ・契約解除に係る違約金については、債務者が破産手続中であったため、破産管財人との連絡窓口である出納局から情報を入手し、状況把握に努めました。(人権課) ・分納を履行しなかった者と直接面談を行い、経済状況の把握、納付額の妥当性、誓約事項について改めて確認するとともに、不履行分を遅滞なく納付するよう、再度指導しました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ (1) 会計規則に基づく手続きを再確認し、担当者間の情報共有を図りました。(環境生活総務課) (2) 現金書留により現金納付された情報公開文書複写料は速やかに収納処理を行うよう職員に周知しました。(大気・水環境課) (3) 観覧料の金融機関への収納処理について、担当者が不在でも入金処理が出来るよう複数の職員により収納事務を分担するなど、事務の改善を図りました。(総合博物館) 2 取組の成果 ア (1) (2) ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等について、39,000 円が納付されました。 (残額計 65,000 円（平成 29 年 3 月末現在）) (人権課) ・契約解除にかかる違約金については、平成 28 年 7 月に裁判所において債務者である法人の破産手続廃止決定がなされ、当該法人の清算が終了したことにより債務が消滅したため、不納欠損処理を行いました。(人権課) ・徴収停止事由に該当していることが確認できました。(男女共同参画・NPO課)

・原因者である法人は、解散（休眠会社のみなし解散）し、関連会社すべて清算作業を含め休業状態である中、毎月 10,000 円の分納が難しく、平成 28 年 5 月以降支払いが滞っていましたが、毎月 5,000 円を分納により支払うことの誓約書を取り付け、平成 28 年 10 月からは毎月 5,000 円を滞りなく回収できております。平成 28 年度は 40,000 円を回収予定です。（平成 29 年 3 月末時点で 40,000 円回収済み。）

（廃棄物・リサイクル課）

・原因者への納付指導により、平成 28 年度は 690,000 円（平成 29 年 3 月 30 日現在）を自主的に納付させました。

（廃棄物適正処理プロジェクトチーム）

イ

(1) 再発防止の周知徹底を行い、適正に手続きを行っています。（環境生活総務課）

(2) 現金納付された情報公開文書複写料収納処理の遅延が生じなくなった。（大気・水環境課）

(3) 複数の職員で入金処理を分担することにより、観覧料の金融機関への収納処理について遅延しないよう努めています。（総合博物館）

平成 29 年度以降（取組予定等）

ア

(1) (2)

・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等について、引き続き債務者宅への訪問や文書等による催告を行い、納付を促していくことにより収入未済額の減少に努め、計画目標を達成することができるよう取り組んでいきます。

（人権課）

・徴収停止措置を採った日から 3 年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、徴収停止事由に該当しているか再確認した後、債権放棄を行う予定です。

（男女共同参画・NPO 課）

・法人は、平成 28 年 1 月に解散（休眠会社のみなし解散）し、将来その事業を再開する見込みがない状態であり、支払い能力を有していませんが、残額についても毎月 5,000 円を分納により支払うことの誓約書に基づき継続的に費用求償していきます。

（廃棄物・リサイクル課）

・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能な資産の差し押さえに努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産状況を勘案しつつ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。

（廃棄物適正処理プロジェクトチーム）

イ

(1) 引き続き、適切な事務処理に努めます。（環境生活総務課）

(2) 現金書留により現金納付された情報公開文書複写料は速やかに収納処理を行うよう、年度毎に職員に周知することとします。（大気・水環境課）

(3) 引き続き、複数の職員により金融機関への収納処理を分担するなど、収納処理の遅延防止に努めていきます。（総合博物館）

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【三重県環境総合情報システムOSバージョンアップ業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。(環境生活総務課) (2) 【アートマネジメント人材等育成事業業務委託】 ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた書類が提出されていなかった。(文化振興課) (3) 【平成27年度M-E-M-S審査員維持研修・普及啓発業務委託】 ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた書類が提出されていなかった。(地球温暖化対策課) (4) 【男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査、詳細分析業務委託】 ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。(男女共同参画・NPO課) イ 補助金 (1) 【浄化槽設置促進事業補助金】 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。(大気・水環境課) (2) 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金】 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 ・履行確認の記録がなかった。(廃棄物・リサイクル課) ウ 旅 費 (1) 【ADAMSⅡ操作説明会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(環境生活総務課) (2) 【平成27年度交通事故相談員中央研修会(初任者コース)】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(くらし・交通安全課) エ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が22件あった。このうち、開札後に中止したものが2件あった。 (環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、廃棄物監視・指導課、人権センター、図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、保健環境研究所) オ その他の支出事務 (1) 印刷製本費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(美術館)
講じた措置
平成28年度 1 実施した取組内容 ア (1) 契約締結回に必要な事項を再度確認するとともに、周知を図りました。(環境生活総務課) (2) 委託契約締結時には、契約条項に受託者から提出を求める書類がある場合は遺漏がないか確認するよう課内で周知するとともに、必要な書類は速やかに提出するよう受託者へ指示することに努めました。 (文化振興課) (3) 適正に契約事務を執行するため、契約関係書類の複数の職員による確認を徹底しました。 (地球温暖化対策課) (4) 課内ミーティング等を通じて契約事務における出納局事前検査について周知を行いました。 (男女共同参画・NPO課) イ (1) 平成28年12月19日付けで浄化槽設置促進事業補助金交付要領を一部改正し、暴力団等の不当介入に対する措置の義務付けを追加しました。(大気・水環境課) (2) 「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領」を改正し、暴力団等の不当介入に対する措置等を義務付けました。 補助金交付業務の検査後、支出負担行為の検査欄に検査年月日の記載と検査者の押印を徹底することとした。 (廃棄物・リサイクル課) ウ (1) 復命書は、総合文書管理システムに登録のうえ、決裁を受けるよう周知しました。(環境生活総務課) (2) 嘱託員の復命書にかかるものであり、復命の決裁時に担当職員が総合管理システムにて登録することとし、その旨嘱託員及び職員に徹底しました。(くらし・交通安全課) エ (1) ・仕様書の規格誤りにより入札を中止したため、複数名での確認等チェック体制の強化に取り組みました。 (環境生活総務課) ・チェックリストを作成して担当者間で共有するなど確認体制を強化しました。(文化振興課) ・印刷物の発注にあたり、仕様書の記述に誤りがあり入札中止になったことから、仕様書作成時には複数の職員により十分に確認することとして、再発防止に努めました。

・物品の購入にあたり、納入期限の設定に係る事務処理上の錯誤があり、落札決定後の取り消しとなったことから、調達説明書等の作成時には複数の職員により十分に確認することとして、再発防止に努めました。 (くらし・交通安全課) ・納期限の設定が早かったため、余裕をもたせた納期限を設定するようにしました。 (廃棄物監視・指導課) ・仕様書の内容の検討、確認を十分に行うようにし、その他公告内容の誤りをなくすため、複数職員でチェックすることとしました。 (人権センター) ・「消耗品・備品の電子入札対象地域事業者は、原則津地域が対象である」ことを事務担当を含め複数人で確認することとしました。 (図書館) ・仕様書などの入札公告書類について、複数の職員により確認を行うことを徹底し、事務処理誤りによる入札中止が発生しないよう努めました。 (総合博物館) ・仕様書等の内容について、複数課、複数職員での確認を実施しました。 (美術館) ・複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。 (斎宮歴史博物館) ・ダブルチェックを徹底し、事務処理誤りのないように努めました。 (保健環境研究所) オ ・出納員の支出審査に限らず、複数職員での確認を実施しました。 (美術館)	
2 取組の成果 ア (1) 職員への周知や、経理担当者への合議における確認により、適切な事務処理が図られました。 (環境生活総務課) (2) 取組の結果、同様の事案は発生していません。 (文化振興課) (3) 複数の職員による契約書類の十分な確認により、適正に事務処理を行いました。 (地球温暖化対策課) (4) 契約事務について適正に処理しています。 (男女共同参画・NPO課) イ (1) 補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けることができました。 (大気・水環境課) (2) ・平成28年12月1日付けで「三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金交付要領」を改正し、補助対象者に対し通知しました。 ・補助金交付に係る会計事務処理について、適切に実施しました。 (廃棄物・リサイクル課) ウ (1)(2) 総合文書管理システムに登録され、適切に処理されています。 (環境生活総務課、くらし・交通安全課) エ (1) チェック体制の強化や余裕を持った納期設定等により適切な入札事務に努めています。 (環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、廃棄物監視・指導課、人権センター、図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、保健環境研究所) オ (1) 複数職員での確認を行った結果、職員の意識が向上するとともに、誤払いは発生していません。 (美術館)	
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> ア (1)(2)(3)(4) 引き続き、会計規則や関係要領等を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。 (環境生活総務課、文化振興課、地球温暖化対策課、男女共同参画・NPO課) イ (1) 浄化槽設置促進事業補助金交付要領に基づき、適切に事業を執行してまいります。 (大気・水環境課) (2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (廃棄物・リサイクル課) ウ (1) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (環境生活総務課) (2) 引き続き、嘱託員の復命書については担当職員が登録、整理することとします。 (くらし・交通安全課) エ (1) 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。 (環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、廃棄物監視・指導課、人権センター、図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、保健環境研究所) オ (1) 引き続き、適正な会計処理が出来るようなチェック体制を維持してまいります。 (美術館)	

部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） (1) 公用車の損傷（修理代 186,300 円）	
	（総合博物館）
講じた措置	
<u>平成 28 年度</u>	
1 実施した取組内容	
該当職員だけではなく、館職員全員に交通事故防止の注意喚起を行いました。	（総合博物館）
2 取組の成果	
取組の結果、公用車の損傷に係る交通事故は発生していません。	（総合博物館）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u>	
引き続き、交通事故注意の喚起を行っていきます。	（総合博物館）

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 198,526 円、相手 297,356 円) (廃棄物・リサイクル課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 無事故・無違反チャレンジ 1 2 3 への積極的参加を組織目標に掲げ、課ミーティング等で日常的に事故防止について注意喚起を行っており、職員の出張前に課員による交通安全に関する声掛けが日常的に行われる雰囲気が醸成されています。また、職員交通安全研修に積極的に参加し、参加者から課員へ情報伝達を行い、交通事故に係る生理的・心理的な要因とその対策について、知見を深め、交通安全意識の高揚に努めています。 (廃棄物・リサイクル課) 2 取組の成果 新たな事案は、発生していません。 (廃棄物・リサイクル課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 課ミーティングや交通安全研修の参加、出張前の日常的な交通安全に関する声掛けを継続し、日常的な交通安全意識の高揚を図ります。 (廃棄物・リサイクル課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進) (1) 地籍調査は、国土調査法に基づき、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにするものであり、災害復旧の迅速化等に資するものであるが、平成 27 年度末の進捗率は 9.3%と、全国平均の 51.0%を大きく下回っている。 このため、南海トラフ地震などによる津波や、集中豪雨による土砂災害などからの迅速な復旧・復興に資するよう、大規模災害が想定される地域について、重点的に進めるよう市町に働きかけるなど、地籍調査事業の一層の促進に努められたい。 (水資源・地域プロジェクト課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 地籍調査の推進に向けて、実施主体である市町に対して、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や地籍調査に係る監督業務の民間委託の活用について情報提供を行っています。また、休止市町の幹部職員を訪問して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の早期再開を要請しています。さらに国に対して、南海トラフ地震の被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や、国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や東海ブロック国土調査推進連絡協議会等を通じた要望活動を実施しています。 ② 地籍調査や国直轄事業は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模災害の事前の防災対策となることから、休止市町を含めた海岸を有する市町に向けて事業の実施を働きかけています。また、平成 28 年度に国が新設した「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を土砂災害の事前の防災対策として市町が推進していくよう、県土整備部と連携した取組を進めています。 2 取組の成果 ① 市町に対して、事業費補助や助言・指導を行い、地籍調査を推進しました。また、休止市町に対して事業再開を要請した結果、亀山市が平成 29 年度から地籍調査事業を再開する予定です。さらに、国に対して要望活動した結果、国の補正予算について、要望した金額が概ね配分され、国直轄事業についても追加配分を受けることができました。 ② 地籍調査は、津波浸水想定区域の 15 市町において取り組んでいます。また、国直轄事業は海岸を有する 6 市町において実施されています。さらに、土砂災害等の事前の防災対策としての「社会資本整備円滑化地籍整備事業」に 3 市町が取り組んでいます。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ① 市町への助言・指導を行い、市町と連携して地籍調査を推進していきます。また、休止市町の幹部職員に対して地籍調査の必要性和効果を説明し、引き続き事業の再開を要請していきます。国に対しては、引き続き、予算や制度拡充に向けた要望活動を行っていきます。 ② 津波被害からの円滑な復旧・復興が可能となる地籍調査の事業計画の立案や、地籍調査を防災計画へ位置付けるなど、市町の新たな取組が生まれてきていることから、このような取組が他の市町に広がっていくよう助言・指導し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進してまいります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化) (2) 南部地域においては、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下などが顕著で、過疎化、高齢化が進行している。 このため、県の関係部局、市町及び関係団体等と一体となって、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、雇用の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を強力に推進されたい。 また、地域全体の集客力を高めていくため、紀南中核的交流施設(「里創人 熊野倶楽部」)の今後のあり方について、事業者と十分に協議されたい。 (南部地域活性化推進課、東紀州振興課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 複数市町の連携による若者の働く場の確保、定住の促進など地域の特性を生かしたさまざまな取組を基金等により支援しました。また、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、南部地域活性化基金等(以下「基金等」という。)を活用した連携事業の検討や情報共有を行いました。 (南部地域活性化推進課) ② 地域づくりに関わる人材を育成するため、「ディスカッションリーダー養成講座」を開催するとともに、地域づくりに取り組む地域において実践型の研修も開催しました。また、地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人たちが交流する場として、「地域を語ろう。若手しゃべり場座談会」を開催しました。 (南部地域活性化推進課) ③ 進学等のため、既に都市部へ転出している大学生等に対し、南部地域でのいきいきとした働き方や暮らし方を提案するため、東京及び大阪において座談会を開催するとともに、県内の大学生が中心となって、学生目線による南部地域の魅力発信を行いました。 (南部地域活性化推進課) ④ 紀南中核的交流施設の運営事業者・1 市 2 町(熊野市、御浜町、紀宝町)・東紀州地域振興公社・県で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」などにおいて、運営状況の確認、今後の事業展開などについて協議しました。 (東紀州振興課) 2 取組の成果 ① 基金等を活用した市町連携事業については、市町のさまざまな枠組みによる主体的な取組が進むとともに、平成 29 年度に向けた事業構築に関して、新たな提案や事業の拡充がみられました。 (南部地域活性化推進課) ② 「ディスカッションリーダー養成講座」では、12 名の受講者を対象に 8 月から 1 月まで計 7 回開催し、地域住民の合意形成に資する能力の習得を図ることができました。また、実際に地域づくりに取り組む地域で、地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人たちが参加する実践型研修「マチ・コトおこし塾」を開催し、課題解決の手法を学ぶとともに、地域づくりに関わる人たちのネットワーク化を促進することができました。さらに、3 地域で開催した「地域を語ろう。若手しゃべり場座談会」では、計 58 名の参加があり、新しいつながりや新たな地域づくり活動に向けたきっかけづくりの場となりました。 (南部地域活性化推進課) ③ 南部地域ならではの多様な働き方やライフスタイル等、南部で暮らすことの魅力をロールモデルとして提案することで、南部地域で生活することの魅力発信を図ることができました。 (南部地域活性化推進課) ④ 紀南中核的交流施設事業推進会議などにおいて、運営状況や今後の運営方針などについて意見交換、情報共有を図ることができました。 (東紀州振興課)
<u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u> ① 地域の実情に応じて市町がさまざまな形で連携した、働く場の確保及び定住の促進に向けた取組に対し、引き続き基金等を活用して支援を行います。また、協議会等の場を活用し、市町との情報共有や意見交換を積極的に行うことで、市町連携による地域が主体となった取組を一層促進していきます。 (南部地域活性化推進課) ② 地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人材の育成に努めるとともに、こうした地域の人たちがつながり、学び合うことができる場づくりを行うことで、地域づくりに関わる人たちのネットワーク化を促進するとともに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住に向けたアドバイス等を行います。 (南部地域活性化推進課) ③ 引き続き、南部地域で生き生きと暮らす若者のライフスタイルを情報発信することで、南部地域で暮らすことの魅力を提案し、U・I ターンの促進につなげていきます。 (南部地域活性化推進課) ④ 引き続き、紀南中核的交流施設事業推進会議などにおいて、運営状況の確認や今後の運営方針等について協議していきます。 (東紀州振興課)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入事務 (1) 現金受入票を2回発行したことにより、現金日計表に残額が計上され続けていた。 (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 ① 現金日計表に関する残額確認については、複数の職員によるチェック体制を徹底しました。 2 取組の成果 ① 適正な事務処理に努めています。
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> ① 引き続き、会計規則や関係要領等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【移住相談センター業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」が契約書に綴られていなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。(地域支援課) (2) 【三重の移住パンフレット・ポスター作成業務委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約変更伺いに変更後の契約金額が記載されていなかった。(地域支援課) (3) 【三重県鈴鹿庁舎電話交換設備保守点検業務委託】 ・出納局事前検査を受けていなかった。(鈴鹿地域防災総合事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 指摘があった事項について適正な事務処理を行うよう事務担当者に周知するとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。(地域支援課) (2) 契約書に定めた報告事項及び契約変更の準備事務について適正な事務処理を行うよう事業担当者に注意喚起するとともに、課内で意識の共有を図りました。(地域支援課) (3) 事前検査を受けた旨、わかる書類（出納局からの返信 F A X 等）を、施行伺いに必ず添付し保存するとともに、事前検査の確認を複数人で行うようにしました。(鈴鹿地域防災総合事務所) 2 取組の成果 (1) 適正な事務処理を行いました。(地域支援課) (2) 今年度同様の委託契約は締結していませんが、今後の契約事務に際して適正な事務処理が行えるよう担当者間で確認できました。(地域支援課) (3) 平成 25 年度以降事前検査を受けていない事案は発生していません。(指摘を受けたのは平成 24 年度分) (鈴鹿地域防災総合事務所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)(2)(3) 今後も、適正な事務処理に努めていきます。(地域支援課、鈴鹿地域防災総合事務所)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共工事 (1) 【県営総合競技場 陸上競技場補助競技場整備（造成）工事】 ・施工体制点検結果について、スポーツ推進局長及び県土整備部長への報告が行われていなかった。 (国体準備課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 施工体制マニュアルに基づき、適切な事務処理を行うよう、業務に係る全職員に周知を図りました。 2 取組の成果 ① 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ① 同様の事案が発生しないよう、引き続き職員への周知を徹底し、チェック体制の強化に努めます。

部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 補助金	
(1) 【平成 26 年度鉄道駅耐震補強事業費補助金】	
・提出された実施状況報告書について、決裁等の手続きも執られておらず、関係簿冊にも綴られていなかった。	(交通政策課)
(2) 【スポーツ団体等活性化補助金】	
・履行確認の記載漏れがあった。	(スポーツ推進課)
講じた措置	
<u>平成 28 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 担当職員に該当文書について供覧のうえ、関係簿冊に編綴するよう指導しました。	(交通政策課)
(2) 履行確認について、請求書の様式に追記するよう所要の措置を講じます。	(スポーツ推進課)
2 取組の成果	
(1) 該当文書の供覧処理を行い、関係簿冊に編綴しました。	(交通政策課)
(2) 適正な事務処理に努めていきます。	(スポーツ推進課)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u>	
(1)(2) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(交通政策課、スポーツ推進課)

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が9件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。 (地域連携総務課、国体準備課、松阪地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局、紀北地域活性化局)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 入札事務の執行に関し、複数の職員により三重県電子調達システム（物件等）への登録確認を行うなど、一層適正な事務処理を行うためにチェック体制の強化を行いました。（地域連携総務課） ② 監査の指摘を所属内で共有し、公告内容について複数の職員で確認する等チェック体制の強化に努めました。（国体準備課） ③ 複数の職員による入力時の確認を徹底するとともに、確認の記録を残すことで、チェック体制を強化し、再発防止に努めました。（松阪地域防災総合事務所） ④ 複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うためチェック体制を強化しました。（伊賀地域防災総合事務所） ⑤ 仕様書の内容の検討、確認を十分に行うようにし、その他誤りをなくすため、複数の職員によるチェック体制を強化しました。（南勢志摩地域活性化局） ⑥ 電子調達システムの操作時に複数の職員で確認しながら作業を進めることで、誤操作などによる入札中止が発生しないようチェック体制を強化しました。（紀北地域活性化局） 2 取組の成果 ① 複数の職員による登録情報の確認により、一層適正な事務処理に努めています。（地域連携総務課） ② チェック体制を強化した結果、今年度、事務処理誤り等による入札中止はありません。（国体準備課） ③ 複数の職員による確認等を徹底し、一層適正な事務処理に努めています。（松阪地域防災総合事務所） ④ 複数の職員により調達説明書の内容や入力時の確認を徹底し、入札中止が無いように一層適正な事務処理に努めています。（伊賀地域防災総合事務所） ⑤ 複数の職員による確認により、一層適正な事務処理に努めています。（南勢志摩地域活性化局） ⑥ 複数の職員によるチェック体制の強化に努めた結果、その後、事務処理の誤りによる入札中止は発生しておりません。（紀北地域活性化局）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ① 入札事務の適正な執行に努めていきます。（地域連携総務課） ② 今後とも、適正な事務処理に努めていきます。（国体準備課） ③ 引き続き、複数の職員でチェックし、確認の記録を残すなど、よりいっそう入札事務を適正に執行すべく、体制を強化していきます。（松阪地域防災総合事務所） ④ 引き続き複数の職員で入札内容の事前チェックを行い、一層適正な事務処理を行っていきます。（伊賀地域防災総合事務所） ⑤ 引き続き、複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行う体制を強化していきます。（南勢志摩地域活性化局） ⑥ 出納局が実施する物件等電子調達システム操作研修などに担当職員を積極的に参加させることで事務処理能力を高めるとともに、引き続き、複数の職員によるチェック体制を推進することにより適正な事務処理に努めてまいります。（紀北地域活性化局）

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ その他の支出事務 (1) 賃借料の二重払い等により歳出戻入を2件行っていた。 (紀南地域活性化局)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 ① 支出命令書作成時や決裁及び出納員審査時のチェック体制の強化と職員の意識の更なる向上を図りました。 2 取組の成果 ① チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めました。
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1)物損事故 (物損額: 県 649,684 円) (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 該当職員に対して、所属長から厳重注意を行うとともに、局内の全職員に対し、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。 2 取組の成果 ① 注意喚起及び再発防止の徹底を行った結果、職員の交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図ることができました。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> ① 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じ、職員の安全運転意識の向上を図り、事故の未然防止に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (「もうかる農林水産業」の促進) (1) 県内の農林水産業を取り巻く状況は、生産物価格の低迷や担い手の不足、グローバル化の進展など依然として厳しく、こうした情勢に的確に対応するためには、農林水産業者の効率性・収益性の向上を図り、「もうかる農林水産業」を実現していくことが重要である。 このため、引き続き、生産・流通コストの低減につながる生産体制・生産基盤の整備や経営感覚に優れた担い手の確保・育成、売れる新商品の開発、国内外への販路開拓の支援などに取り組まれない。 また、効率性・収益性に関する成果指標の導入なども検討し、事業の評価・検証を適切に行い、より成果が期待できる事業を重点的に実施されたい。 (農林水産総務課)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 「もうかる農林水産業」の実現に向け、 (1) 生産体制・生産基盤の整備については、農業では水田農業の経営基盤の強化や園芸特産物の生産振興対策、農業農村整備事業等に、林業では主伐の促進に向けた低コスト造林の推進、林内路網整備等に、水産業では水産基盤の整備、干潟・藻場の再生・保全等に取り組みました。 (2) 多様な担い手の確保・育成については、次代の農林水産業や地域を担う人材の確保・育成、女性の活躍促進等に取り組みました。 (3) 新商品の開発、国内外への販路開拓への支援については、産学官連携によるみえフードイノベーション・プロジェクトや食のバリューチェーンの構築、伊勢志摩サミットのレガシーを生かした販路開拓の強化等に取り組みました。 また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の県民指標において、「もうかる農林水産業」を表現した、わかりやすい指標として、「県内の農業産出等額」、「漁業者 1 人あたりの海面漁業（養殖業を含む）生産額」などを設定し、施策の進捗状況等を評価することとしました。 2 取組の成果 (1) 生産体制・生産基盤の整備 ①水田農業の経営基盤の強化 平成 28 年度は、県内における「結びの神」をはじめとしたブランド米の生産面積が 20ha 増の 164ha となりました。また、「あやひかり」などの小麦の生産面積は、150ha 増の 6,820ha (H28 年産) となりました。 ②園芸特産物の生産振興対策 加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、産地改革に取り組む園芸等産地数が、現状の 20 産地から 5 産地増の 25 産地となり、平成 28 年度目標を達成しました。 ③農業農村整備事業 パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域および基盤整備に着手する予定地域における農地の担い手への集積率が、現状の 35.1%から 3.9%増の 39.0%となり、平成 28 年度目標を達成しました。 ④低コスト造林の推進 平成 28 年度は、松阪市や尾鷲市において 33ha の低コスト造林が実施されました。 ⑤林内路網整備 平成 28 年度は、松阪市等において 2.8km の林道、伊賀市等において 96km の森林作業道が整備されました。 ⑥水産基盤の整備 平成 28 年度は、錦漁港等において耐震強化岸壁の整備 L=80m や三木浦漁港等において防波堤の補修工事等の長寿命化対策を実施しました。 ⑦干潟・藻場の再生・保全 平成 28 年度は、四日市市楠沖において干潟 0.46ha、古和浦等において藻場 2.1ha を整備しました。 (2) 多様な担い手の確保・育成 県内各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計は 27 増の 462 経営体に、また、新規就農者数は 138 人程度、新規林業就業者数は 49 人程度、新規漁業就業者数は 34 人となりました。 (3) 新商品の開発、国内外への販路開拓への支援 「みえフードイノベーション・プロジェクト」から生み出された商品等の売上額、県とともに県産農林水産物の魅力発信に取り組む連携企業数は、平成 28 年度目標（12 億円、50 社）を達成しました。 また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の県民指標の平成 28 年度目標（農業産出等額 1,144 億円、漁業者 1 人あたり漁業生産額 611 万円）を達成しました。
平成 29 年度以降（取組予定等）
今後も引き続き、農林水産業者の効率性・収益性の向上を図る取組を、事業成果などについて十分な評価を行うとともに、県民ニーズを踏まえ、一層の重点化を図りながら、展開していきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (新規就農者の確保・育成とその定着の促進) (2) 農業従事者の減少や高齢化は急速に進んでおり、担い手農業者の確保・育成は重要な課題となっている。このため、就農希望者への情報提供や就農相談、就農後の経営安定化への支援等に取り組んでおり、近年は新規就農者数の年間目標は達成できている状況にある。 しかし、農業法人が地域農業の担い手として期待される中、新規就農者の多くを占める雇用就農者については、就農後の定着状況に関する調査が十分でないことから、今後、定着状況を適時適切に把握・分析し、これまでの施策の検証や、ニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、新規就農者の確保・育成とその定着をより一層図られたい。 (担い手支援課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 新規就農者数については、「農業への新規就業に関する状況調査」として、毎年度 4 月 1 日時点で、前年度に新たに「農業に専ら従事する（年間 150 日（1,200 時間）以上）こととなった者」（以下、専従者という。）を対象に、地域事務所が調査しています。その調査方法は、自営就農については、認定新規就農者、青年就農給付金や青年等就農資金などの制度利用者を中心に市町等への照会により把握しています。一方、雇用就農については、「農の雇用事業」等の実績と雇用型の農業法人への照会等により事務所ごとにできる限りの把握に努めていますが、事務所間で差異があります。 新規就農者の定着率については、自営就農者では、ほぼ把握できていますが、雇用就農については、一部を対象にしたアンケート調査【平成 25 年度「農の雇用事業等を活用した農業経営体における雇用実態調査（平成 20 年度から 24 年度の就業者 406 人のうち 302 人回答）」では、約 50%が退職、退職者のうち約半数が 1 年以内に離職しているとの結果】にとどまっています。 このことから、雇用力のある農業法人等の育成が重要な課題となっており、次代の農業を担う若い雇用人材の確保が必要なことを踏まえ、雇用就農については、平成 28 年度の「農業への新規就業に関する状況調査」（平成 29 年 4 月 1 日現在）の中で、認定農業者（2,179 経営体（うち農業法人 392））を対象に、専従者となった新規就農者数（当該年度に採用され継続雇用されたもの）と期末専従者数、当該年度の退職者数及びその採用年度の内訳を把握しました。 2 取組の成果 平成 28 年度の「農業への新規就業に関する状況調査」（平成 29 年 4 月 6 日時点、農業法人分の速報値（186 法人回答））では、農業法人における新規就農者数は 139 人（新規採用数 163 人のうち 24 人が退職）で、新規採用者の定着率は約 85%でした。 また、退職者数は 87 人で採用年度別には、24 人（H28）、14 人（H27）、20 人（H26）、4 人（H25）、2 人（H24）、23 人（H23 以前）と、採用 3 年目までの退職者数が全退職者数の 3 分の 2 を占めています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 平成 28 年度の調査結果に基づき、雇用就農者の定着率の低い経営体については、必要に応じて個別に就業環境等を確認し、研修会への参加誘導や経営改善支援等を行います。 また、調査結果と、新規就農者の属性、雇用経営体の経営作目・就業形態などとの関係を整理するとともに、年度推移等を継続的に調査・分析することで、雇用就農者や農業法人等への的確な支援の実施・検証に生かしていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (農業用ため池の防災・減災対策) (3) 近年の豪雨や大規模地震等により全国で多くのため池が被災し、大きな被害が生じていることを踏まえ、平成 27 年度までに市町による県内ため池の一斉点検を実施している。 その結果、決壊時に人的被害など下流域で大きな被害が想定される防災重点ため池 108 箇所を把握したが、ハード整備には多額の費用と年数が必要であることから、優先順位を付けて計画的に整備を進められたい。 また、災害時に地域住民の迅速かつ的確な避難を確保するため、早急に「ため池ハザードマップ」を作成・公表するよう引き続き市町に働きかけられたい。 (農業基盤整備課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 市町あてに、東海農政局農村振興部長通知「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」を送付し、速やかな耐震対策の実施やハザードマップの作成・周知に関する今後の対応の考え方を周知しました。 (2) 市町に、ため池整備方針の作成を依頼し、農業用ため池の整備方針やハード対策、ソフト対策の整備目標を整理しました。 (3) 防災重点ため池の多い 7 市 1 町の担当課等とため池整備方針等にかかる意見交換を行うとともに、市町の担当者会議等において、優先順位を付けた計画的な耐震対策の推進やハザードマップの作成・公表の推進について働きかけを行いました。 (4) 市町などが会員となっている機関誌に、農業用ため池の防災・減災対策の取組について掲載し、ハード対策と併せて、ハザードマップの作成や公表を進めるよう呼びかけました。 ため池整備を実施中の地区について事業の進捗を図るとともに、事業計画の策定やハザードマップの作成に取り組みしました。 2 取組の成果 (1) 市町ごとのため池整備方針とハザードマップの作成・公表を含めた整備目標を把握しました。 (2) 平成 28 年度に、ため池整備は 1 地区が完了し、2 つの継続地区で事業進捗を図るとともに、37 か所のハザードマップが作成されました。 平成 29 年度のハード整備事業の着手に向けて、国への事業採択申請を 5 地区で行うとともに、ハザードマップについて、市町から 63 か所の採択申請が行われました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 平成 27 年度に策定した「三重県農業農村整備計画」では、安全・安心な農村づくりに向けて「農業用ため池の決壊を防止する耐震対策」を進め、防災重点ため池を中心に、耐震機能を有していないため池のうち下流被害の大きいため池 23 か所を整備することとしており、優先順位を付けながら計画的に取り組んでいきます。今後とも、ため池の老朽度や県民への影響等を踏まえた優先順位を定めて、市町と連携しながら計画的な整備を推進します。 (2) ハード整備とあわせて、県から市町にハザードマップの効果や必要性などを啓発して進めており、今後とも県が主催する会議や研修など様々な機会を通じて、ハザードマップの作成と公表を働きかけ、地域住民への情報提供や防災対策の構築に取り組めます。

部局名 農林水産部

監査の結果 2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。 特に、研修受講を装った旅費等の不正受給事案については、県行政への信頼を損なう重大な事案であるため、今後、法令遵守及び服務規律の徹底を図られたい。 (1) マニュアルの不備により、いなべ市で捕獲したクマを他県に放獣するとともに、そのことを関係自治体等に連絡していなかった。(獣害対策課) (2) 指定教習機関を廃止した平成12年度以降、無効な技能講習修了証を再交付していた。(森林・林業経営課) (3) インターネットメールで資料を送付する際、あて先の入力誤りにより、個人情報を出し漏らした。(四日市農林事務所) (4) 研修受講のため出張したかのように装い、合計23日欠勤するとともに、研修への出張に要した旅費を不正受給していた。(伊勢農林水産事務所) 講じた措置 平成28年度 1 実施した取組内容 (1) 平成27年11月に策定した(新)三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに基づき、地域機関に対して、年度当初に管轄する市町等の連絡先一覧表を作成し、関係市町と放獣場所等について検討を行うよう指導しました。また、当課においても年度当初に放獣作業者の選定を行い、取組体制の整備に努めました。(獣害対策課) (2) 平成27年度に当該事案の判明後、県が誤って再交付した該当者全員に対して、経緯の説明と謝罪を行い、理解いただきました。 また、該当者の方からの再申請手続き等にかかる相談について、適切に対応しました。 さらに、課内でコンプライアンスミーティング等を行い、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、事務処理においては各業務の根拠法令等の確認を行うなど再発防止に努めました。(森林・林業経営課) (3) ① 事例を受け各職員への注意喚起を行い、複数職員による確認や再確認の徹底など再発防止について周知しました。また、所属で行うコンプライアンス研修、危機管理意識向上研修などでも改めて題材として取り上げるなどし、職員の意識向上に取り組みました。(四日市農林事務所) ② 農林水産部では平成27年9月の課長会議・所長会議で部内各所属に再度注意喚起を行うとともに、本事案を平成27年度第2回コンプライアンスミーティングの題材として取り上げ、誤送信対策システム導入後の新たな防止対策について共有化を図りました。平成28年8月には、組織全体としてのチェック機能を向上させることを目的とした「農林水産部チェック機能向上研修」を開催しました。(農林水産総務課) (4) ① 所内の全職員に対し、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、旅費が発生する出張については、原則復命文書を作成するなど職員の意識を高める取組を行いました。(伊勢農林水産事務所) ② 農林水産部では緊急課長・所長会議を開催し、農林水産部長から全所属長に対して、所属職員の出張内容を十分に把握のうえ旅行命令を行うよう、注意喚起を図るとともに、所属職員への法令遵守、綱紀の厳正な保持及び服務規律の確保等の指導・監督を行うよう、指導しました。(農林水産総務課) 2 取組の成果 (1) 平成28年度における目撃情報及び誤捕獲について、(新)三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに基づき適切に対応しました。(獣害対策課) (2) (4) 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。(森林・林業経営課、伊勢農林水産事務所) (3) ① 平成27年度稼働の誤送信対策システムとあわせ、職員意識の向上に努めましたが、インターネットで資料を送付する際、ファイルの添付誤りにより、法人情報を漏えいさせてしまいました。事例の発生を受けて、所内各室で緊急ミーティングを開催し、発生原因等の情報共有を図るとともに、インターネットメール送信時のルール遵守など再発防止に向けた意識の徹底を図りました。(四日市農林事務所) ② 法人情報の漏えいを受け、農林水産部においては、緊急課長会議・所長会議を開催し、注意喚起と個人情報や事業者情報の管理を徹底するとともに、今回のメール誤送信を題材に部内全所属でコンプライアンスミーティングを行い、再発防止に努めています。(農林水産総務課) 平成29年度以降(取組予定等) (1) 毎年度当初に、県・市町・関係団体の担当者に対して、マニュアルの周知徹底を図ると共に、必要に応じてマニュアルの見直しを行うなど、適正な事務処理に努めていきます。(獣害対策課) (2) 引き続き、職員のコンプライアンス意識の向上や根拠法令等の確認など再発防止対策を行い、適正な事務処理に努めます。(森林・林業経営課) (3) 引き続き、再発防止に向けて、「職員のためのセキュリティ5ヶ条」「インターネットメールシステム運用ルール」を遵守するとともに、個人情報や事業者情報の管理の徹底、職員の意識向上や組織全体のチェック
--

機能向上を図ります。

(農林水産総務課、四日市農林事務所)

- (4) 引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、旅費の発生する出張については、原則復命文書を作成するように徹底していきます。またコンプライアンスミーティング等職場での対話を積極的に行い、所属職員のコンプライアンス意識の向上により一層取り組みます。

(農林水産総務課、伊勢農林水産事務所)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 93,339,013 円あった。 (担い手支援課、農産物安全課、森林・林業経営課、水産経営課、四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所、農業研究所、水産研究所) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (担い手支援課、農産物安全課、農業基盤整備課、獣害対策課、森林・林業経営課、治山林道課、水産資源課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1)～(2) ① 貸付金等 経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件は、連帯保証人へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。 (ア) 農業改良資金貸付金及び違約金 催告回数 71 回（訪問・面談：11 回、電話：31 回、書面：29 回）（担い手支援課） (イ) 就農施設等資金貸付金及び違約金 金融機関と対策を協議し保証機関による代位弁済により回収を図りました。 ※(2)債権処理計画の目標は達成しています。（担い手支援課） (ウ) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 所在確認 1 回（訪問：1 回）（担い手支援課） (エ) 林業・木材産業改善資金貸付金 催告回数 24 回（訪問・面談：9 回、電話：4 回、書面：11 回）（森林・林業経営課） (オ) 沿岸漁業改善資金貸付金 催告回数 36 回（訪問・面談：6 回、電話：20 回、書面：10 回） ※(2)債権処理計画の目標は達成しています。（水産経営課） ② 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。 催告回数 40 回（訪問・面談：3 回、電話 37 回）（農産物安全課） ③ 鳥獣保護員報酬誤払い 債務者は死亡し、財産の相続放棄がされ相続人がいないため、定期的に財産の異動の有無、相続財産管理人の選任状況の調査を行いました。（四日市農林事務所、獣害対策課） ④ 契約解除に伴う返還金 公正証書により誓約した毎月の分割納付計画に基づき、適正に徴収しました。 ※(2)債権処理計画の目標は達成しています。（伊賀農林事務所） ⑤ 契約解除に係る違約金 (ア) 破産管財人と連絡をとり、財産状況等の把握に努めました。（尾鷲農林水産事務所、農業基盤整備課） (イ) 破産管財人との連絡窓口である出納局を通じ、進捗・財産状況等の把握に努めました。（農業研究所、水産研究所、担い手支援課、水産資源課） ⑥ 前払金返還遅延利息 (ア) 債権者の家への訪問や文書による催告を行いました。（伊勢農林水産事務所、治山林道課） (イ) 破産管財人と連絡をとり、財産状況等の把握に努めました。（尾鷲農林水産事務所、農業基盤整備課） (ウ) 分割納付の債務者については、債務承認及び分割納付誓約書に基づく毎月の履行の確保に努めました。 また、代表者死亡の債権については、当時の取締役である親族との面談等を通じ、会社や連帯保証人の状況について確認しました。（熊野農林事務所、治山林道課） 2 取組の成果 (1)～(2) ① 貸付金等 (ア) 農業改良資金貸付金及び違約金 年度当初の未収額約 2,793 万円（33 件）のうち、849 万円（17 件）を回収しました。（担い手支援課） (イ) 就農施設等資金貸付金及び違約金 年度当初の未収額 180 万円（1 件）について、保証機関による代位弁済により全額を回収しました。

(ウ) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 訪問により住所変更後の新住所での所在は確認しましたが、生活困窮のため償還には至っていません。 (担い手支援課) (エ) 林業・木材産業改善資金貸付金 年度当初の未収金約 2,200 万円 (11 件) のうち 126 万円を収納しました。 (森林・林業経営課) (オ) 沿岸漁業改善資金貸付金 年度当初の未収金約 2,652 万円 (15 件) のうち、814,052 円を収納しました。 (水産経営課) ② 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 年度当初の未収金約 559 万円 (49 件) のうち、140,769 円を収納しました。 (農産物安全課) ③ 鳥獣保護員報酬誤払い 四半期毎に財産の異動状況及び相続財産管理人の選任状況の確認を行っていたところ、相続財産管理人が選任されていたことが判明しました。 平成 29 年 2 月 22 日、相続財産管理人から「相続債権者・受遺者への債権申出の催告書」を受け取り、平成 29 年 3 月 6 日、相続財産管理人に「債権申出書」を提出しました。(四日市農林事務所、獣害対策課) ④ 契約解除に伴う返還金 債務者から繰上返済の申し出があり、平成 29 年 1 月 13 日に全額完済されました。(伊賀農林事務所) ⑤ 契約解除に係る違約金 (ア) 平成 28 年 12 月 6 日に 3,641 円の簡易配当があり契約解除に係る違約金の一部に充当しました。また、平成 28 年 12 月 15 日、裁判所において破産手続終結の決定がなされ法人の債務が消滅したことから、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 29 年 1 月 19 日付けで不納欠損処分を行いました。 (尾鷲農林水産事務所、農業基盤整備課) (イ) 平成 28 年 7 月 20 日に裁判所において破産手続廃止決定がなされ法人の債務が消滅したことから、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 28 年 9 月 13 日付けで不納欠損処分を行いました。 (農業研究所、水産研究所、担い手支援課、水産資源課) ⑥ 前払金返還遅延利息 (ア) 平成 28 年 9 月 15 日付け文書にて債務者から私債権の時効援用の申立てがあり債権が消滅したため、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 28 年 10 月 3 日付けで不納欠損処分を行いました。 (伊勢農林水産事務所、治山林道課) (イ) 平成 28 年 12 月 15 日、裁判所において破産手続終結の決定がなされ法人の債務が消滅したことから、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 29 年 1 月 19 日付けで不納欠損処分を行いました。 (尾鷲農林水産事務所、農業基盤整備課) (ウ) 分割納付の債務者については、未収残額 80,000 円全額を収納しました。また、代表者死亡の債権については、調査結果を踏まえ三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 14 条第 2 項第 1 号に基づき私債権を放棄したことにより、三重県債権管理マニュアル及び三重県会計規則に基づき平成 29 年 3 月 15 日付けで不納欠損処分を行いました。 (熊野農林事務所、治山林道課)	平成 29 年度以降 (取組予定等) (1)～(2) ① 貸付金等 (ア) 農業改良資金貸付金及び違約金 (ウ) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 (エ) 林業・木材産業改善資金貸付金 (オ) 沿岸漁業改善資金貸付金 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (担い手支援課、森林・林業経営課、水産経営課) ② 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (農産物安全課) ③ 鳥獣保護員報酬誤払い 引き続き、相続財産管理人と連絡を取り、適正に債権処理を行います。(四日市農林事務所、獣害対策課)
---	--

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【県産材住宅建築促進事業推進業務委託】 ・契約書に定めた個人情報を取り扱う場所等の書面での報告がなされていなかった。(森林・林業経営課) (2) 【平成27年度高校生林業職場体験研修業務委託】 ・出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書で定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。(四日市農林事務所) (3) 【子牛の購入委託】 ・出納局事前検査を受けていなかった。(畜産研究所) (4) 【官能評価業務委託】 ・契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。(畜産研究所)
講じた措置
平成28年度 1 実施した取組内容 (1) 再発防止のため、このことについて課内で情報共有を行い、必要な報告書類等について不備のないよう、複数職員によるチェックを徹底しました。(森林・林業経営課) (2) ① 出納局事前検査について、改めて関係職員並びに関係各課に周知徹底し、再発防止に努めました。 ② 実施責任者の報告書については、契約の際に様式を添付することにより、提出を促すこととしました。(四日市農林事務所) (3) 出納局事前検査の対象となる内容について改めて確認し、受検の徹底を図りました。(畜産研究所) (4) 委託業務の契約時には、必要に応じて個人情報に関する記載を行うよう努めました。(畜産研究所) 2 取組の成果 (1) (3) (4) 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。(森林・林業経営課、畜産研究所) (2) 上記の取組を進めていましたが、出納局事前検査を受けていない事例が発生したため、執行伺の決裁時、事前検査の要否を確認するためのチェックリストを添付するとともに、契約書の公印についても事前検査を受けなければ押印できないよう手順を改めるなど、更なる再発防止に努めました。(四日市農林事務所)
平成29年度以降（取組予定等）
(1)～(4) 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (森林・林業経営課、四日市農林事務所、畜産研究所)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 調査・設計業務委託 (1) 【自然災害防止事業 第伊―5 号工事測量設計業務委託（伯父ヶ谷）】 ・履行状況報告書が提出されていなかった。 (伊勢農林水産事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 受注者に対し、契約の履行状況を適正に報告することを指示し、履行状況報告書の提出を徹底しました。 2 取組の成果 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 補助金 (1) 【土地改良施設整備補修事業費補助金】 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 (農業基盤整備課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 28 年度の土地改良施設整備補修事業費補助金について、補助事業者に対して暴力団等の不当介入に対する措置を義務付ける旨の通知文を送付しました。また、再発防止のため、複数職員で確認を行うなどチェック体制の強化を図りました。 2 取組の成果 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 事業実施主体に対する交付決定通知文書に、不当介入に対する義務付け措置について記載することとします。また、引き続き再発防止に向け、上記の取組により適正な事務処理を行っていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が20件あった。このうち、開札後に中止したものが2件あった。(フードイノベーション課、獣害対策課、水産資源課、桑名農政事務所、四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所、林業研究所、農業大学校)
講じた措置
平成28年度 1 実施した取組内容 ① 地域要件設定誤りが原因であったことから、仕様内容や県内事業者の有無について十分確認したうえで公告を行うこととしました。(フードイノベーション課) ② 仕様書の記載内容の誤りや設計誤り等が原因であったことから、公告前には複数職員で確認するなどチェック体制を強化しました。(獣害対策課、桑名農政事務所、伊賀農林事務所) ③ 型式を指定のうえ同等品申請対象外としていた案件について、型式が古いため納品が難しい旨の指摘があり、入札を中止しました。このため、型式の確認や同等品申請を十分検討のうえ仕様書作成し公告を行うこととしました。(水産資源課) ④ 違算が原因であったことから、複数職員による確認などチェック体制を強化しました。(四日市農林事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所) ⑤ 公用車の車検を公告したが、新規購入することとなり入札を中止したことから、今後は関係各課と情報共有を密にして事務を遂行するよう周知徹底を図りました。(四日市農林事務所) ⑥ 電子調達システムへの入力誤りや添付ファイル誤りが原因であったことから、公告前には複数職員で確認するなどチェック体制を強化しました。(松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所) ⑦ 天候不順により灯油の使用量が見込みより少なくなり、仕様の数量の受入れが難しくなったため、納入期限を見直し再度公告しました。以降、灯油の残量及び使用見込みについてチェック体制を強化し、適切な発注業務の遂行に努めました。(林業研究所) ⑧ 特殊なサイズに関する質問に対し、誤った回答をしたため入札を中止したことから、特殊な仕様を定める場合は専門知識のある者から参考意見を聞くなど、再発防止に努めました。(農業大学校) 2 取組の成果 (1) 取組の結果、適正な入札の執行を行っています。(フードイノベーション課、獣害対策課、水産資源課、桑名農政事務所、尾鷲農林水産事務所、農業大学校) (2) 取組の結果、チェック体制の強化、及び再発防止に向けた職員の意識向上を図ることができましたが、入札中止案件が発生してしまいました。(四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、林業研究所)
平成29年度以降(取組予定等) (1) 引き続き、再発防止に向けた取組を継続し、適正な入札の執行に努めていきます。(フードイノベーション課、獣害対策課、水産資源課、桑名農政事務所、尾鷲農林水産事務所、農業大学校) (2) 引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図ります。(四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、林業研究所)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ その他の支出事務 (1) 財務会計システムによる資金前渡の精算手続きが行われていなかった。 (農林水産財務課) (2) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (水産資源課) (3) コピー機使用料の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市農林事務所) (4) 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (農業研究所) (5) 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所) (6) 郵券証紙類について、平成 27 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。 (農業大学校)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 資金前渡の精算手続きの漏れがないよう改めて職員に周知徹底を図りました。 また、再発防止のため、毎月初めに、前月の前渡資金の未精算がないか財務会計システムにおいて確認を行っています。 (農林水産財務課) (2) 消耗品費の二重払いは、各取締船が購入した消耗品の支払処理を行う県庁担当者が、購入業者から二重に届いた納品書に対し、支払状況の確認を十分に行わずに別の消耗品と誤認したことが原因で発生しました。このため、支払起案においてチェックする人数を増やすとともに、購入した各取締船でも処理状況が確認できるよう共有フォルダ内に受付簿を作成することとしました。 (水産資源課) (3) 請求書に記載されたカウント数が自所属以外の数値であったことに気付かず支払ったため歳出戻入となったことから、コピー機の使用枚数を業者がカウントする際、職員が立会い使用枚数を記録し請求書に記載されている使用枚数と突合するなど、支出書類のチェックを強化しました。 (四日市農林事務所) (4) 支出命令作成時及び決裁時のチェック項目、チェックポイントの再確認を担当職員全員で行い、再発防止に向けて、職員の意識向上を図りました。 (農業研究所) (5) 支出命令金額の入力誤りにより過払いが生じたため、支出書類作成時及び決裁時において請求書と支出命令書の突合を徹底するなどチェック体制の強化と職員の意識の更なる向上を図りました。 (水産研究所) (6) 研修会参加者への連絡用として郵券証紙(140 円切手)を例年より多く見込んで購入しましたが、参加者が見込みまで到達せず、在庫枚数が年度使用枚数を上回る結果となりました。このため今年度は 140 円切手の購入を控え、適正な在庫枚数となるよう努めました。また他の郵券証紙購入の際は、必要枚数を適正に見込むよう徹底しました。 (農業大学校) 2 取組の成果 (1)～(6) 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。 (農林水産財務課、水産資源課、四日市農林事務所、農業研究所、水産研究所、農業大学校)
平成 29 年度以降 (取組予定等)
(1)～(6) 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (農林水産財務課、水産資源課、四日市農林事務所、農業研究所、水産研究所、農業大学校)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務実績簿に登録された特殊勤務従事日が、実際に従事した日と異なっていた。 (四日市農林事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 総務事務システムで特殊勤務実績簿登録の際、従事月日欄にはシステム操作日が初期表示されるため、実従事月日に変更すべきところ、変更せず登録したことが原因であったため、必ず実従事月日に変更登録することを徹底するとともに、従事職員間で入力確認等行うよう注意喚起しました。 2 取組の成果 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 (1) 物品の保管場所が物品管理台帳に誤って記載されていた。(伊勢農林水産事務所) (2) 長期間使用されず、今後も使用見込みがない備品があった。(畜産研究所) (3) 備品の一部が物品管理台帳と異なる場所に保管されていた。(畜産研究所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 物品の保管場所と物品管理台帳との確認を行い、適正な保管場所になるように整理し、物品管理の適正化を図りました。(伊勢農林水産事務所) (2) 他所属での利用等も照会したうえで、使用する見込みがない備品については処分しました。(畜産研究所) (3) 備品の保管場所を示した配置図を作成し所属内で共有することにより、各職員が適正に管理できるように努めました。(畜産研究所) 2 取組の成果 (1)～(3) 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。(伊勢農林水産事務所、畜産研究所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)～(3) 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。(伊勢農林水産事務所、畜産研究所)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 未利用地の状況 (1) 7年以上入居がない職員公舎について、利活用や用途廃止等に向けた検討が行われていなかった。 (畜産研究所) (2) 未利用となっている水産研究所用地の一部について、利活用に係る検討が十分でなかった。 (水産研究所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 早期に公舎の利活用がなされるよう、維持管理を行いながら、畜産研究所職員以外にも入居対象者の範囲を広げ、部内で募集を行っています。 (畜産研究所) (2) 漁業無線局の事業廃止（平成 27 年 3 月）に伴い施設の解体・撤去（期限平成 28 年 3 月 31 日）による土地及び実験実習棟建設予定地としていた水産研究所敷地内の一部使用していない土地について、今後水産研究所で利用見込みがないことから、平成 28 年度の「みえ県有財産利活用方針」に基づく自己点検において、管財課へ一部未利用財産「有」として報告しました。 (水産研究所) 2 取組の成果 (1) 常時入居者の募集を行っており、平成 29 年度も定期人事異動にあわせ募集を行いましたが、現在のところ入居者は得られていません。 (畜産研究所) (2) 水産研究所敷地内には実験用屋外水槽もあることから、フェンス等により明確に仕切られており、休日・夜間の建物の施錠はもとより、敷地内への出入についても門に施錠を行い、職員以外の立ち入りを制限しています。このような研究所の性格上、一般への貸付等については馴染まないものと考えられることから、「みえ県有財産利活用方針」にある他用途（県他部局）への転用（貸付）等について管財課所管の「公共施設等総合管理推進会議」において情報を共有し、関係部局と調整しながら有効な利活用ができるよう進めています。 (水産研究所)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 早期に有効活用がなされるよう、入居対象者範囲を他部局にも広げ、広く募集を行ってまいります。 (畜産研究所) (2) 「みえ県有財産利活用方針」に基づき、情報を共有し、関係部局と調整しながら有効な利活用が図れるよう進めていきます。 (水産研究所)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公共用地の未登記 (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 720 筆、106,532.07 m²ある。 (桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 28 年 6 月～7 月に関係農林水産（農政、農林）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにしたヒアリングを行い、事務所の意見を聞きながら処理を進めやすいように未登記案件の処理優先順位を決定しました。 そのヒアリングで優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じて境界測量や相続人調査を行うなど、未登記解消を進めました。 平成 28 年 10 月～11 月には進捗状況を確認するとともに、平成 29 年度に解消可能な案件の選定を協議しました。 また、平成 28 年 9 月 16 日には、平成 28 年度第 1 回用地課長・担当者会議を開催して情報共有を図るとともに、本年度末で「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」が期限を迎えることから、次期 5 ヶ年計画の作成を関係事務所に依頼しました。 平成 29 年 1 月 27 日に第 2 回用地課長・担当者会議を開催して、作成依頼した計画を基に検討を行いました。検討結果を踏まえて、平成 29 年度からの未登記解消の基礎となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」の策定を平成 29 年 3 月に行いました。 2 取組の成果 平成 28 年度は、39 筆の未登記を解消しました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 未登記案件には、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が残っていますが、引き続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故(物損額: 県 105,840 円) (担い手支援課) (2) 物損事故(物損額: 県 184,993 円) (津農林水産事務所) (3) 人身事故(負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 143,052 円) (治療費等: 示談中) (松阪農林事務所) (4) 人身事故(負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 182,682 円、相手 314,388 円) (治療費等: 県 0 円、相手: 42,748 円) (農業研究所)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 当該職員に対しては厳重注意を行い、交通安全研修に参加させるとともに、全職員に対しても、一層の安全運転を心がけ、気を引き締めて業務に取り組むよう注意喚起を行いました。 (担い手支援課) (2) 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。 また、津地域防災総合事務所主催の「津地域職員交通安全研修」及び「交通安全研修センターにおける津地域職員交通安全研修」、さらには農林水産部主催の「交通安全研修」に積極的に参加させ交通安全教育を徹底するとともに、職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」に 10 チーム 30 名が参加するなどの取組も行い、職員の交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故の防止に努めました。 (津農林水産事務所) (3) 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、所内職員の交通安全研修への積極的参加、会議の場や日々の声かけ等を通じて、交通安全意識を高め、事故防止に努めました。 (松阪農林事務所) (4) 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても所内会議等において再発防止に向け、交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。また、松阪地域防災総合事務所主催の交通安全講習会への積極的な参加や、職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ123」へ11チーム33名が参加するなどの取組を行い、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図る取組を行いました。 (農業研究所) 2 取組の成果 (1)～(4) 上記の取組の結果、職員の交通安全に対する意識の高揚を図ることができたものの、交通事故は発生しており、より取組を強化していく必要があります。 (担い手支援課、津農林水産事務所、松阪農林事務所、農業研究所)
平成 29 年度以降(取組予定等) (1)～(4) 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組んでいきます。 (担い手支援課、津農林水産事務所、松阪農林事務所、農業研究所)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(海外ビジネスサポートデスク事業の評価・検証)

- (1) 県内企業の国際競争力の向上を図り、アジアの経済成長を本県産業の発展につなげることを目的とし、県内中小企業の海外展開を支援するため、中国、タイ、県内に「海外ビジネスサポートデスク」を設置している。

一方、企業の海外進出に伴い、民間金融機関等においてもそれに付随したさまざまなサービスを充実させている。

このような状況を踏まえ、平成24年度の事業開始から5年目を迎える本事業が、海外展開をめざす県内中小企業にとってどのような効果があり、所期の目的を達成できたかについて評価・検証されたい。

(国際戦略課)

講じた措置

平成28年度

1 実施した取組内容

サポートデスクは、県内中小企業の海外ビジネス展開のきっかけづくりのため、県内中小企業が安心して気軽に相談できる機関として、現地の規制や制度に関する情報提供や販路開拓などの相談・支援をきめ細かく行ってきました。

その結果、サポートデスクの設置から平成29年3月末までに、中国デスクでは890件、アセアンデスクでは458件の県内中小企業からの相談等に対応してきました。

相談内容としては、県内中小企業が初めて海外展開に取り組むために必要となる基本的な情報の収集から、現地工場や事務所の設立に関する具体的な相談まで幅広いものとなっており、特に中国においては、中国進出済み企業による工場の移転に関する相談や富裕層に対する商品販売の販路開拓に関する相談など多岐にわたっています。

[中国デスクの相談実績]

相談内容	件数					
	H24	H25	H26	H27	H28	計
①新規進出・再投資	21	37	31	26	13	128
②輸出・輸入	23	67	86	80	63	319
③その他（展示会等含む）	94	129	119	55	46	443
合計	138	233	236	161	122	890

[アセアンデスクの相談実績]

相談内容	件数					
	H24	H25	H26	H27	H28	計
①新規進出・再投資	22	47	61	29	22	181
②輸出・輸入	16	36	5	18	5	80
③その他（展示会等含む）	22	48	23	48	56	197
合計	60	131	89	95	83	458

こうしたサポートの結果、現地への製造拠点や営業拠点の設立、現地法人の設立、インターネット等による現地への販路開拓、現地小売店への出店などの県内中小企業の成果につながってきました。

2 取組の成果

このように、三重県海外ビジネスサポートデスクは、新たに海外展開に取り組む県内中小企業の取組をサポートするという所期の目的を一定果たしてきたものと評価していますが、一方で、サポートデスクの設置から4年余りが経過する中、

- ・ジェトロや民間金融機関等において、中小企業の海外展開を支援する体制が年々強化されてきていること
 - ・県の厳しい財政状況を踏まえて、事業の優先順位を検討する必要があること
- など、環境も変化していることから、効果的かつ効率的なサポートが行えるようサポートデスクの運営を見直すこととしました。

平成29年度以降（取組予定等）

- ・従来の海外ビジネスサポートデスク運営委託を廃止し、三重県産業支援センターやジェトロを中心とする支援機関等と「三重県国際展開支援窓口の運営業務協力に関する覚書」を締結し、平成29年4月から新たな支援体制を構築することとなりました。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (ものづくり三重の推進事業等の評価・分析) (2) メイド・イン・三重ものづくり推進事業では、中小企業の付加価値の向上等を図るため、新商品・新技術の研究開発等の経費の一部に補助金を交付し、補助事業完了から5年間、補助事業者から成果等に関する状況報告書が提出されることになっている。 しかし、提出のあったこれらの報告書を十分に評価分析しておらず、また、評価するための具体的な成果指標なども定められていない。 今後は、本件補助事業を含め、同種の補助事業を実施する場合には、具体的な成果指標を定めるなどして、確実に評価、分析を行い、その成果等を明らかにされたい。 (ものづくり推進課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 成果指標の設定 メイド・イン・三重ものづくり推進事業の評価分析にあたって成果指標を、国の同内容の補助事業の成果指標と目標数値を参考に、「補助事業終了年度から5年以内の事業化率 40%」と設定しました。 (2) 評価、分析 メイド・イン・三重ものづくり推進事業は、平成 23 年度の事業開始から平成 28 年度までに 59 件 (H23:12 件、H24:19 件、H25:10 件、H26:8 件、H27:6 件、H28:4 件) の事業計画に対して補助金の交付決定を行っています。 このうち、状況報告書の提出のあった平成 23 年度から平成 26 年度までに補助事業が終了している 49 件を対象に事業化の実績を調査したところ、19 件の事業化が確認され、事業化率は 38.8%となりました。 事業化に結び付いたものとしては、自動車関連企業が補助金を活用し新分野（医療機器）への事業展開に貢献したものや、伊勢志摩サミットで配布された「みえのおもてなしバッグ」の中に収納された製品の開発につながったものなどの成果が出ています。 また、開発を継続中の事業や試作品の引き合いがある事業が複数あるのに加えて、事業化には至らないものの、補助事業の成果が既存製品の高度化に寄与している事例が認められました。 こうした点を総合的に勘案すると、現時点では、成果指標の目標値を若干下回っているものの、事業の目的はほぼ達成しているものと評価しています。 2 取組の成果 評価、分析の結果、実際に事業化に成功した成果を確認できたことをはじめ、事業化に結び付けるために、どのような支援が必要となるかが明らかになりました。 今後、同種の補助事業を実施する場合にも、具体的な成果指標を設定し、数値目標を定めるとともに、工業研究所等により必要な支援を行うことで、補助事業に取り組む事業者の新商品開発等の事業化が促進され、補助事業の効果を増大させることができると考えます。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> - 開発を継続中の案件について、技術的課題があるものについては、その克服に向けて、工業研究所や関係機関と連携してフォローを行い、事業化率の向上に努めます。 - さらなる技術開発をめざす事業者に対しては、国の戦略的基盤技術高度化支援事業（通称サポイン）等の高度な研究開発につなげることができるよう支援します。 - 事業者が県や関係機関が実施する展示会や商談会を有効活用し、開発した新商品の販路開拓につなげることができるよう情報提供や出展支援に取り組みます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興) (3) 平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録し、県内延べ宿泊者数も前年に比べ増加したものの、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標項目である「観光消費額の伸び率」と「観光レクリエーション入込客数」はいずれも数値目標を達成していない。 このため、新たに策定した「三重県観光振興基本計画」に基づき、多様な産業と連携した取組を進めるとともに、マーケティングに基づき、顧客ニーズに応じたプロモーションを推進されたい。 また、伊勢志摩サミットの開催により知名度が高まった好機を生かし、三重の強みである「食」をテーマにしたパスポート事業等による国内誘客を推進するとともに、アジア地域に加え欧米や富裕層への取組、M I C E の誘致による海外誘客に努められたい。(観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成状況も踏まえつつ、国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画（平成 28 年度～31 年度）」にて観光入込客数と一人当たりの消費額から算定する「観光消費額」を主たる目標に掲げ、観光の「質」の向上に向けた取組を実施しました。 (1) 平成 28 年 3 月に「みえ観光の産業化推進委員会」を設立し、「観光の産業化の推進」「『日本版DMO』創設に向けた取組」「受入体制のさらなる充実・強化」「マーケティングに基づくプロモーション」の 4 つの視点で、観光の産業化を進めました。具体的には、サミットでも高い評価を得た本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を平成 28 年 6 月 30 日から実施しました。また、地域が「自ら稼ぐ力を引き出す」環境を整備し、「観光地経営」の視点に立った持続可能な観光地づくりを県内各地に根付かせるため、「日本版DMO創設」に向けた取組を推進しました。(観光誘客課) (2) サミット開催の実績を踏まえ、これまでの重点国・地域に加え、富裕層やG7を中心とした欧米からの誘客を促進するため、ファムトリップの受入、旅行博への出展や現地旅行会社との商談会等を行いました。また、タイからのゴルフツアー訪問団の受入や、欧州等からのゴルフ関係旅行会社の視察受入など、ゴルフツーリズムの促進にも取り組みました。＜ファム受入 53 件、旅行博・商談会等 15 件＞(海外誘客課) (3) 平成 28 年 6 月に「三重県国際会議等 M I C E 誘致・開催取組方針」を策定し、関係者との連携体制の構築を図りつつ、三重県で開催するに相応しいテーマ、規模の国際会議の誘致に取り組みました。7 月に、国際会議主催者に財政支援をすることで県内での国際会議開催を促進する「三重県海外 M I C E 誘致促進補助金」を新設しました。11 月には、三重大学と国際会議の誘致に関する協定を締結しました。(M I C E 誘致推進監) 2 取組の成果 (1) 観光庁の宿泊旅行統計調査によると、平成 28 年の県内延べ宿泊者数は約 1003 万人（速報値）となり、前年比 6.0%増、伸び率は全国 2 位と、過去最高の平成 25 年を超えました。うち外国人延べ宿泊者数は約 36 万人で、前年比 7.7%減でした。119.4%増と大幅な伸びを記録した平成 27 年からは減りましたが、2 年続けて 35 万人を突破し、中でもサミット G7 構成国の宿泊者数は 47.4%増となっています。(観光政策課、海外誘客課) (2) みえ食旅パスポートの平成 29 年 3 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ約 19 万 2 千部を超え、前回の「みえ旅パスポート」の開始 9 ヶ月後の発給数と比べ約 1.5 倍のペースで推移しました。市町を活動区域とする「地域DMO」について、地域と一体となって登録に取り組み、県内の 5 団体（(株)Verde 大台ツーリズムコミッション、伊勢まちづくり(株)、(一社)鳥羽市観光協会、(一社)志摩スポーツコミッション、(一社)菰野町観光協会、）が候補法人として登録されました。(観光誘客課) (3) 三重県海外 M I C E 誘致促進補助金を活用した第 1 号となる会議が 10 月に志摩市で開催されるなど、積極的なセールス活動を実施し、平成 28 年の国際会議開催件数は目標値（4 件）を上回る 17 件となりました。(M I C E 誘致推進監)
平成 29 年度以降（取組予定等）
(1) 引き続き、「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、マーケティング等各種データを積極的に活用しつつ、みえ食旅パスポートの利用促進、ストーリー性のある誘客促進やプロモーション事業の展開に取り組みます。また、大都市圏の旅行会社やメディアのニーズと、県内観光関連事業者のシーズをマッチングするための商談会等を開催し、地域の魅力を生かした旅行商品の造成や、ウェブ・雑誌等での情報発信をめざします。さらに、ジュニアサミット開催を機に、北勢地域の市町、関連事業者等が一体となり、専門高校・大学の修学旅行や企業の研修旅行を受け入れるための、新たな仕組みづくりに取り組みます。(観光誘客課) (2) 富裕層や、サミット参加国を中心とした欧米からの観光客の誘致を近隣府県とも連携して行います。また、個人の外国人旅行者（F I T）の増加を踏まえた SNS 等による情報発信、台湾と欧州における現地レップを活用した富裕層・インセンティブツアーの誘致、台湾からの教育旅行の誘致にも取り組みます。(海外誘客課) (3) 県内の他の大学とも M I C E 連携協定について相談していきます。また、県外のセールス体制を強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。「歴史的建造物」「神社仏閣」「博物館・美術館」など、特色あるレセプション開催場所（ユニークベニュー）の開拓も積極的に進めていきます。(M I C E 誘致推進監)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (ポストサミットの取組の推進) (4) サミット開催で得られた三重県や伊勢志摩の知名度向上、郷土に対する愛着や誇りの高まり、おもてなしの力の向上などを生かし、関係部局とも連携しながら、サミットで提供された食材や県産品の情報発信、新たな商品開発や販路開拓などにより、地域の魅力を一層高め、国内外からの誘客やM I C Eの誘致を図るなど、地域経済の活性化に向けた取組を推進されたい。 (サミット総務課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 サミットの開催は三重にとって千載一遇のチャンスであり、これを一過性にせず、サミットの資産を次世代に継承していく必要があると考え、三重県における「ポストサミット」を「サミットのレガシーを三重の未来に生かすこと」と定義し、具体的な取組を各部局において展開しています。 ※ サミット開催に向けた「オール三重」による取組は、県民の皆さんがサミットの成果を地域の発展のために生かそうとする行動や、地域をより良くしようとする行動へとつながります。 そのことにより、地域の活力・魅力が高まって、観光やビジネスなどのさまざまな分野で三重が世界から選ばれるようになり、それが次代を担う若者や子どもたちの希望につながっていくという「正のスパイラル」が生まれ、地域の自立的かつ持続的な活性化が図られます。 そのように、サミットのレガシーを最大限に生かし、三重の未来を持続的に発展させていくことが、「ポストサミット」の基本的な考え方です。 平成 28 年度のポストサミットの具体的な取組を行うにあたり、知名度等の向上を最大限に生かし、国内外の人びとと事業を呼びこむ取組(「人と事業を呼びこむ」)、サミットそのものの成果を引継ぎ発展させる取組(「成果を発展させる」)、サミットを通じて高まった地域の総合力を、次世代の育成や地域の魅力向上につなげる取組(「次世代に継承する」)の3つを柱に据えました。 1 つ目に「人と事業を呼びこむ」取組として、M I C E誘致やインバウンド対策、食の産業振興、世界に向けた起業や外資系企業誘致の事業を展開しています。 2 つ目に「成果を発展させる」取組として、サミットで高まった安全意識を引き継ぐ安全・安心、サミットといえば三重県というイメージを活用したサミットの聖地、ジュニアサミットやサミットでテーマとなった環境といった事業を展開しています。 3 つ目に「次世代に継承する」取組として、次世代育成、女性の活躍といった事業を展開しています。 2 取組の成果 各部局においてこれらのポストサミット事業に取り組むことにより、M I C E誘致では目標値を上回る誘致件数となったほか、W I T 2016 (W o m e n I n n o v a t i o n S u m m i t 2016) や認知症サミットといった伊勢志摩サミットのテーマに則した全国規模の会議が開催されました。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 次の日本開催のサミット開催地が決定するまでをポストサミット期と捉え、ポストサミットの取組を展開していきます。平成 29 年度は、サミット開催時のレガシーから取組の柱を見直し、上記 3 つの柱に「戦略的・効果的な情報発信」という 4 つ目の柱を加え、全庁的に取り組んでいきます。 今後もポストサミット事業に取り組むことで、全国菓子大博覧会や国体なども踏まえ、持続的に発展する三重の未来へつなげていきます。

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 補助金の申請者あてに文書を送付した際の封筒に申請者の住所の誤記があった。 (エネルギー政策・ICT活用課) (2) 外務省に提出及びホームページに掲載した県産加工食品推薦リストの一部に誤りがあった。 (サミット総務課) (3) 計量士資格認定申請書を紛失した。 (計量検定所) (4) 委託事業者に誤って職業訓練受講者等の氏名・電話番号等が入ったCDを配付したことにより個人情報を漏えいさせた。 (津高等技術学校)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成 27 年度の住所の誤記の発生後、課内でコンプライアンスミーティング等を行い、チェック体制を強化するとともに、職員のコンプライアンス意識の向上並びに職場全体としての意識向上に努めました。 (エネルギー政策・ICT活用課) (2) 複数の職員で確認を行うなど、関係部局含めチェック体制を強化するとともに、必要に応じ事業者等による確認を行うなど再発防止に努めました。 (サミット総務課) (3) 平成 27 年 12 月から、 ① 所属宛て文書等については文書受付簿を作成し、担当者に手渡しする方法で文書の管理を行っています。 ② 郵送で受領した申請書についても、持参された場合と同様、受付時に控えに受付印を押印し、申請者に返却することとしました。 ③ 計量士資格認定・登録にかかる事務処理の進捗状況表を作成し、その進捗状況が一目で確認できるようにしました。 (計量検定所) (4) 「文書等の外部発出にかかる業務要領」、「CD-R等作成マニュアル」、「CD-R作成チェックリスト」を新たに整備し、要領、作業手順を明文化し、複数職員によるチェック体制の強化を行いました。また、毎月、担当者によるミーティングを行い、ヒヤリ・ハット事例の共有等危機意識の向上を図っています。 (津高等技術学校) 2 取組の成果 (1) ミスに対する意識の向上やチェック体制の強化が図られました。 (エネルギー政策・ICT活用課) (2) 複数職員や関係事業者等による確認等のチェック体制の強化により、適切な事務処理が図られました。 (サミット総務課) (3) ① 申請書等を含む郵送文書が確実に担当者に渡ったかどうか事後においても把握できるようになりました。 ② 郵送した申請者にとっては、確実に、いつ受付されたかが分かるようになりました。 ③ 申請書等受領後の事務処理の進捗状況を所属全体で把握できるようになりました。 (計量検定所) (4) 要領、作業手順を明文化し、複数職員によるチェック体制の強化を行った結果、事務におけるミスのリスク低減を図ることができました。 (津高等技術学校)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定など)</u> (1) 引き続き、チェック体制の強化を図るとともに、継続的にコンプライアンスミーティングを行い、職員の意識向上・注意喚起に努めます。 (エネルギー政策・ICT活用課) (2) 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (サミット総務課) (3) 引き続き、郵送文書の受理等における適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。 (計量検定所) (4) 同様の事案が再度発生しないよう、明文化した要領、作業手順により、複数職員によるチェック体制の強化を引き続き行い、適切な事務処理に努めます。 (津高等技術学校)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 3,457,198,616 円あった。 (雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課、工業研究所) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課) イ 収入事務 (1) 海外派遣職員の賃貸住宅退去に伴う公共料金保証金の返納金について、金融機関への収納処理が遅延していた。 (国際戦略課) (2) 三重テラスイベントスペース利用ごみ処理費に係る調定事務が遅延していた。 (三重県営業本部担当課) (3) 現金納付された試験機器使用料等の一部について、金融機関への収納処理が遅延していた。 (工業研究所)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 ア (1) ・中小企業従業員住宅家賃下料 2 件のうち 1 件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他 1 件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めており、今年度も引き続き電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促を実施しました。 (雇用対策課) ・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権 債務者の死亡と相続放棄等により、平成 27 年 3 月 27 日に徴収停止措置を採っています。徴収停止措置を採った日から 3 年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、3 年経過後に徴収停止事由に該当しているか再確認します。 (雇用対策課) ・地域人づくり事業委託返還金 平成 28 年 5 月 10 日付けで催告状を発付するとともに、電話による催告を月 1 回実施しています。 (雇用対策課) ・中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。 さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。 ・訪問・来庁相談回数：85 回（平成 29 年 3 月 31 日現在） ・弁護士委託件数：2 件（平成 29 年 3 月 31 日現在） (中小企業・サービス産業振興課) ・中小企業設備近代化資金 債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。 ・訪問・来庁相談回数：74 回（債権回収会社分を含む）（平成 29 年 3 月 31 日現在） (中小企業・サービス産業振興課) ・サンアリーナ使用料 平成 28 年 8 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いました。 平成 28 年 12 月には配達証明郵便にて催告状を送付し、債権者に対する催告を行いました。 (観光政策課) ・競争的研究プロジェクト受託事業収入 納入通知書を発行し、委託元に速やかな納付を依頼しました。 (工業研究所) ア (2) ・中小企業従業員住宅家賃下料 目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定し、電話督促や訪問督促により計画的な債権回収に努めてきました。 ・訪問・電話督促回数：21 回（平成 29 年 3 月 31 日現在） (雇用対策課) ・中小企業設備近代化資金貸付金 目標額の達成に向け、債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みむとともに、新たに法的措置等を実施し、未収金の回収強化を行いました。 ・訪問・来庁相談回数：55 回（債権回収会社分を含む）（平成 28 年 12 月 31 日現在） (中小企業・サービス産業振興課) ・サンアリーナ使用料 平成 28 年 8 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いました。

平成 28 年 12 月には配達証明郵便にて催告状を送付し、債権者に対する催告を行いました。（観光政策課）

イ(1)
再発防止のため、派遣職員、雇用経済総務課及び出納局との連携体制を強化しました。（国際戦略課）

イ(2)
即日調定事務を行うための二重チェックとして、依頼の受け付け時に、首都圏営業推進班（三重テラス）のイベント担当者から営業推進班（県庁）の調定事務担当者へのメールでの内容連絡、及び電話でのメールの受信確認を実施することをルール化しました。（三重県営業本部担当課）

イ(3)
再発防止のため、複数職員での確認・管理と職員間の業務予定・休暇予定の調整を行い、金融機関への収納処理体制を強化しました。（工業研究所）

2 取組の成果

ア(1)
・中小企業従業員住宅家屋貸下料
平成 29 年 3 月末現在、和解案件については 10 万 5 千円（3 件）、他 1 件は 3 万 7 千円（5 件）の納入がありました。（雇用対策課）

・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権
徴収停止措置を採っています。（雇用対策課）

・地域人づくり事業委託返還金
催告状を発付後、毎月 15 万円を支払うとする支払計画書が提出され、平成 28 年 6 月以降、毎月 15 万円の支払いを受けています。（雇用対策課）

・中小企業高度化資金
平成 28 年度未収金回収金額：32 件、6,688 万円（平成 29 年 3 月 31 日現在）
（中小企業・サービス産業振興課）

・中小企業設備近代化資金
平成 28 年度未収金回収金額：16 件、161 万円（平成 29 年 3 月 31 日現在）（中小企業・サービス産業振興課）

・サンアリーナ使用料
金融機関への預金照会の結果、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。配達証明郵便による催告状を発送しましたが、債権回収はできませんでした。（観光政策課）

・競争的研究プロジェクト受託事業収入
収入未済分（648 円）については、平成 28 年 6 月 20 日に収納しました。（工業研究所）

ア(2)
・中小企業従業員住宅家屋貸下料
平成 28 年度の未収金回収金額（平成 28 年 12 月 31 日現在）は、和解案件については 10 万 5 千円、他 1 件は 3 万 7 千円、計 14 万 2 千円でした。引き続き電話や訪問による督促を行うなど債権回収に努めます。（雇用対策課）

・中小企業設備近代化資金貸付金
平成 28 年度の未収金回収金額は 16 件、161 万円（平成 29 年 3 月 31 日現在）であり、目標金額（130 万円）を達成しております。（中小企業・サービス産業振興課）

・サンアリーナ使用料
金融機関への預金照会の結果、回収コストに見合う財産を確認できませんでした。
配達証明郵便による催告状を発送しましたが、債権回収はできませんでした。（観光政策課）

イ(1)
年度末業務のため、同様の事案は発生していません。（国際戦略課）

イ(2)
上記のとおり定めたルールに従って事務を行い、ごみ処理の依頼日に調定事務を実施しています。（三重県営業本部担当課）

イ(3)
台風 16 号（9 月 20 日）に伴う悪天候、大雪（1 月 16 日～17 日）に伴う道路状況の悪化によるやむを得ない 2 件を除き、金融機関への収納処理の遅延は発生していません。（工業研究所）

平成 29 年度以降（取組予定等）

ア(1)
・中小企業従業員住宅家屋貸下料
今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納付が滞らないよう管理していきます。（雇用対策課）

・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権
平成 30 年 3 月 27 日に徴収停止措置を採った日から 3 年経過することとなるため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止事由に該当しているか再確認した後に条例に基づく適切な手続を行います。（雇用対策課）

・地域人づくり事業委託返還金
支払計画に関わらず、支払予定金額より多くの納付を求めています。（雇用対策課）

・中小企業高度化資金
「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管

理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い、経営改善の取り組みを支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めています。
(中小企業・サービス産業振興課)

- ・中小企業設備近代化資金
債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。
(中小企業・サービス産業振興課)
- ・サンアリーナ使用料
回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。
(観光政策課)
- ・競争的研究プロジェクト受託事業収入
正確かつ確実な事務処理を行えるよう可能な限り納付書による入金を相手方に依頼するとともに、引き続き、相手方と連絡を密にし、早期の委託費用の確定、精算払い請求の事務処理に努めます。
(工業研究所)

ア(2)

- ・中小企業従業員住宅家賃下料
今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納付が滞らないよう管理していきます。
(雇用対策課)
- ・中小企業設備近代化資金貸付金
債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。
(中小企業・サービス産業振興課)
- ・サンアリーナ使用料
回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の減少に努めます。
(観光政策課)

イ(1) 会計規則に則った事務処理に努めます。
(国際戦略課)

イ(2) 上記により定めたルールを遵守し、事務を処理します。
(三重県営業本部担当課)

イ(3) 引き続き、上記取組を行い、適正な事務処理に努めます。
(工業研究所)

部局名 雇用経済部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施業務委託】	
・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。	(雇用対策課)
(2) 【ビッグデータ活用による県外在住者への再来訪促進事業委託】	
・変更施行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。	(観光誘客課)
(3) 【トリップアドバイザー活用外国人おもてなしプロジェクト事業委託】	
・変更施行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(海外誘客課)
(4) 【委託訓練 H27 9 介護職員基礎科業務委託】	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。	(津高等技術学校)
(5) 【委託訓練 H27 7 医療ビジネス科業務委託】	
・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。	(津高等技術学校)
イ 補助金	
(1) 【地域資源活用型産業等立地補助金】	
・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。	(企業誘致推進課)
ウ 工事、物件等における入札中止状況	
(1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あった。	(雇用経済総務課、国際戦略課、津高等技術学校)
エ その他の支出事務	
(1) 委託料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。	(工業研究所)
講じた措置	
平成28年度	
1 実施した取組内容	
ア	
(1) 【戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施業務委託】	
契約書に定められた「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報保護責任者、作業従事者について、契約先から書面での報告を求め、適正な事務処理を行っています。	(雇用対策課)
(2) 【ビッグデータ活用による県外在住者への再来訪促進事業委託】	
出納事前検査を受けること及び契約書に記載すべき事項について、関係職員に周知し、適切な事務処理を確認するとともに、複数職員でチェックを行いました。	(観光誘客課)
(3) 【トリップアドバイザー活用外国人おもてなしプロジェクト事業委託】	
出納事前検査を受けることについて、関係職員に周知し、適切な事務処理を確認するとともに、複数職員でチェックを行いました。	(海外誘客課)
(4) 【委託訓練 H27 9 介護職員基礎科業務委託】	
契約保証金を免除する決裁を受け、適正な事務処理を行っています。	(津高等技術学校)
(5) 【委託訓練 H27 7 医療ビジネス科業務委託】	
契約保証金を免除する決裁を受け、適正な事務処理を行っています。	(津高等技術学校)
イ 補助金	
(1) 【地域資源活用型産業等立地補助金】	
過去の交付決定企業等に対して、暴力団等の不当介入に対する措置の義務付けに関する説明を行うとともに、補助金交付にあたっての条件追加通知を行いました。また、暴力団等の不当介入に対する措置の義務付けに関する条件を補助金交付決定通知書等に記載するとともに、課内への周知徹底を行うことにより、新たに交付決定を行う企業に対しても漏れのないように対応しました。	(企業誘致推進課)
ウ 工事、物件等における入札中止状況	
複数の職員での確認、管理を行いました。	(雇用経済総務課、国際戦略課、津高等技術学校)
エ その他の支出事務	
課内の複数職員による確認を行い、再発防止に努めました。	(工業研究所)
2 取組の成果	
ア	
(1) 【戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施業務委託】	
契約書に定められた「個人情報取扱特記事項」に従い、適正な事務処理を行うことができました。	(雇用対策課)
(2) 【ビッグデータ活用による県外在住者への再来訪促進事業委託】	
上記の取組により、適正な事務処理が図られました。	(観光誘客課)

(3) 【トリップアドバイザー活用外国人おもてなしプロジェクト事業委託】	(海外誘客課)
上記の取組により、適正な事務処理が図られました。	
(4) 【委託訓練 H27 9 介護職員基礎科業務委託】	
業務委託にあたっては、契約保証金を免除する決裁を受け、適正な事務処理を行うことができました。	
	(津高等技術学校)
(5) 【委託訓練 H27 7 医療ビジネス科業務委託】	
業務委託にあたっては、契約保証金を免除する決裁を受け、適正な事務処理を行うことができました。	
	(津高等技術学校)
イ 補助金	
(1) 【地域資源活用型産業等立地補助金】	
補助金交付決定通知書等への記載を追加するとともに、課内への周知徹底を行った結果、暴力団等の不当介入に対する措置の義務付けの漏れは発生していません。	(企業誘致推進課)
ウ 工事、物件等における入札中止状況	
事務誤りによる入札中止は発生していません。	(雇用経済総務課、国際戦略課、津高等技術学校)
エ その他の支出事務	
上記取組の結果、二重払による歳出戻入は発生していません。(平成 29 年 3 月 31 日現在)	(工業研究所)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u>	
ア	
(1) 【戦略産業雇用創造プロジェクト事業実施業務委託】	
契約書に定められた「個人情報取扱特記事項」に従い、引き続き適正な事務処理に努めます。	(雇用対策課)
(2) 【ビッグデータ活用による県外在住者への再来訪促進事業委託】	
引き続き、会計規則等の確認及び複数職員によるチェック体制により、適正な事務処理に努めます。	
	(観光誘客課)
(3) 【トリップアドバイザー活用外国人おもてなしプロジェクト事業委託】	
引き続き、会計規則等の確認及び複数職員によるチェック体制により、適正な事務処理に努めます。	
	(海外誘客課)
(4) 【委託訓練 H27 9 介護職員基礎科業務委託】	
業務委託にあたっては、契約保証金を免除する決裁を受け、引き続き適正な事務処理に努めます。	
	(津高等技術学校)
(5) 【委託訓練 H27 7 医療ビジネス科業務委託】	
業務委託にあたっては、契約保証金を免除する決裁を受け、引き続き適正な事務処理に努めます。	
	(津高等技術学校)
イ 補助金	
(1) 【地域資源活用型産業等立地補助金】	
引き続き、適切な事務処理に努めます。	(企業誘致推進課)
ウ 工事、物件等における入札中止状況	
チェック体制を強化し、事務処理の誤りを無くすよう取り組みます。	
	(雇用経済総務課、国際戦略課、津高等技術学校)
エ その他の支出事務	
引き続き、上記取組を行い、適正な事務処理に努めます。	(工業研究所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 44,496 円、相手 175,932 円) (中小企業・サービス産業振興課) (2) 物損事故 (物損額：県 235,578 円) (企業誘致推進課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 課内の危機管理研修やコンプライアンス・ミーティング等の機会を通じて公務出張時の公用車の交通事故防止に関する意識の徹底を図るなど再発防止に取り組みました。 (中小企業・サービス産業振興課) (2) 課内危機管理研修において、他の職員と事故原因について意見交換等を行い、多様な車種があるため運転前に視認性や車輻間隔の確認を行うなどの防止策を課全体で徹底することで、再発防止に取り組んでいます。 (企業誘致推進課) 2 取組の成果 (1) 平成 28 年度では公用車の交通事故は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課) (2) 職員の交通安全意識の高揚が図られ、平成 28 年度には公用車による交通事故は発生していません。 (企業誘致推進課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 今後も引き続き課内研修等の機会を通じて公務出張時の公用車の交通事故防止に関する意識の徹底を図っていきます。 (中小企業・サービス産業振興課) (2) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。 (企業誘致推進課)

部局名 県土整備部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (河川の堆積土砂対策) (1) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町と情報を共有しながら取り組んでいるところであり、平成 27 年度末の堆積土砂は、前年度末から約 33 万 m³減少し、266 万 m³(推計値)となった。 しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する集中豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、農林水産部との連携をより一層密にし、引き続き着実に堆積土砂対策を進められたい。(流域管理課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 28 年度においても、関係市町と撤去箇所についての情報を共有しながら、河川維持事業、河川改修事業、災害復旧事業及び砂利採取制度の活用により、堆積土砂の撤去に取り組みました。 また、河川の堆積土砂撤去を推進するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。 2 取組の成果 平成 28 年度は、河川事業と砂利採取により約 30 万 m³の堆積土砂を撤去する見込みです。さらに異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 16 万 m³を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定) また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業(みえ森と緑の県民税)」の平成 29 年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、全 27 事業箇所のうち、下流河川への効果が見込まれる 16 箇所について、事業が実施される予定です。
<u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u> 河川堆積土砂撤去については、今後も関係市町と撤去箇所についての情報を共有しながら、河川維持事業、河川改修事業及び砂利採取制度の活用により着実に取り組んでいきます。さらに、異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により確実に撤去していきます。 また、引き続き、農林水産部と情報共有を行い、土砂の発生抑制対策を促進していきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (土砂災害警戒区域の指定) (2) 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害の恐れがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成 27 年度末の指定率については、前年度末の 28.9% (全国 38 位) から、39.0% (全国 37 位) まで改善したものの、全国平均の 79.6% を大きく下回っている。 現在、平成 31 年度までに、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が行われているが、今後も引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。 (防災砂防課、流域管理課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 区域指定については、10 市 8 町（桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市、津市、多気町、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、御浜町、紀宝町）において、土砂災害警戒区域 2,120 箇所、土砂災害特別警戒区域 1,917 箇所を新たに指定しました。 2 取組の成果 平成 28 年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は 8,438 箇所（指定率 52.1%）に、土砂災害特別警戒区域の指定数は 7,750 箇所（指定率 47.8%）になりました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 熊本地震でみられた大規模地震と豪雨による複合災害が顕在化し、土砂災害のリスクの高まりが懸念されるなか、県民に予め危険箇所を知らせて、早く避難を呼びかける、警戒避難体制の整備が急務となっています。 このような状況のもとで、市町における警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査（平成 28 年度末残数：約 7,000 箇所）を平成 31 年度までに完了させるとともに、引き続き関係する市町と連携のうえ着実に区域指定を進めていきます。

監査の結果 2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 31,265,269 円あった。 (公共用地課、住宅課、営繕課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (公共用地課、道路管理課、流域管理課、住宅課、営繕課) (3) 督促状を発付していないものがあった。 (四日市建設事務所) (4)～(6) 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (四日市建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所) 講じた措置 平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1)～(2) ①「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。 【案件 1】収入未済額 1,581,568 円 ・県と債務者が平成 8 年度に締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 ・平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 ・しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体はありません。 ・債務者である法人の代表者に対して、営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思がなく、また、債務者の財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できなかったため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条の規定により、平成 28 年 2 月に徴収停止を行いました。 ・平成 28 年度においても、債務者である法人の代表者への営業再開の意思確認及び債務者の財産調査を行いました。 【案件 2】収入未済額 4,527,500 円 ・一般国道 23 号線（中勢バイパス）工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、平成 21 年度に起業者（国土交通省）から三重県知事に対して行政代執行を実施するよう請求がなされ、県は平成 22 年度に行政代執行を実施し、滞納者に対して代執行に要した費用の納付命令及び督促状を発付しましたが納付がなかったため収入未済となったものです。 ・平成 27 年度に滞納者の財産を差押えて公売を実施しましたが、入札者はなかったため、平成 28 年 3 月に差押えを解除し滞納処分を停止しています。当債権は整理対象債権であるため、債権処理計画の目標を設定しておりません。しかし、定期的に滞納者の財産調査を行うとともに、滞納者と電話や面談するなどして自主納付を促しました。 (公共用地課) ② 新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間督促などを繰り返し行いました。 滞納整理を目的に居所調査や財産調査を行うとともに、長期滞納者に対し未納家賃の支払いに係る訴えの提起や支払督促など法的措置を実施しました。 (住宅課) ③ 事業者倒産による契約解除に伴う返還利息 274 円であり、平成 27 年 3 月 5 日に破産手続が開始されたため、債権回収に向け適宜破産管財人に連絡をしつつ、換価状況等の情報収集に努めました。 (営繕課) ④ 平成 28 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 平成 28 年 5 月 10 日、道路管理課及び流域管理課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について、説明を行いました。 全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収月間に合わせ、平成 28 年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、滞納者への電話催告、訪問などを実施し、債権回収に努めました。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、流域管理課) (3) 当該案件は占用料の納入に納得をしていない占有者と交渉を続けていたものであり、督促状の発送をあえて控えていましたが、監査での指摘後は速やかに督促状の発付を行いました。 (四日市建設事務所) (4)～(5) 督促状発付遅延に関しては、平成 27 年 12 月に預貯金債権滞納処分要領の手引きを一部改訂し、適正な事務処理が行われるように努めました。 (流域管理課、四日市建設事務所、津建設事務所) (6) 複数の職員で定期的に収納状況を確認するとともに、担当者間で預貯金債権滞納処分要領の再確認を行いました。 (伊勢建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(2)

①【案件1】

・債務者である法人の代表者に対して、営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思はなく、また、債務者の財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できなかったため、徴収停止を継続しています。

【案件2】

・定期的に滞納者の財産調査や面談などを行いました。回収可能な財産を確認できなかったため、滞納処分の執行停止を継続しています。(公共用地課)

② 収入未済額が平成27年度末現在16,237,991円ありましたが、平成29年3月末現在の過年度収入未済額は、12,527,226円に縮減しました。

また、平成28年度債権処理計画の目標額(県営住宅使用料等)4,303,351円に対し、平成29年3月末現在の実績額は3,710,765円であり、目標は達成できませんでした。(住宅課)

③ 破産管財人による換価の結果、6円が配当されることとなり、平成28年12月6日に6円が入金されました。債権残額268円については回収不能により、適正な手続きを経た後、不納欠損処分としました。

(営繕課)

④ 収入未済額が平成27年度末現在5,285,192円ありましたが、平成29年3月末現在の過年度収入未済額は、967,847円に縮減しました。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

平成28年度債権処理計画の目標額(道路敷使用料等)4,889,895円に対し、平成29年3月末現在の実績額は4,317,345円であり、目標の達成はできませんでした。(道路管理課、流域管理課)

(3) 理解を求め続けた結果、平成28年11月30日に全額納付されました。

(四日市建設事務所)

(4)～(6)

監査での指摘後は、適切な事務処理が行われています。

(四日市建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所)

平成29年度以降(取組予定等)

(1)～(2)

①【案件1】

・債権者の財産調査等を年1回行い、徴収停止を継続することについての適否を判断します。

【案件2】

・滞納者の財産調査等を年1回行い、滞納処分の執行停止を継続することについての適否を判断します。

(公共用地課)

② 平成28年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間督促などを引き続き行っています。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。(住宅課)

③ 適正な手続きを経た後、平成28年度に不納欠損処分としました。

(営繕課)

④ 引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組を進めています。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、流域管理課)

(3)～(6)

「預貯金債権滞納処分要領の手引」に基づき、適正に未収金の収納に取り組みます。

(四日市建設事務所、津建設事務所、伊勢建設事務所)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 (1) 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りが2件あった。 (桑名建設事務所) (2) 現金納付された河川占用料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (桑名建設事務所) (3) 水利使用料と河川使用料を重複して調定したことにより、歳入戻出を行っていた。 (津建設事務所) (4)～(5) 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (伊勢建設事務所、伊賀建設事務所) (6) 物品売払収入に係る調定事務が遅延していた。 (中勢流域下水道事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 財務会計システム入力時の再確認の徹底及び複数の職員によるチェックを行い、適正な事務処理に努めました。 (桑名建設事務所) (2) 収納処理が遅延しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図りました。 (桑名建設事務所) (3) 水利使用料と河川使用料の取扱いについて認識が不十分であったため、再確認するとともに、適正な事務処理を行うため複数の職員によるチェックを行うなどの点検体制を強化しました。 (津建設事務所) (4) 収納処理が遅延しないよう、複数の職員によるチェック体制の強化を図りました。 (伊勢建設事務所) (5) 金庫の中での保管方法の見直しを行うとともに、複数の職員によるチェックを行うなど点検体制を強化しました。 (伊賀建設事務所) (6) 書類審査時において、調定日の確認を行うとともに、職員への周知徹底を図りました。 (中勢流域下水道事務所) 2 取組の成果 (1)～(6) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)～(6) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【三重県市町技術職員育成研修事業業務委託】 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。 (県土整備総務課) (2) 【水位雨量テレメータ装置等保守点検業務委託その2】 ・暴力団排除条例等への対応に係る契約関係書類への記載が不十分であった。 (河川課) (3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託】 ・契約書に定めた個人情報を取り扱う場所等の書面での報告がなされていなかった。 (建築開発課) (4) 【中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）高須町公園オートキャンプ場使用料徴収業務委託】 ・契約書の日付けが誤っていた。 (中勢流域下水道事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 【三重県市町技術職員育成研修事業業務委託】 委託契約を締結する際には、契約条項を十分把握し、手続きについて受託者と認識を共有するとともに、必要な書類は遺漏なく速やかに提出するよう、受託者へ徹底しました。 (県土整備総務課) (2) 【水位雨量テレメータ装置等保守点検業務委託その2】 点検業務委託等の発注時に、特記仕様書に「暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する事項」について記載し、それを確認するよう職員に周知徹底しました。 (河川課) (3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託】 個人情報の取扱場所等について三重県個人情報取扱事務委託基準の様式例に基づき、受託先に報告を求めました。さらに、報告書類に遺漏のないよう契約条項を確認すべきことを所属内で徹底しました。 (建築開発課) (4) 【中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）高須町公園オートキャンプ場使用料徴収業務委託】 書類審査時において、契約日の確認を行うとともに、職員への周知徹底を図りました。 (中勢流域下水道事務所) 2 取組の成果 (1)～(4) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)～(4) 同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共工事 (1) 【川越地区海岸 海岸局部改良工事】 - 重点管理工事2が生じた場合に必要な事業管理課長への報告が行われていなかった。(四日市建設事務所) (2) 【外宮度会橋線（新国道） ウォークギャラリー整備工事】 - 変更契約を行うべき設計変更を「軽微な設計変更」により処理していた。(伊勢建設事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 重点管理工事2が生じた場合、課内での複数によるチェックを行ったうえで、所内事業進捗会議で再度チェックを行うこととしました。(四日市建設事務所) (2) 工事現場において、施工条件等に変更が生じた場合は「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、設計変更を行うことを徹底するとともに、「軽微な設計変更」で処理できる変更範囲について事務所内で周知を行い、決裁時に変更内容および金額等の確認を徹底するようにしました。(伊勢建設事務所) 2 取組の成果 (1)～(2) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)～(2) 同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 調査・設計業務委託 (1) 【主要地方道久居美杉線（万代橋）他2橋 橋梁補修設計業務委託（その1）】 ・業務実績情報システム（テクリス）への竣工登録を行っていなかった。 (津建設事務所)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 情報システム（テクリス）への竣工登録は、業務完了検査以後に受注業者が登録を行い、監督員が内容の確認を行うことになっていたが、受注業者の登録手続きの失念と監督員による受注業者への確認が不十分であったため未登録となったことから、検査終了時に受注業者から登録日を確認し、検査復命書類に記載することで、再発防止の徹底に努めました。 2 取組の成果 (1) 受注業者に登録日を確認することで同様の事案は発生していません。
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> (1) 受注業者に登録日を確認することを継続することにより、再発防止の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 補助金 (1) 【平成 27 年度三重県大規模建築物耐震改修事業費補助金】 ・履行確認の記録がなかった。 ・概算払いの支払い前に概算払精算書が提出されていた。 (建築開発課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 指摘があった履行確認の記録不足や概算払精算書の手続きについて、制度を十分に理解するとともに、適正な事務処理を行うよう会議等を通じて市町に周知徹底を図りました。 2 取組の成果 (1) 上記の取組により、適正な事務処理を行っています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 今後とも、適正な事務処理に努めます。

監査の結果 2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が28件あった。このうち、開札後に中止したものが9件あった。 (港湾・海岸課、営繕課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所) 講じた措置 <u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 諸経費に関する積算誤りにより入札を中止したことから、事案について課内で周知を図るとともに、新たに当課発注用の積算チェックリストを作成し、再発防止に努めました。(港湾・海岸課) (2) 今回の入札中止を受け、積算誤りを未然に防止するためのチェックリストを作成し、当該リストを活用した職員間における相互チェックを強化し、積算誤りを防止しています。(営繕課) (3) 積算誤りにより入札を中止したことから、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、関係職員に注意喚起、再発防止の徹底を行いました。(桑名建設事務所) (4) 入札中止2件中、1件は公共工事の積算額の違算によるもの、1件は仕様の誤りが発見されたことによるものです。公共工事入札における設計額違算については、積算システムの入力誤りや設計書の確認不十分が原因となったことから、決裁過程での確認を徹底するとともに、積算のダブルチェック等、従来から実施している作業の流れを確実に実施するよう改めて確認しました。 仕様の誤りについては、事前の確認をより慎重に行い、特に仕様が複雑なものは多人数で確認する等チェックを厳重化しました。(鈴鹿建設事務所) (5) 簡易総合評価方式による入札において、県内企業による施工を評価項目としていましたが、県内企業だけでの施工が難しいことが判明したため入札を中止したものであり、施工内容に対する企業の能力・実績等の調査を徹底することで再発防止に努めました。 地域要件の設定誤りにより入札を中止したことから、複数の職員によるチェックを徹底し、設定誤りが無いかを確認し、再発防止に努めました。 積算誤りにより入札を中止したことから、積算手法を手計算から設計積算システムに変更するとともに、積算内容を複数の職員で確認することとし、再発防止に努めました。(津建設事務所) (6) 設計積算システムの修正(改訂)もれにより入札を中止したことから、公共事業運営課とも情報共有し、再発防止につとめました。 積算参考資料の記載不備により入札を中止したことから、積算参考資料の記載内容を見直すとともに、関係職員に周知し再発防止に努めました。 諸経費の計上誤りより入札を中止したことから、経費の計上手法等について関係職員に周知すると共に、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 設計積算システムの使用誤りにおける違算により入札を中止したことから、システムの使用方法について再周知すると共に、誤った利用方法についてはその手法での利用を制限し、チェックリストに項目追加することにより再発防止に努めました。 積算誤りにより入札を中止したことから、積算内容を複数の職員で確認することとし、再発防止に努めました。(松阪建設事務所) (7) 仕様書の内容誤りにより入札中止となった事案については、当該設計内容を十分把握できていなかったことが原因であることから、設計内容に精通した職員によるチェック体制の強化を図りました。 積算誤りにより入札中止となった事案については、積算システムの操作の不慣れにより入力内容が集計に反映されていなかったという誤りであり、あらためて、検算時の表内計算の徹底や積算システムの操作の周知などに努めました。(伊勢建設事務所) (8) 工事においては積算誤り、物件においては数量・基準値誤りにより、開札前に入札を中止したことから、設計書・仕様書の作成等にあたっては、複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めました。(志摩建設事務所) (9) 今回の中止案件を踏まえ、設計書の検算におけるチェックリストを修正し充実するとともに、複数の職員による発注前チェックの徹底を図りました。(伊賀建設事務所) 2 取組の成果 注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。 <u>平成29年度以降(取組予定等)</u> 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ その他の支出事務 (1) 委託料の支払いについて、所得税の源泉徴収もれにより歳出戻入を行っていた。 (桑名建設事務所) (2) 指定金融機関で扱えない払込書で支出命令を行ったことにより歳出戻入を行っていた。 (伊賀建設事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 支払時に源泉徴収が必要な相手方でないか、複数の職員によるチェックを行うなどの点検体制を強化しました。 (桑名建設事務所) (2) 支払い処理時に払込書類の確認が不十分であったことから、財務処理システムで支払い処理をする前に、郵便局限定の払込書となっていないかを確認するよう徹底しました。 また、担当者、審査取扱者、決裁者のそれぞれにおいて、払込書も含めた支払の書類を確認することとして、再発防止に努めました。 (伊賀建設事務所) 2 取組の成果 (1)～(2) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> (1)～(2) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果 2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 (1) 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(桑名建設事務所) (2) 道路管理瑕疵による事故が5件発生していた。(四日市建設事務所) (3) 普通財産貸付料の算定に誤りがあった。(四日市建設事務所) (4) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(鈴鹿建設事務所) (5) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(津建設事務所) (6) 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(松阪建設事務所) (7) 道路管理瑕疵による事故が5件発生していた。(伊勢建設事務所) (8) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(伊賀建設事務所) 講じた措置 平成28年度 1 実施した取組内容 (1) 鉄道のアンダーパス部において、コンクリートの壁面に設置している水位計が倒れ、通行車両に接触したものであり、倒れた水位計をボルトで確実に固定しました。また、道路パトロール担当者に事故内容を周知するとともに、同様の箇所点検を行いました。(桑名建設事務所) (2) 5件(うち4件は同一日同一箇所)とも道路の陥没が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、舗装面の損傷が著しい箇所については舗装修繕を行いました。(四日市建設事務所) (3) 正しい使用料に変更しました。(四日市建設事務所) (4) 一般県道亀山安濃線において、陥没により3台の普通乗用車が連続して損傷した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、舗装面の損傷が著しい道路については計画的に舗装修繕を行いました。(鈴鹿建設事務所) (5) 道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を行いました。また、事故原因となった道路損傷箇所については、コンクリート蓋からグレーチング蓋に交換しました。(津建設事務所) (6) 落石が原因で発生した事案であり、事故現場付近の点検を行い、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めました。(松阪建設事務所) (7) 道路管理瑕疵5件のうち、4件は県道伊勢磯部線で発生しており、その原因は落木(2件)や落石(2件)で、伊勢志摩サミット開催もあり、当該道路の大規模な伐採を行うとともに、他の県管理道路も含めて、道路パトロールの強化や道路の計画的な維持修繕に努めました。(伊勢建設事務所) (8) 側溝蓋の跳ね上げにより発生した事案であることから、日常のパトロールにおいて側溝の点検を重点的に実施し、不具合がある箇所について修繕を実施しました。また、道路側面からの落石が原因で発生した事案については、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、落石止めフェンスの設置を行いました。(伊賀建設事務所) 2 取組の成果 (1) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。(桑名建設事務所) (2) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。(四日市建設事務所) (3) 正しい使用料を徴収しました。(四日市建設事務所) (4)～(5) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。(鈴鹿建設事務所、津建設事務所) (6) 上記取組により、同様の事案は発生していません。(松阪建設事務所) (7) 現時点では、落木が原因の事案は発生していませんが、落石等が原因の事案が4件発生しました。(伊勢建設事務所) (8) 側溝蓋の跳ね上げ、落石による管理瑕疵の事案は発生していません。(伊賀建設事務所) 平成29年度以降(取組予定等) (1)、(2)、(4)～(8) 同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所) (3) 適切な使用料徴収に努めていきます。(四日市建設事務所)
--

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共用地の未登記 (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,826 筆、1,280,493.21 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 16 年度に策定した処理方針に基づき、案件毎のカルテ（平成 14 年度～平成 16 年度に作成）を活用し、引き続き計画的に未登記処理を行いました。 (1) 処理目標数 前年度と同じ 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組みました。 (2) 毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 (3) 未登記案件の分析と新たな処理方針等の策定 平成 26 年度から公共用地課と各建設事務所が合同で全ての案件について調査・分析を行い、平成 28 年度は 21 回分析作業を実施した結果、全ての案件について調査・分析が完了しました。この分析結果を受けて、担当職員によるワーキング会議を 2 回開催するなどして、平成 29 年度以降の処理方針及び取組計画を策定しました。なお、当該処理方針により、県が積極的に処理を進めることができる案件を明確にし、処理可能な案件を優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 (4) 未登記担当者会議 3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。 2 取組の成果 平成 28 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、57 筆を処理しました。 しかしながら、未登記案件の多くは、一筆の土地の一部が未登記となっており、分筆のために地権者等による境界確認や測量等が必要であり、また、相続や担保権の登記抹消等の権利関係の整理が必要なことも多く、案件の処理には多大な時間と費用を要するため、取組が長期化している状況にあります。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、平成 29 年度以降の処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 取組計画において、処理目標を平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間で 450 筆と定め、年間 45 筆の未登記処理を進めていきます。

監査の結果

2 財務の執行に関する意見

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

(1) 物損事故

(負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 232,520 円)

(下水道課)

(2) 物損事故

(物損額：県 229,068 円)

(津建設事務所)

(3) 人身事故

(負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 99,986 円、相手 428,304 円)

(治療費等：県 0 円、相手 639,704 円)

(松阪建設事務所)

(4) 物損事故

(負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 515,155 円、相手 737,531 円)

(治療費等：県 0 円、相手 55,080 円)

(志摩建設事務所)

講じた措置

平成 28 年度

1 実施した取組内容

(1) 交通安全講習会への参加等

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会への参加並びに自主的な交通安全研修の実施等により職員の安全運転意識の向上を図りました。

(2) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を推進しました。

(3) 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

2 取組の成果

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会並びに自主的に実施した交通安全研修については、延べ 652 名の職員が参加しました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」については、158 チーム 474 名の職員が参加しました。

平成 28 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。今後、より一層職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していく必要があります。

	27 年度	28 年度（平成 29 年 3 月末現在）
自損事故	14 件（78%）	13 件（72%）
物損事故	3 件（17%）	5 件（28%）
人身事故	1 件（6%）	0 件（0%）
計	18 件	18 件

平成 29 年度以降（取組予定等）

引き続き、交通安全講習会及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加等並びに交通事故防止に関する注意喚起等の取組を進め、職員の安全運転意識の向上を図るなど、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

部局名 出納局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援) (1) 出納事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるものの、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。 このような状況を踏まえ、各所属の状況に応じたOJT研修、訪問指導等の重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。(会計支援課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。 (2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援相談支援班により、また、地域では県内の4地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。 (3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行っています。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化し、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図っています。 (4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施するとともに、月1回発行している「出納かわら版」においても平成27年6月から他自治体で発生した会計事務における危機事例を収集し危機管理メールとして掲載し、注意喚起と危機意識の醸成に繋がる取組を行っています。 (5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、「出納かわら版」に出納局検査における指導事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査で発生した指導事項の事例集の追加・修正等の充実を図り、各所属に情報提供しました。 (6) 全庁的に会計事務ミスを縮減させるため、出納局内に2つのワーキンググループを設置し、具体的な方策の検討を行いました。 2 取組の成果 (1) 各種研修については、平成28年度は延べ1,752人と、前年度の1,818人より3%程度減少していますが、これは特定の部署から依頼を受けて実施する出前研修の減少が主な要因となっています。また、「会計規則等の改正にかかる会計事務説明会」に参加できなかった会計事務担当職員をフォローするため、eラーニングを用いて、説明会の映像を配信します。 (2) 相談業務については、平成28年度の相談件数は8,674件（前年度計8,465件）となっています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図ったことで、平成28年度の指導件数は173件と、前年度の237件から減少しました。 (3) 会計事務担当職員に対するよりきめ細かい会計支援のため、アンケートシステムを利用した会計事務に関する理解度チェックや電子調達チェックリストを作成し、会計事務担当職員自らがスキルアップし、ミスを未然に防ぐ仕組みを構築しました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。 (1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修などの充実を図ります。 (2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、eラーニングを活用した研修等の拡充を図ります。 (3) 平成28年度に作成したアンケートシステムを利用した会計事務に関する理解度チェックや電子調達チェックリスト等の活用を促し、会計事務担当者のスキルが向上することで、誤った事務処理の発生防止を図ります。 (4) 「出納かわら版」で会計事務にかかる情報を時宜のニーズに応じた内容で発信し、会計事務職員の知識向上と不適切な事務処理の未然防止に努めていきます。 (5) 各種研修や「出納かわら版」を通じて、きめ細かい会計支援の取組内容の周知・共有を働きかけていくとともに、各部局の経理担当課長に対して、適正な会計事務の確保について、周知・徹底を強く働きかけていきます。

部局名 出納局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成27年度の報告件数は192件あり、前年度と比較して15件増加しており、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。(会計支援課)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成28年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、同日、教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。特に上半期の発生件数が多かったパソコンの損傷については、平成28年10月25日に情報システム課長及び会計支援課長の連名で、「一人一台パソコンの取扱いについて」の通知を行いました。 (2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。 (3) 損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成28年度:文書指導15件)【前年度計15件】 (4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。 ・出納局主催研修 - 新任出納員研修(4月6、7日)、新任会計職員研修(4月11～15日、4月21～28日、5月9～16日)、会計事務コンプライアンス研修(7月5、8日)等 (5) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめた結果を分析し、その状況を庁内メール(出納かわら版)により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を記事にし、注意喚起に努めました。 2 取組の成果 総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成28年度における金品亡失(損傷)の報告件数は179件であり、前年度の192件と比較して13件減少しています。
<u>平成29年度以降(取組予定等)</u> 平成28年度における金品亡失(損傷)の報告件数は前年度と比較して減少しているものの、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。 特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、庁内メール(出納かわら版)等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。また、発生状況に応じて管財課や情報システム課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。

部局名 企業庁

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (計画的な施設改良の推進) (1) 取水施設、浄水場等の主要施設や水管橋については、大規模地震等により被災した場合、県民の暮らしや企業活動等に重大な影響を及ぼすことから、これまで耐震化に取り組んできたところである。引き続き耐震化が未実施のものについて整備を進めるとともに、大規模地震等により液状化が想定されている地域に埋設されている管路についても、順次耐震化工事を実施されたい。 また、東日本大震災後の耐震基準により新たに整備が必要となった浄水場施設について、次期経営計画に位置づけたうえで、必要な耐震化工事を計画的に実施されたい。(水道事業課、工業用水道事業課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 水道・工業用水道施設の耐震化については、平成 27 年 3 月に策定した第 3 次中期経営計画（平成 27 年度～平成 28 年度）に基づき、主要施設や管路の耐震化工事等を計画的に推進しました。 平成 29 年度以降についても、引き続き、施設の耐震化を計画的・効果的に進めるため、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断を実施し、必要となる耐震化工事の検討を行い、三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～平成 38 年度）に位置付けました。(水道事業課、工業用水道事業課) 2 取組の成果 水道については、浄水場の急速ろ過池等 15 施設について耐震詳細診断業務を実施しました。また、四日市市水沢町地内において管路の耐震化工事（延長 L=852m）を実施しました。 工業用水道については、山村浄水場の耐震化工事に着手するとともに、北勢水道事務所管内において老朽管の布設替などによる管路の耐震化工事（延長 L=1.5km）を行いました。 平成 29 年 3 月に三重県企業庁経営計画を策定し、そのなかで水道・工業用水道施設の耐震化に関する今後 10 箇年の目標を定めました。(水道事業課、工業用水道事業課)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 三重県企業庁経営計画に基づき、浄水場施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、水道は液状化が想定される地域での管路の耐震化、工業用水道は老朽管の更新にあわせた管路の耐震化の工事等についても計画的に実施します。(水道事業課、工業用水道事業課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (R D F 焼却・発電事業の健全な経営) (2) 平成 27 年度の電気事業会計決算は、R D F 貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償金約 10 億 931 万円を受け入れたことなどにより、単年度では黒字となっている。 しかし、依然として累積欠損金が約 13 億 9,863 万円残っており、さらに平成 29 年度以降、維持管理費用の大幅な増加及び売電単価の値下がりに伴う売電収入の減少も見込まれていることから、より効率的な発電運用を行うことで売電収入の向上を図るなど、安全性を確保しつつ健全な経営に努められたい。 (電気事業課)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 各 R D F 製造団体からの R D F 搬入計画を基に、可能な範囲で売電料金の高い時間帯に多くの発電を行うなど、効率的な発電運用に努めました。また、電力の売電先については、入札を実施しました。 三重県企業庁経営計画を策定する中で、平成 32 年度末の事業終了までの収支計画を検討しました。 (電気事業課) 2 取組の成果 可能な範囲で売電料金の高い時間帯に多くの発電を行うなど効率的な発電運用に努め、当初目標を上回る電力^{※1}を売電しました。また、電力の売電について入札を実施し、再生可能エネルギー固定価格買取制度における調達価格を上回る価格で、売電契約を締結しました。 事業終了までの収支計画については、運営にかかる費用に売電収入や R D F 処理委託料収入を充てるとともに、自己資金も活用することとし、安定的な経営を行える見通しとなりました。 (電気事業課) ※1 売電電力量 当初目標 44,328MW h H28 実績 49,439MW h (目標達成率 111.53%)
平成 29 年度以降 (取組予定等) 三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先に、平成 32 年度末の事業終了まで効率的な発電運用による売電収入の増収や経費の削減に取り組み、安定的な経営に努めます。 (電気事業課)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 1,181,754 円あった。 (北勢水道事務所) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (工業用水道事業課) (3) 督促状を発付していないものがあった。 (北勢水道事務所)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ア 収入未済 (1) 納期内に収納されていないものについては、督促状、催告状の発送を行うとともに、電話でも催告を行いました。 なお、収入未済額のうち 636,300 円については、債権管理条例第 11 条第 1 項の規定に基づき徴収停止措置を取っています。 (北勢水道事務所) (2) 債権処理計画の目標額 1,175,760 円のうち、回収対象として整理している 539,460 円は回収済みであり、目標が未達成の 636,300 円は、債権管理条例に基づき徴収停止措置を取っており、債権処理計画の整理対象としています。また債務者に対して現況確認等を行いました。 (工業用水道事業課) (3) 督促状を発付し、今後未収金が発生した時の対応として、三重県債権管理マニュアルの再確認を行いました。 (北勢水道事務所) 2 取組の成果 ア 収入未済 (1) 上記取組の結果、徴収停止措置をとった 636,300 円を除く平成 27 年度末時点での収入未済額は全額収納済みとなりました。 (北勢水道事務所) (2) 債務者に対して現況確認等を行いました。事業をまったく行っていないため、回収は困難な状況です。 (工業用水道事業課) (3) 発付漏れは発生していません。 (北勢水道事務所)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> ア 収入未済 (1) 未収となった際は、速やかに督促状を送付するとともに、電話催告等による働きかけを行います。 (北勢水道事務所) (2) 引き続き、債務者に対して現況確認等を行うとともに、必要な事務処理を行っていきます。 (工業用水道事業課) (3) 今後も発付漏れが生じることのないよう、三重県債権管理マニュアルに基づき、事務を進めていきます。 (北勢水道事務所)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【微量PCB汚染廃電気機器処分業務委託】 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (電気事業課) (2) 【北勢水道統括運転管理及び浄水場等管理業務委託】 契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 (北勢水道事務所) (3) 【中勢水道運転管理業務委託】 契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 (中勢水道事務所) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が8件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。 (北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 ア 業務委託 (1) 暴力団排除条例等への対応に係る記載漏れについては、課内で情報共有を行うことなどにより、職員の意識向上を図りました。なお、今年度の契約では必要な契約条項を記載して契約しました。 (電気事業課) (2)(3) 本件について報告書の提出を求めるとともに、その他の業務委託についても同様の事例がないか確認しました。 (北勢水道事務所、中勢水道事務所) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) ① 積算誤りに気づき入札を中止したもので、複数の担当で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。 (北勢水道事務所、南勢水道事務所) ② 積算誤りに気づき入札を中止したもので、研修やミーティングなどの機会に情報共有を行う事などにより、設計・審査を行う担当者のスキルアップを図りました。 (中勢水道事務所) 2 取組の成果 ア 業務委託 (1) 契約関係書類への暴力団排除条例等の記載に係る職員の意識向上を図ることにより、適正な事務処理を行いました。 (電気事業課) (2)(3) 報告書の提出があり、従事者の変更があった際も報告がありました。また、他の業務において同様の事例はありませんでした。 (北勢水道事務所、中勢水道事務所) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) ① 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。 (北勢水道事務所、南勢水道事務所) ② 上記のように取り組んだものの、同様の事案で中止案件が1件発生したため、上記取組に加え類似設計図書等を参考に設計及び審査をすることで、見落としを防げるよう対策を図りました。 (中勢水道事務所)
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> ア 業務委託 (1)(2)(3) 同様の事例が再発することのないよう、チェックの強化を図り、適正な事務処理に努めます。 (電気事業課、北勢水道事務所、中勢水道事務所) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 引き続き、適正な入札事務に努めます。 (北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事務所)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 未利用地の状況 (1) 未利用となっている金廻ポンプ所変電所用地について、十分な検討が行われていなかった。 (北勢水道事務所) (2) 未利用となっている千代田公舎用地（伊坂アパート）について、十分な検討が行われていなかった。 (北勢水道事務所) イ 公共用地の未登記 (1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ1筆、13.20㎡ある。 (北勢水道事務所)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 ア 未利用地の状況 (1)(2) 工業用水道事業課、財務管理課と未利用地の現況確認と現時点での有効な利活用について検討を行いました。 (北勢水道事務所) イ 公共用地の未登記 (1) 複雑な相続問題が関係しているため、昨年度に司法書士へ依頼して作成した相続関係資料をもとに、弁護士に法律相談をしてアドバイスを受けました。 (北勢水道事務所) 2 取組の成果 ア 未利用地の状況 (1) 立地条件から現時点での利活用は困難な状況です。 (北勢水道事務所) (2) 土地の一部を現在も使用していること、また立地条件等から現時点での有効な利活用は困難な状況です。 (北勢水道事務所) イ 公共用地の未登記 (1) 相続問題への対応として、弁護士のアドバイスを受ける等の取組を進めていますが、解決には至っていない状況です。 (北勢水道事務所)
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> ア 未利用地の状況 (1) 引き続き利活用や売却の可能性についても検討を進めていきます。 (北勢水道事務所) (2) 引き続き未利用部分の利活用の可能性や筆界の確定について検討、調査を進めていきます。 (北勢水道事務所) イ 公共用地の未登記 (1) 引き続き、所有権移転登記ができるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故（物損額：県 190,445 円）（北勢水道事務所） (2) 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 0 円、相手 104,922 円）（南勢水道事務所）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 交通安全セミナーに参加させるとともに、三重県安全運転管理協議会から講師を招き、交通安全についての講習を 2 回実施することにより、全職員の交通安全意識・技術の向上を図りました。（北勢水道事務所） (2) 朝礼で、安全確認を怠らないよう注意喚起を行うとともに、所内で交通安全研修の実施及び無事故無違反チャレンジ 1 2 3 の参加により、日頃からより一層の交通安全意識の向上を図りました。（南勢水道事務所） 2 取組の成果 (1) (2) 職員の交通安全意識がより向上し、交通事故は発生していません。（北勢水道事務所、南勢水道事務所）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) (2) 引き続き、職員の交通安全意識の向上に努めます。（北勢水道事務所、南勢水道事務所）

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (平成 27 年度決算と新たな経営計画の策定等) (1) 平成 27 年度病院事業会計の経常収支は、入院収益が増加した一方、給与改定により給与費も増加したことなどにより、26 年度決算とほぼ同額の約 7,219 万円の黒字である。 総収支は、約 7,494 万円の黒字（純利益）であり、前年度に比べ約 14 億 22 万円改善している。これは、平成 26 年度決算では会計基準の改正に伴い、特別損失に計上した退職給付引当金等約 13 億 9,713 万円が、27 年度決算ではなくなったことなどによるものである。 しかしながら、当年度未処理欠損金（累積欠損金）は、前年度より改善したものの、約 93 億円と依然として多額であることから、より一層経営の健全化に努められたい。また、全国の同規模もしくは類似の公立病院や民間病院との経営比較などベンチマーキングを行い、より良い病院経営に取り組まれたい。 病院事業庁では、中期経営計画に定める平成 27 年度の目標のうち、常勤医師充足率など未達成の項目もいくつか見られるほか、新たな中期経営計画の策定が課題となっている。 引き続き、常勤医師の確保に努めるとともに、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、今後求められる医療ニーズを考慮した次期中期経営計画を策定し、計画の着実な推進を図られたい。 (県立病院課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 現在の医療の方向性として、入院診療から地域での関係機関等の連携による包括的な支援へと転換が進められており、平均在院日数の短縮による入院患者数の減少など病院運営を取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、新規患者や他院からの紹介患者が増加するよう病診連携の一層の推進を図るとともに、患者の症状に応じた適切な病床管理による診療単価の向上など収益の確保に努め、経営の健全化に取り組みました。 また、こころの医療センターにおいては、全国の公立精神病院との経営比較を行うため、平成 28 年度から全国自治体病院協議会が実施する医療の質に係る指標の継続的な調査を行うベンチマーク事業に参加するとともに、他県の自治体立優良病院へのベンチマーキングを実施しました。 さらに、中期経営計画の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などにより、適時、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、課題への対応方策等について、随時、協議・調整を行いました。 新たな中期経営計画については、地域医療構想や一志病院のあり方の検討状況、さらには県立病院に求められる役割・機能を十分に踏まえ、平成 29 年度から 4 年間を計画期間とする「三重県病院事業中期経営計画（29～32 年度）」を策定しました。ただし、一志病院は、今後の経営形態についての検討がなされていることから、平成 29 年度の単年度計画としました。 2 取組の成果 平成 28 年度における各病院の取組について、こころの医療センターにおいては、訪問看護やデイケアといった地域生活支援の一層の充実に向けた取組を進めるとともに、精神科救急患者の受入れや認知症治療、アルコール依存症治療、若者に対する早期介入などの政策的医療や先進的医療等に取り組みました。また、一志病院においては、家庭医療の実践を通じて在宅医療や予防医療など地域ニーズの高い医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要となる保健、医療、福祉などの多職種連携の取組を推進しました。さらに、志摩病院においては、地域の中核病院として一層の役割を担っていくため、救急態勢の拡充や地域包括ケア病床の運用を開始するなど、診療体制の回復・充実を図りました。このように県立病院として求められる医療を着実に進めることにより、概ね目標に沿った病院運営を実施することができました。 また、県立県営 2 病院の平成 28 年度決算については、前年度に引き続き経常黒字となる見込みであり、経営面での健全性が確保される見込みです。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 平成 29 年度以降の病院運営は、新たに策定した中期経営計画に基づき、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。 また、こころの医療センターにおいては、引き続き、全国の公立精神病院との経営比較を行うベンチマーク事業に参加等するとともに、その結果の分析を行い、よりよい病院経営に生かしていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (平成 27 年度決算と新たな経営計画の策定等) ア 経常収支は、前年度に比べ約 1,415 万円減少しているが、約 5,001 万円の黒字となっている。 総収支は、約 5,136 万円の黒字であり、前年度に比べ約 10 億 8,988 万円改善している。これは、平成 26 年度決算では会計基準の改正に伴い、特別損失に計上した退職給付引当金等約 11 億 267 万円が、27 年度決算ではなくなったことなどによるものである。 今後も「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割や機能の充実を図るとともに、引き続き、入院・外来患者の確保や急性期病棟における適切な病床運用による稼働率と診療単価の向上などにより、経営の健全化を図られたい。 (こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 県内の精神科医療における中核病院としての役割や機能の充実については、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、地域生活支援の一層の充実に向けて、デイケアなどの日中活動支援機能の強化を行うための地域生活支援施設（デイケアステーション）の整備を進めるとともに、施設の運用開始に向け、デイケアのプログラムの見直しに取り組みました。さらに、訪問看護についても、患者の多様なニーズに対応するため、多職種や複数の看護師による訪問看護を実施しました。 また、引き続き、三重県精神科救急医療システムにおける支援病院として休日、時間外の救急患者の積極的な受入れや、認知症治療、アルコール依存症治療の提供、若者を対象とした精神科早期介入・予防の取組（ユース・メンタルサポートセンター M I E の運営）など、様々な政策的医療、先進的医療等に取り組みました。 また、経営健全化の取組については、患者の症状に応じた適切な病床運用を行い、各病棟の機能を効率的に発揮させるとともに、病診連携の推進により、患者数の確保や診療単価の向上など収益の確保に向け積極的に取り組みました。 2 取組の成果 県内の精神科医療における中核病院としての役割や機能の充実に向けた取組の成果としては、平成 29 年 3 月に地域生活支援施設（デイケアステーション）の運用を開始するとともに、未就業者に対する就業支援プログラムなどデイケアのプログラムの充実を図ることができました。また、訪問看護については、訪問件数が昨年度を上回る 5,154 件（H27：4,850 件）となったことに加え、多職種等による訪問看護の取組により、複数の専門職による患者対応やリハビリ等の提供が可能となり、地域生活支援のより一層の充実を図ることができました。 さらに、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に際しては、三重県の D P A T 先遣隊として 3 チームを派遣するなど、災害医療に対しても迅速に対応することが出来ました。 平成 28 年度決算については、前年度に引き続き経常黒字となる見込みであり、経営面での健全性が確保される見込みです。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、経営の健全化を図りつつ、県内の精神科医療における中核病院としての役割や機能の充実に向けた取組を一層充実させていきます。また、地域生活支援施設（デイケアステーション）における患者の地域移行への取組として、これまでの居場所を提供するためのデイケアから、患者一人一人が目標を持ってステップアップし、早期の社会復帰をめざすためのデイケアへと移行を図っていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (平成 27 年度決算と新たな経営計画の策定等) イ 経常収支は、前年度に比べ約 574 万円増の約 2,745 万円の黒字となっている。 総収支は、約 2,727 万円の黒字であり、前年度に比べ約 2 億 9,122 万円改善している。これは、平成 26 年度決算では会計基準の改正に伴い、特別損失に計上した退職給付引当金等約 2 億 8,566 万円が、27 年度決算ではなくなったことなどによるものである。 引き続き、入院・外来患者や住民健診等受診者の確保に努め、収益の増加につなげるとともに、材料費や経費等の費用の縮減を図り、一層の健全経営に努められたい。 地域の過疎化、高齢化が進み、医療に対するニーズが高まる中、家庭医（総合診療医）育成拠点施設として、家庭医を中心とした地域医療を推進するとともに、住民健診等の予防医療や訪問診療等の在宅療養支援に取り組んでいるところであるが、今後も引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。 (一志病院)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 経営の健全化については、地域の診療所や消防機関との連携等により、紹介患者や救急患者の受入増を図り、入院収益を増加させるとともに、健康教室や糖尿病教室の開催、出前講演等を通じて、地域住民の健康管理に対する意識向上を促進し、住民健診等受診者数の確保に努めました。また、経営勉強会を定期的に開催し、職員一人ひとりの経費に対する意識付けを行い、安価な診療材料への切り替えや採用する薬品の集約化に取り組むなど、材料費や経費等の費用の抑制に努めました。 地域に最適な医療サービスの安定的な提供については、幅広い臨床能力を有する家庭医が中心となって、入院診療や外来診療に加え、訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援、住民健診・がん検診等の予防医療、24 時間 365 日の救急医療を提供するとともに、地域包括ケアの実現に向け、地域の保健、医療、福祉の多職種が連携した顔の見える関係づくり等の取組を推進しました。また、三重大学や県立看護大学と連携し、研修医、医学生、看護学生などを積極的に受け入れ、家庭医療の幅広いノウハウを習得できるフィールドとして実践的な研修を行うとともに、新たに院内に三重県プライマリ・ケアセンターを設置し、プライマリ・ケアに係る人材育成の支援を行うなど、地域医療を担う人材の育成に努めました。さらに、津市営の診療所への継続的な医師派遣や「へき地医療拠点病院」として県内の「へき地診療所」への代診医派遣を行うなど、他地域への支援にも積極的に取り組みました。 2 取組の成果 津市白山・美杉地域における入院機能を有する唯一の医療機関として、昨年度を上回る入院患者（H27:36.1 人／日→H28:38.1 人／日）や救急患者（H27:1,308 人→H28:1,348 人）を受け入れるとともに、在宅療養支援、予防医療の提供や多職種連携の推進に取り組むなど、地域医療の確保に大きく貢献しました。 平成 28 年度決算については、入院患者数の増等に伴い、医業収益が増加し、前年度に引き続き経常黒字となる見込みであり、経営面での健全性が確保される見込みです。
平成 29 年度以降（取組予定等）
予防医療を含めた良質な医療サービスの提供を通じて、入院・外来患者数や健康診断等の受診者数の増及び診療単価の向上等による収益の増加を図るとともに、材料費や経費等の費用の縮減に努めることにより、経常収支及び医業収支の向上を図ります。 また、提供する医療サービスが収益に確実に反映できるよう、診療報酬上の新たな施設基準の取得や診療報酬の減点対策等に病院全体で取り組んでいきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (平成 27 年度決算と新たな経営計画の策定等) ウ 経常収支は約 526 万円の赤字であるが、主に減価償却費の減により前年度に比べ赤字幅が約 875 万円縮小している。 総収支は約 369 万円の赤字であるが、前年度に比べ赤字幅が約 1,912 万円縮小している。これは、平成 26 年度決算では会計基準の改正に伴い、特別損失に計上した貸倒引当金約 880 万円が、27 年度決算ではなくなったことなどによるものである。 指定管理者制度を導入していることから、平成 24 年度以降の三重県病院事業会計には、収益面では入院及び外来収益などが、費用面では病院の直接的な運営経費の給与費や材料費などが含まれていない。このため、志摩病院全体の収支状況を把握するため、病院事業会計の損益計算書と指定管理者から提出された収支報告書との合計額を前年度と比較すると、経常収支が約 8,640 万円、総収支が約 9,677 万円それぞれ改善している。 指定管理者にあっては段階的な診療体制の整備を行い、内科系において 24 時間 365 日の救急受入態勢を平成 28 年 5 月から実現しているものの、一部診療科では常勤医師の配置が進んでいない状況も見受けられた。 引き続き、指定管理者と十分な連携を図り、地域のニーズを踏まえた診療機能の充実強化に向けて、今後とも取り組まれない。 (志摩病院)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 病院運営に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」を、年 2 回開催するとともに、指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、運営状況の詳細を把握し、今後の取組等について協議・調整を行いながら、病院と指定管理者が連携して、診療機能の充実・強化に向け取り組みました。 また、さらなる診療体制の回復・充実を図るため、県立志摩病院の管理者や指定管理者である地域医療振興協会本部へも適時訪問し、常勤医師の増員や救急患者の受入れ体制のさらなる拡充などを重ねて要請しました。 さらに、引き続き、三重大学に対する医師派遣の要請活動を病院事業庁と指定管理者が合同で実施しました。 2 取組の成果 指定管理者への要請を継続させてきた結果、常勤医師数は平成 27 年 4 月の 26 名から 30 名に増員されるとともに、救急診療についても、28 年 5 月から内科系の 24 時間 365 日の救急患者の受入れを開始しました。 また、診療体制のさらなる充実に必要な看護師や薬剤師についても、奨学金制度の運用により一定数の増員が図れる見込みとなっており、特に、看護師においては平成 29 年 4 月に 13 名を採用しました。 さらに、伊勢志摩地域の医療ニーズへの対応として、平成 28 年 2 月から 1 病棟で運用を開始した回復期機能を担う地域包括ケア病棟についても、地域においてより一層の充実が求められているため、28 年 10 月から 2 病棟に拡充し、このことに伴い、一般病床の稼働病床数は 177 床から 184 床に増床となりました。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 今後も志摩地域の中核病院としての役割を引き続き担っていけるよう、常勤医師や看護師等の充実、総合診療医と他の専門医の連携による幅広い疾患への対応、救急診療体制のさらなる拡充、他の急性期病院等との連携強化など、診療機能の回復・充実を図るとともに、一層の収支改善に取り組み、経営の健全化に努めます。 なお、常勤医師の確保については、指定管理者に対して引き続き要請を行っていくとともに、病院事業庁としても三重大学等の関係機関への要請を継続していくなど、指定管理者と連携を図りながら対応していきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 80,683,028 円あり、前年度に比べて 42,959,408 円増加していた。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあつた。 (県立病院課) イ 収入事務 (1) 患者自己負担額の算定誤りにより収入戻出を行っていた。 (こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ア 収入未済 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。 (1) 発生防止対策 入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。 (2) 回収対策 「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。また、一志病院においては、必要に応じてケアマネージャーや援護課等とも連携を図り、分割納付が継続的に履行されるよう取組みました。さらに、回収困難な債権への対策として、法的措置（支払督促）を実施するとともに、弁護士への委託による回収を行っています。 イ 収入事務 (1) 患者の自己負担額の算定業務を適正に実施するよう、職員への周知を徹底しました。 2 取組の成果 ア 収入未済 平成 27 年度末における収入未済額 78,012,913 円について、平成 28 年 3 月末までに 4,600,540 円を回収しました。 イ 収入事務 患者自己負担額の算定業務を適正に実施する体制を維持しているところです。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続し、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより債権回収に努めていきます。 また、患者自己負担額の算定について、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【三重県病院事業庁職員メンタルヘルス対策（病院事業庁EAP）業務委託】 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 (県立病院課) (2) 【医療情報システム等ヘルプデスク業務委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 (こころの医療センター) イ 旅費 (1) 【欧州経済産業交流ミッション】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (一志病院) ウ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 ア 業務委託 (1) 契約書を作成する際には必ず、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載を行うよう職員に周知するとともに、記載漏れがないかの確認についてのチェック体制を強化しました。 (2) 契約書に定めた報告書類が提出されているか確認するよう職員に周知するとともに、委託先に対し書面を提出するよう連絡しました。 イ 旅費 (1) 復命書の件名等を総合文書管理システムに登録するよう職員に周知徹底しました。 ウ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 仕様の確認、添付書類、システム操作を複数でチェックするなどの体制強化を図りました。 2 取組の成果 ア 業務委託 (1) 業務委託に係る契約書の作成にあたっては、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が漏れていないかチェックを徹底し、事務手続を適正に行うことができました。 (2) 職員相互のチェック機能等により事務手続きを適正に行うことができました。また、委託先から該当書面が提出されました。 イ 復命書の件名等については、総合文書管理システムへの登録を徹底しています。 ウ 職員相互のチェックを確実に実施することにより事務手続きを適正に行うことができました。
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> 今後も、契約や支出に関する諸規定に留意し、職員相互による確実な確認作業を徹底すること等により、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 (1) 行政財産の貸付について、契約条項に基づいて契約終了の通知が行われていなかった。 (一志病院) イ 物品の管理 (1) 実地たな卸の結果について、所属長に対する報告がなされていなかった。 (一志病院)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ア 該当する賃貸借契約については、契約条項に基づき契約終了の通知を行うよう職員に周知徹底しました。 イ 年に 1 度の所属長に対する報告を行うよう職員に周知徹底しました。 2 取組の成果 ア、イ 財産管理等について、適正な事務処理に努めました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 今後も、財産管理等に関する諸規定に留意しながら、手続等に対応漏れがないよう職員に周知を行い、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 205,000 円、相手 413,200 円) (こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 院内の各部門長が集まる会議等において、交通事故の防止にかかる啓発を図るとともに、各部門の職員への周知を徹底し、職員の安全意識の向上を図りました。 2 取組の成果 交通事故の未然防止に係る意識付けが図られました。
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、院内の各部門長が集まる会議など様々な機会を通して、交通事故の未然防止、意識向上の啓発を行っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (政務活動費の適正な執行) (1) 各地で政務活動費についてさまざまな議論がされている中、平成 27 年度分の政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規程、政務活動費ガイドラインに基づき適切に執行されているかどうかについて確認したところ、返還を要する事例はなかったものの、収支報告書に添付された書類に不十分なものが見受けられた。 これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、政務活動費の、より一層適正な執行の確認に努められたい。 (総務課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 指摘された収支報告書に添付された書類に不十分なものが見受けられた件については、会派及び議員に周知を図り、適正な執行に取り組みました。 2 取組の成果 収支報告書に添付すべき証拠書類について、改めて確認及び周知したことにより、透明性の確保が図られました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 収支報告書に添付すべき証拠書類について会派及び議員に周知するとともに、議会事務局が行う収支報告書の確認作業については、複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） (1) 公用車の損傷（修理代 444,150 円） （総務課）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 交通事故の防止、安全運転の励行について、事務局職員に対して再度徹底を行いました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図ることができました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き安全運転についての意識高揚を図っていきます。

部局名 監査委員事務局

監査の結果
1 財務の執行に関する意見 (1) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 0 円、相手 193,871 円）（総務・評価課）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 事務局内のミーティングにおいて、交通事故防止の注意喚起を行いました。 特に、車での出張が多くなる予備監査の前には、安全運転に心がけるよう周知を行いました。 2 取組の成果 (1) 注意喚起を行った結果、職員の安全運転意識が向上し、平成 28 年度は公用車による事故は発生していません。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 今後も事務局内のミーティング等において、交通事故防止について注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。

部局名 人事委員会事務局

監査の結果
1 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【性格検査判定業務委託】 ・契約締結伺い等に契約保証金に関する記載がなかった。 (2) 【職員採用試験採点業務委託】 ・契約締結伺い等に契約保証金に関する記載がなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者の書面での報告がなされていなかった。 (職員課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 契約書に記載すべき事項について、関係職員に周知し、適切な事務処理を確認するとともに、複数の職員でチェックを行いました。 また、契約書に定めた事項について、書面で報告を受けました。 2 取組の成果 上記の取組により、適正な事務処理が図られました。 (職員課)
<u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、会計規則等の確認及び複数チェック体制により、適正な事務処理に努めていきます。 (職員課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (学校施設における非構造部材の耐震対策) (1) 県立学校における天井材、内・外装材等の非構造部材の耐震対策については、学校単位での対策実施率は、20.3%にとどまっている。 また、平成26年度に行った屋内運動場（体育館）等の天井等点検結果に伴い、天井等落下対策が必要とされた130棟のうち、83棟が未完了となっている。 地震発生時には、教室や屋内運動場等の天井や内外装材の落下、損壊により生徒がけがをするなどの被害が発生する可能性があるため、屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、早期の完了に努められたい。 (学校経理・施設課)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 屋内運動場等の天井等落下防止対策については、再調査の結果、伊勢高等学校武道場の耐震対策が不要となったため、未対策棟数は82棟となりました。 平成28年度は、11校22棟の対策工事の設計を実施しました。 また、今後の計画的な対策工事の実施に向け、該当の県立学校と工事実施可能期間等の協議を行いました。 その他の非構造部材の耐震対策については、可能な限り実施時期を繰り上げられるよう県立学校と協議のうえ、予算の範囲内で対応します。 2 取組の成果 屋内運動場等の天井等落下防止対策について、可能な限り実施時期を繰り上げられるよう県立学校と調整を進め、全体計画を見直しました。
<u>平成29年度以降（取組予定等）</u> 非構造部材の耐震対策については、県立学校との調整のうえ、可能な限り実施時期を繰り上げて対策を進めていき、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策は、平成29年度に17棟の対策工事を実施し、残る未対策棟は平成30年度以降、順次対策を進めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (2) 平成 27 年度の懲戒処分については、前年度から 5 人減となっているものの、学校徴収金等の着服、酒気帯び運転などにより 8 人が処分されている。 これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、教職員に対する法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 (教職員課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し（7 月、11 月）、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。 ② 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。（9 月、11 月、3 月） ③ 県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。（4 月） ④ 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。 ⑤ 初任者研修（4 月）、常勤講師研修会（6 月）、教職 6 年次研修（5 月）、教職経験 11 年次研修（8 月）の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職（校長、准校長及び教頭）を対象とした研修会（5 月）において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。 2 取組の成果 ① 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ② 初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。 ③ 一定の教職経験者（6 年次、11 年次）の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ④ 初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ① 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。 ② 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。 ③ 飲酒運転の根絶に向け、年末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (学力の向上) (3) 平成 28 年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小学校では 2 教科で調査開始以降初めて、全国の平均正答率を上回った。一方、その他の教科においては、全国の平均正答率を上回ることができなかった。 このため、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、家庭での生活習慣の改善と学習習慣の定着を進めることにより、引き続き学力の向上に取り組まれない。 (小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ① みえの学力向上県民運動ファーストステージの基本理念を引き継ぎ、平成 28 年度から 4 年間でセカンドステージと位置づけて展開し、学校・家庭・地域が一体となって学力向上に取り組みました。 ② 生活習慣・読書習慣チェックシートを活用した集中取組を実施しました。子どもの振り返り・先生からの一言欄の追加や家庭でのスマホ等の使用に関する項目を追加する等、改善を図りました。 ③ 全中学校と継続的に学力の定着に課題を抱える小学校を対象に、校長のリーダーシップによる組織的・継続的な学校体制づくりの支援等を行うため、県指導主事等による学校訪問を行いました。 ④ 小規模な市町教育委員会及び学校に対し、オーダーメイドのきめ細かな支援を行うため、県内 3 か所に教育支援事務所を設置しました。教員の授業改善や市町の全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）の分析の支援を行いました。 ⑤ 全国学調、みえスタディ・チェックの自校採点研修会や国の調査官を招へいた研修会を開催しました。 ⑥ 小中学校長会と連携し、みえの子どもたちのつまずきに対応したワークシート「三重の学 V i v a ! ! (まなびば) セット」を県内小中学校に配付し、活用を促進しました。 ⑦ 実践推進校における習熟度別少人数指導やチーム・ティーチングの実施と効果の検証を行いました。 ⑧ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身についていない小中学校の児童生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援活動「地域未来塾」の取組を進めました。 ⑨ 情報に関するリスクやモラルについての教育・啓発の支援を行いました。 ⑩ 子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進するため、全公立中学校区にスクールカウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れのない支援の充実を図りました。また、福祉機関等の関係機関と連携するスクールソーシャルワーカーの活用を推進しました。 2 取組の成果 ① 戦略企画部等が策定する「みえ家庭教育応援プラン」の作成への連携・協力により、家庭・地域への取組の充実に向けて取り組むことができました。 ② チェックシートの集中取組により、家庭での生活習慣・読書習慣の確立を促進しました。 (実施率 小 H27 10 月 : 94.9% → H28 10 月 : 96.0% 中 H27 10 月 : 91.1% → H28 10 月 : 94.3%) ③ 第 1 回小中学校訪問（小 216 校 中 141 校 計 357 校）終了後、継続的に課題を抱える小学校や国語に課題がある中学校を中心に再訪問を行い、授業改善への具体的な支援や全国学調の学校質問紙調査結果等の活用を支援を行いました。（再訪問学校数：教育支援事務所が所管する全ての学校のほか、小 33 校、中 14 校） ④ 教育支援事務所の指導主事等が所管する全ての学校に対して、授業参観や校長等との直接の対話等を通じ、学校の実情に即したオーダーメイドの支援を行いました。 ⑤ 県内 4 か所で自校採点研修会を開催、国の調査官を招へいた研修会等（小国、小算、小理、中数、中国 実施回数計 10 回 参加者：のべ約 1100 名）の開催により、早期からの授業改善の P D C A サイクルの確立を促進しました。 ⑥ 「三重の学 V i v a ! ! (まなびば) セット」を年間 3 回、長期休業前に配付し、授業や家庭学習等での年間を通じた計画的な活用を促進しました。 ⑦ 実践推進校における少人数指導の成果の検証を踏まえ、県内小中学校へ好事例を周知し、効果的な少人数指導の実践を促進しました。 ⑧ 地域住民等の協力による学習支援活動「地域未来塾」の取組が 7 市町、34 校（小 21 校、中 13 校）で、進められました。 ⑨ 児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力向上のための「ネットトラブル対応事例集」の作成や保護者への啓発を目的とした「ネット啓発講座」等を実施しました。 ⑩ 各学校におけるスクールソーシャルワーカーの一層の周知・活用を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進しました。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ① みえの学力向上県民運動セカンドステージでは、家庭・地域ワーキングを中心に、更に子どもの生活習慣等の定着を図る取組を充実させます。 ② 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身についていない小中学校の児童生徒等を対象に、地域住民の協力により学習支援活動「地域未来塾」の取組を促進します。 ③ 引き続き、実践推進校を中心に少人数指導の研究を促進し、実施と検証を行い、より効果的な少人数指導の好事例を県内小中学校へ普及・啓発を行います。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (いじめ、暴力行為、不登校児童生徒への対策の推進) (4) 公立小中学校及び県立学校における平成 27 年度のいじめの認知件数は、1,510 件であり、いじめの定義を踏まえ、初期段階やごく短期間のうちに解消した事案等を含めたことで、前年度から 600 件増加している。また、暴力行為の件数は、901 件（前年度 906 件）であるが、小学校では 425 件（同 268 件）と大幅に増加している。 不登校児童生徒数は、2,505 人（前年度 2,489 人）となっている。 今後も、児童生徒の問題行動の実態把握、未然防止、早期発見に努め、教職員個人としての対応だけでなく学校全体での組織的な取組を推進するとともに、さらに解決が難しい問題については、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等を派遣し、関係機関との連携を図りながら対応するなど、安心して学べる環境づくりを推進されたい。（生徒指導課） 講じた措置 平成 28 年度 1 実施した取組内容 ① いじめや暴力行為、不登校等、学校現場における課題の解消をめざし、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるため、全公立 156 中学校区にスクールカウンセラー（以下「SC」という。）を配置し、配置時間の弾力的な活用を推進するとともに、県立高校 6 校を拠点にスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が近隣の中学校区を巡回して、関係機関との連携を図りました。 ② いじめや暴力行為等などの問題行動において、学校だけでは解決が困難な事案については、SSW、SC、生徒指導特別指導員等が連携を図りながら、チームで適切な対応を図りました。 ③ 9 月にいじめに関する一斉アンケート調査を実施し、その結果を踏まえつつ、迅速かつ適切な対応を図るよう学校を指導するとともに、いじめや暴力行為などの問題行動への対応に向けた組織的な指導体制構築のための研修として、小中学校生徒指導担当者講習会、高等学校生徒指導主事等研修会を開催しました。 ④ いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等、児童生徒の課題の対応に向け、発達段階をふまえ自主的な態度を育成するため、小中学校 4 校、高等学校 2 校を推進校に指定し、小中学校ではソーシャルスキル・トレーニング（以下「SST」という。）、県立学校では各校の課題に応じた生徒の主体的な取組を進めました。 ⑤ スマートフォン等、インターネットの利用に係る基礎知識の習得やモラル向上のため、「みえネットスキルアップサポート」を小学校 27 校、中学校 20 校において実施し、適切な指導につなげました。また、ネット検索、監視等を継続するとともに、「ネット啓発講座」を開催し保護者への啓発を図りました。さらに、紀北町全 4 中学校においてスマートフォン等の利用に係る「中学生スマホサミット」を開催しました。 2 取組の成果 ① 児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、学校における SC の活動や SSW の関係機関との連携により、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校への対応において、児童生徒、保護者、教職員から高く評価されています。 ② 学校だけでは対応が困難な事例に対しては、「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、効果的な支援を行うことができました。 ③ 小中学校生徒指導担当者講習会、高等学校生徒指導主事等研修会を通じて、いじめや暴力行為等の問題行動へのチーム支援について研修会を開催し、リーダーとなる教職員の指導力を高めることができました。 ④ 児童生徒の社会性の育成や問題解決能力を育むため、小中学校の推進校に、講師や指導主事を派遣して SST を進め、高等学校の推進校では、交通安全やスマートフォンの適切な使用等について生徒会活動を中心とした生徒の主体的な活動を推進し、問題行動の未然防止に努めました。 ⑤ ネット啓発リーダーによる保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わり大切さを見つめ直す機会となりました。 平成 29 年度以降（取組予定等） ① いじめや暴力行為、不登校や貧困の課題に対応するため、SC を全公立中学校区に配置するとともに、SSW を 1 名増員して、県立高校 7 校を拠点に近隣の中学校区を巡回して、関係機関との一層の連携を図ります。また、SSW 活用例集を活用した取組の推進を図ります。 ② 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員や SSW 等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣する等、問題行動に対して適切に対応します。 ③ 小中学校及び県立学校の生徒指導担当者を対象に、組織的な指導体制構築のための研修を実施し、問題行動等の未然防止を図ります。また、「三重県いじめ防止条例（仮称）」の制定に向け、検討を進めます。 ④ 不登校やいじめ等の未然防止を図るため、児童生徒の社会性を育む SST の取組の拡充と、生徒の主体的な活動を推進していきます。 ⑤ 「みえネットスキルアップサポート」の実施と継続的な指導により、児童生徒の情報モラル等を向上させ、ネット社会を生き抜く力の育成を図ります。また、ネット検索、監視等を継続するとともに、「ネット啓発講座」を開催し、保護者への啓発を図ります。さらに、ネットトラブル対応事例集を活用した取組の推進を図ります。

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 学年積立金に係る事務処理誤りが発生していた。 (亀山高等学校) (2) 教員の体罰により児童が負傷する事案が発生していた。 (南部地域の県立特別支援学校)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 年間の収支計画を精査し、集金時期と集金額の見直しを行い、資金不足が起こらないようするとともに、定期的な帳簿と通帳の残高確認等収支管理を強化し、「学校諸費等に関する取扱い要領」に則して学年積立金事務を進めています。 また、事務処理誤りの原因となった学年積立金の学年間の貸借は行わないこととしました。 (亀山高等学校) 亀山高等学校で発生した事務処理ミスの再発防止のため、同校に対して、 ・ 「学校諸費等に関する取扱い要領」を厳正に遵守し再発防止に努めること ・ 年間の収支計画を立て、保護者の理解のもと必要な時期に必要な学年積立金を確保すること ・ 学年積立金の学年間の貸借は原則として行わないこと を要請しました。 また、全県立学校に対しても本案件の情報を共有し、「学校諸費等に関する取扱い要領」を厳正に遵守するよう通知しました。 (学校経理・施設課) (2) 当該校において、年度当初の職員会議において校長より全教職員に対し、コンプライアンスの遵守について改めて周知するとともに、校長は教職員との個人面談の際の声かけなど、意識の向上に努めています。また、全教職員を対象としてコンプライアンス研修 (1 回) を実施しました。 【取組の経過】 ・ 平成 27 年の事案発生後、当該校は保護者対象に説明会を開催 (7 月、参加者 48 名) し、校長が謝罪するとともに、本事案の経緯及び再発防止に向けた取組を説明し、保護者の了承を得ました。 ・ 県教育委員会は、不祥事全体の再発防止と教職員の規範意識を確立させることを目的として、リーフレット「信頼される教職員であるために」を作成し、7 月の県立学校長会においては、当該リーフレットの内容を説明するとともに、各学校において研修等で活用するよう周知を図りました。 ・ 当該校は、全教職員を対象としたコンプライアンス研修会等を 3 回実施し、「報告・連絡・相談」の徹底や教育公務員としての服務規律の遵守、また、人権意識の向上を図りました。 ・ さらに、当該校は、学校関係者評価委員会において、本事案の概要と再発防止に向けた取組について報告し、委員から一定の評価を得るとともに、今後も継続して研修等を実施する必要があるとの指摘を受けました。 (県立特別支援学校、教職員課、特別支援教育課) 2 取組の成果 (1) 収支管理を強化し「学校諸費等に関する取扱い要領」に則した学年積立金事務を進めた結果、各学年において資金不足となることなく、以後問題は発生していません。 (亀山高等学校、学校経理・施設課) (2) 本事案以降、同様の事案は発生していません。 (県立特別支援学校、教職員課、特別支援教育課)
平成 29 年度以降 (取組予定等) (1) 平成 28 年度に引き続き、収支管理に十分に留意するとともに「学校諸費等に関する取扱い要領」に則した学年積立金事務を進めることにより、同様な事例が発生しないようにしていきます。 (亀山高等学校) 学校諸費の取扱いについて、「学校諸費等に関する取扱い要領」を厳正に遵守するよう引き続き県立学校に周知していきます。 (学校経理・施設課) (2) 特別支援学校においては、引き続き、教職員間の情報共有を密にし、組織的に指導にあたるとともに、障がいのある児童生徒の状況を十分把握し、適切な指導を行います。 研修等を通して、体罰は許されない行為であることを教職員に周知徹底します。 (県立特別支援学校、教職員課、特別支援教育課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 93,550,742 円あり、前年度と比べて 3,696,882 円増加していた。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、県立学校 15 校) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあつた。 (教育財務課、学校経理・施設課、保健体育課) (3) 督促状の発付が遅延しているものがあつた。 (亀山高等学校) (4) 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日経過した日にしていなかった。 (亀山高等学校) (5) 督促状の発付が遅延しているものがあつた。 (伊賀白鳳高等学校)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1)(2) 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 (平成 29 年 3 月 23 日時点) ① 電話等による催告 - 電話催告 主債務者に対して、毎月電話催告しました。 - 文書催告 主債務者に対して、7 月、11 月、12 月、2 月及び 3 月に催告状を送付しました。 法定代理人(保護者等)及び連帯保証人に対して、7 月、11 月、12 月、2 月及び 3 月に保証債務の履行を求めました。 - 居宅訪問 1 月及び 2 月に居宅訪問を実施しました。 ② 債権管理回収業者への委託 5 月に 19 名分、6 月に 54 名分、9 月に 39 名分、2 月に 25 名分を新たに委託対象に加えました。前年度から引き続き委託されている者と合わせ、委託対象者は 224 名となりました。 ③ 弁護士への委任 - 預貯金差押えの申立て 7 名分 6 月及び 3 月に実施しました。 - 民事訴訟法による支払督促申立て 5 名分 12 月に実施しました。 - 催告の委任 53 名分 9 月、11 月、12 月及び 2 月に実施しました。 (教育財務課) (1)(2) 【雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等)】 ① 電話等による催告 - 電話催告 主債務者に対して、毎月電話催告しました。 - 文書催告 主債務者に対して、7 月、9 月及び 3 月に催告状を送付しました。 法定代理人(保護者等)及び連帯保証人に対して、7 月、10 月、11 月及び 2 月に保証債務の履行を求めました。 - 居宅訪問 4 月に居宅訪問を実施しました。 ② 弁護士への委任 - 預貯金差押えの申立て 7 名分 6 月及び 3 月に実施しました。 - 民事訴訟法による支払督促申立て 1 名分 12 月に実施しました。 - 催告の委任 8 名分 9 月、11 月、12 月及び 2 月に実施しました。 (教育財務課) (1) 【雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)】 教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生しました。教育委員会では、平成 20 年 9 月 17 日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。 刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、債務者本人と訪問及び文書にて連絡を取り、定期的な自主納付を行うよう求め、また、返済金を増額するよう交渉しています。 もう 1 件については、債務者本人が死亡しているため、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施しています。 (福利・給与課) (1) 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 当該未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が、修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等

に関する要綱」に基づき電話による督促、督促状の送付、自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めています。
(高校教育課)

(1) 【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

- ① 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。
- ② 納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月 20 日頃)
- ③ 督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました。(随時)
- ④ 一年以上未納かつ電話連絡の取れない債務者に対し、警告文書(4月)、夜間電話(5月)で督促しました。
- ⑤ 督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。(6月)
- ⑥ 徴収強化月間(12月)に、戸別訪問、夜間電話及び文書による催告等を実施し収納促進に努めました。
(人権教育課)

(1) (2) 【高等学校授業料】

授業料無償制度が導入される以前に発生した収入未済については、居宅訪問、弁護士への委任、支払督促申立て、預金の差押え、給与の差押え等により、回収を図りました。

平成 26 年度以降に発生した収入未済については、学校における面談、居宅訪問、弁護士への委任、支払督促申立て等により、回収を図りました。

(教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、朝明高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊勢まなび高等学校、鳥羽高等学校、伊賀白鳳高等学校)

(1) 【自動販売機等光熱水費負担金】

三重県教育財産規則に基づき自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結した事業者が負担する電気料金の納付が遅れたことによるものです。

納入通知書を平成 28 年 4 月 22 日納期限で発行し、納期内納入を依頼しましたが、相手方の事務処理の都合上、金融機関への納入が 4 月 25 日であったことに加え、県外の金融機関であったため県の収納までに日数を要し収納が 5 月 6 日となりました。

同様の未収金が発生しないよう努めます。

(亀山高等学校、久居高等学校)

(1) 【高等学校生産品売払収入】

売払った鉢花の代金の納付が遅れたことによるものです。

平成 28 年 3 月 23 日納入通知書発送時に 4 月 12 日までの納入依頼文書を同封しましたが、相手方の事務が遅れ 5 月 6 日の納入、県への収納が 5 月 12 日となりました。

同様の未収金が発生しないよう、販売時の期限内納入の依頼と定期的な納入状況の確認を徹底します。

(伊賀白鳳高等学校)

(1) (2) 【違約金(印刷機賃貸借契約)】

平成 25 年度に発生した印刷機賃貸借契約先事業者が事実上倒産し契約継続が不可能となったことによる契約解除に伴う違約金については、情報の共有を図り、催告及び精算手続きの状況把握を行いました。

(学校経理・施設課、相可高等学校)

(1) (2) 【違約金(委託契約)】

事業者の倒産による給食施設の害虫駆除の委託契約解除に伴う違約金(2,160 円)については、平成 28 年 7 月 20 日付で、裁判所において債務者である法人の破産手続廃止決定が行われ、当該法人の債務が法的に消滅しました。なお、破産手続廃止決定に際して、配当はありませんでした。(保健体育課、上野高等学校)

- (3) 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」の規定に基づき、督促状を発付しました。
(亀山高等学校)

- (4) 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日経過した日にしました。
(亀山高等学校)

- (5) 授業料の収納状況の確認及び督促状の発付を早期に行うよう改善しました。
(伊賀白鳳高等学校)

2 取組の成果

(1) (2) 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

平成 29 年 3 月 17 日までに滞納者 434 名のうち、344 名から 12,146,569 円を回収しました。回収した 344 名のうち、174 名から全額を回収しました。
(教育財務課)

(1) (2) 【雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等)】

平成 29 年 3 月 17 日までに滞納者 63 名のうち、19 名から 204,354 円を回収しました。回収した 19 名のうち、15 名から全額回収しました。納付がなかった 44 名のうち、29 名は、高等学校等修学奨学金返還金にか

かる元金を納付しています。

(教育財務課)

(1) 【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を開始してからは、過払いは皆無となっています。
刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、平成26年10月から偶数月に2,000円ずつの返済が開始され、現在も継続されています。しかし、返済額の増額には至っておりません。平成29年3月末時点の未済額は9,531,070円です。

もう1件については、平成29年1月13日現在、相続財産管理人は選任されていません。平成29年3月末時点の未済額は110,841円です。

平成29年3月末時点の未済合計額は、9,641,911円となります。

(福利・給与課)

(1) 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うことで本年度は39,000円を回収（平成29年2月末日現在）しました。

(高校教育課)

(1) 【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

進学奨励金返還金の収入未済額のうち1,410,741円(平成29年3月1日現在)を収納しました。

大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち461,110円(平成29年3月1日現在)を収納しました。

(人権教育課)

(1) (2) 【高等学校授業料】

平成29年3月17日までに滞納者36名のうち、19名から423,149円回収しました。回収した19名のうち、10名から全額回収しました。

授業料無償制度が導入される以前に発生した収入未済が23名分875,973円ありましたが、11名から229,580円を回収しました。6名のうち5名から全額回収しました。

平成26年度以降に発生した収入未済が13名分502,988円ありましたが、8名から193,569円を回収しました。8名のうち5名から全額回収しました。

(教育財務課、県立学校12校)

(1) (2) 【違約金（印刷機賃貸借契約）】

訪問等による催告を行いましたが納付には至っていません。

(学校経理・施設課、相可高等学校)

(1) (2) 【違約金（委託契約）】

法人の廃止手続が行われたことから、三重県会計規則第26条に基づき、平成28年9月16日に不納欠損処分を行いました。

(保健体育課、上野高等学校)

(3) (4) (5) 授業料の口座引落状況の通知により未納が確認できた翌日までに、督促状を発付しています。

(亀山高等学校、伊賀白鳳高等学校)

平成29年度以降（取組予定等）

(1) (2) 【三重県高等学校等修学奨励金返還金】

滞納者に対しては、文書のみならず電話による催告を実施しますが、滞納期間が長期化している債権については、債権管理回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法による支払督促申立て、預貯金の差押え等により、回収を図ります。

(教育財務課)

(1) (2) 【雑入（三重県高等学校等修学奨励金返還金に係る遅延損害金等）】

遅延損害金の滞納がある債務者は、元金に多額の滞納があり、まず元金の滞納を減らし、新たな遅延損害金の発生を抑制しようとする傾向があることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障が出ないように回収を進めます。元金、遅延損害金双方の納付がない者については、弁護士への委任、民事訴訟法による支払督促申立て、預貯金の差押え等により、回収を図ります。

支払督促申立費用等の法定費用が回収できない債務者については、差押えによる回収を目指します。

(教育財務課)

(1) 【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、引き続き定期的に自主納付の継続及び返済金の増額を粘り強く交渉していきます。

もう1件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認し、選任後に債権届け出を行い、回収に努めます。

なお、今後とも「住民基本台帳ネットワーク」による生存確認を行い、過払いが発生しないよう努めます。

(福利・給与課)

(1) 【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに返還金

の回収に努めます。

(高校教育課)

(1) 【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促のほか、戸別訪問による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

(人権教育課)

(1) (2) 【高等学校授業料】

在学者にかかる債権については、面談を実施することで、早期に回収に努めます。

滞納者に対しては、弁護士への委任、民事訴訟法による支払督促申立て、預貯金の差押え等により、回収を図ります。

(教育財務課、県立学校 12 校)

(1) 【違約金（印刷機賃貸借契約）】

引き続き情報共有を図り、催告の継続と債務者の清算状況の把握に努めます。

(学校経理・施設課、相可高等学校)

(3) (4) 引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」に基づき、適正な債権管理事務に努めます。

(亀山高等学校)

(5) 今後も授業料の督促状の早期の発付を行い、授業料の滞納整理の強化に努めます。

(伊賀白鳳高等学校)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 (1) 現金収納された日本スポーツ振興センター共済掛金等の金融機関への収納処理が遅延していた。 (桑名西高等学校) (2) 誤った調定変更を行っていた。 (亀山高等学校) (3) 証紙実績報告の証紙消印日を誤って登録していた。 (亀山高等学校) (4) 現金収納された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理が遅延していた。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 三重県会計規則について確認を行い、納付後金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。 (桑名西高等学校) (2) 生徒異動許可が適法であることを確認後、所要の調定変更を行うこととしました。 (亀山高等学校) (3) 登録時に、消印日を確認するとともに、消印日を正しく判読できるよう、鮮明に消印を押印するようにしました。 (亀山高等学校) (4) 三重県会計規則の規定を再確認し、納付後速やかに金融機関への収納処理を行うように努めました。 (特別支援学校伊賀つばさ学園) 2 取組の成果 (1) 取り組みを実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。 (桑名西高等学校) (2) (3) 以後、同様な誤りは発生しておりません。 (亀山高等学校) (4) 取り組み以降、同様の事例は発生しておりません。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。 (桑名西高等学校) (2) (3) 引き続き、適切な事務執行に努めます。 (亀山高等学校) (4) 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数によるチェックを実施し、適正な収納事務処理に努めます。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【平成 27 年度「みえスタディ・チェック」にかかる問題作成業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (学力向上推進プロジェクトチーム) ・ 3 回の納品ごとの検査記録を行っていなかった。 (2) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】 ・ 契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 ・ 執行伺い等に随意契約の根拠が記載されていなかった。 (桑名高等学校) (3) 【合併浄化槽保守点検業務委託】 ・ 契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 ・ 契約伺いに随意契約の根拠等必要事項が記載されていなかった。 ・ 契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (四日市農芸高等学校) (4) 【浄化槽保守点検業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (稲生高等学校) (5) 【非常勤講師業務（福祉）委託】 ・ 出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 履行確認の記録が不十分であった。 (稲生高等学校) (6) 【亀山高等学校 I C T 支援業務委託】 ・ 契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 ・ 契約書に定めた責任者の書面での報告がされていなかった。 (亀山高等学校) (7) 【廃棄物処理に関する委託】 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (松阪工業高等学校) (8) 【調理実習棟エレベーター保守業務委託】 ・ 暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 ・ 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がなかった。 (相可高等学校) (9) 【学籍管理システム年間保守業務委託】 ・ 予定価格が設定されていなかった。 ・ 契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 (宇治山田商業高等学校) (10) 【浄化槽保守点検業務委託】 ・ 暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 (宇治山田商業高等学校) (11) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (伊賀白鳳高等学校) (12) 【平成 27 年度エレベーター保守点検業務委託】 ・ 仕様書に定めた業務計画書が提出されていなかった。 (名張高等学校) (13) 【中学部修学旅行にかかる企画等業務委託】 ・ 出納局事前検査を受けていなかった。 (杉の子特別支援学校)
講じた措置
平成 28 年度
1 実施した取組内容 (1) 執行伺い時に予定価格算定に係る積算根拠が添付されているかを複数の職員で確認するよう徹底しました。また、業務委託契約後、2 回の納品ごとに検査記録を行うことを確認し、納品の 1 週間前には予算担当、事業担当等で確認、検査記録後は、複数の職員で確認を行うよう改善を図りました。 (学力向上推進プロジェクトチーム) (2) 職員への周知を図るとともに、決裁時のダブルチェックを徹底します。 (桑名高等学校) (3) 契約に関する規則等を再確認し、それぞれの書類に必要な事項を記載するとともに、決裁の過程において職員間でチェックする体制の強化に努めました。 (四日市農芸高等学校) (4) 参考見積時の根拠となる資料を徴取・添付し、予定価格設定に係る積算根拠を明確に記述するよう努めました。 (稲生高等学校) (5) 「三重県出納局検査要領」により具体的な事務処理について再確認するとともに、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。 (稲生高等学校) (6) 今年度はこれまでのところ個人情報を取り扱う契約を行っておりません。責任者等の報告が必要な契約については、その報告を徴取しております。 (亀山高等学校) (7) 会計規則及び出納局の掲示板の確認を行うとともに契約書に不備が無いようにした。また、職員同士の相互確認を行うことに努めました。 (松阪工業高等学校)

- (8) ① 契約関係書類に暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載をしました。
 ② 契約準備行為を行った執行何いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載をしました。
 (相可高等学校)
- (9) (10) 各職員が会計規則及び出納局通知等を再確認し、契約書や仕様書等に誤りがないか職員間でチェックする体制強化に努めました。
 (宇治山田商業高等学校)
- (11) 平成 28 年度の同業務の委託に際しては、一般廃棄物の発生量の増減率を根拠とした予定価格の積算を行うことにより、正確な根拠をもって明確な予定価格を算定するよう改善しました。
 (伊賀白鳳高等学校)
- (12) 契約関係書類の仕様書に記載されている必要書類がすべて提出されているか、再度確認するようにして再発防止に努めました。
 (名張高等学校)
- (13) 修学旅行実施前の正確な予算把握に努めると共に、「三重県出納局検査要領」により事務処理について周知を図り、また、出納局による研修等に参加して知識の向上に努めました。
 (杉の子特別支援学校)

2 取組の成果

- (1) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。
 (学力向上推進プロジェクトチーム)
- (2) 改善されています。
 (桑名高等学校)
- (3) 契約事務全般において、職員の会計事務に関する知識向上を図り、適正に処理するよう努めるとともに、複数職員のチェック体制の強化等により再発防止に努めています。
 (四日市農芸高等学校)
- (4) 予定価格について適切な設定を行い、会計事務が明確になるよう改善されました。
 (稲生高等学校)
- (5) 会計知識の向上、複数職員によるチェックにより再発防止に努めています。
 (稲生高等学校)
- (6) 今年度はこれまでのところ個人情報を取り扱う契約は行っておりません。
 責任者等の報告が必要な契約については、その報告を徴取するようにします。
 (亀山高等学校)
- (7) 取組を実施した結果、契約書類に関しての不備は無くなりました。
 (松阪工業高等学校)
- (8) 契約事務全般において、職員の会計事務に関する知識向上を図り、適正に処理するよう努めるとともに、複数職員のチェック体制の強化等により再発防止に努めています。
 (相可高等学校)
- (9) (10) 会計事務及び契約事務について、研修会参加等により職員の知識向上を図り、より適正な処理に努めるとともにチェック体制の強化に努めることにより再発防止に努めています。
 (宇治山田商業高等学校)
- (11) 業務委託全般にわたり、参考見積書の入手や経費内訳の積算方法の工夫を講じることにより、適正な予定価格による委託契約を締結することができました。
 他の委託業務においても予定価格算定に係る積算根拠が明確かどうかについて職員間の相互チェックを強化しました。
 (伊賀白鳳高等学校)
- (12) 仕様書に記載されている必要書類の提出漏れがないか確認を実施したことにより未提出は発生していません。
 (名張高等学校)
- (13) 研修参加等により、職員の会計事務に関する知識向上を図ることができ、適正な事務処理ができました。
 (杉の子特別支援学校)

平成 29 年度以降 (取組予定等)

ア 業務委託

- (1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き複数の職員による確認・点検や職員への周知の徹底に努めます。
 (学力向上推進プロジェクトチーム)
- (2) 平成 28 年度の取り組みを継続する。
 (桑名高等学校)
- (3) 今後も、契約事務の執行について会計規則等の規定に基づき、確認作業と決裁過程での職員間の相互チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。
 (四日市農芸高等学校)
- (4) 予定価格積算時には、その根拠となるような資料を事前に準備し、適切な価格設定を行います。
 (稲生高等学校)
- (5) 今後も、会計規則等を遵守し適切な処理に努めます。
 (稲生高等学校)
- (6) 今後とも、適正な契約と業務管理に努めます。
 (亀山高等学校)
- (7) 常に規則を確認すると共に引き続き職員同士の相互確認を行う事により、契約書類に不備が出ないように努めます。
 (松阪工業高等学校)
- (8) 今後も、契約事務の執行について会計規則等の規定に基づき職員間のチェック体制を強化し適正に事務処理に努めます。
 (相可高等学校)
- (9) (10) 今後も引き続き、職員が会計事務及び契約事務について研修会に参加するなどして知識向上を図り、関係する事務手続きに精通するよう努めます。また、適切な事務処理や事務処理誤り防止に対する意識向上を図り、決裁過程での職員間での相互チェック等により再発防止に努めます。
 (宇治山田商業高等学校)
- (11) 今後も引き続き、決裁課程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めるとともに各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。
 (伊賀白鳳高等学校)
- (12) 今後も引き続き、仕様書に記載されている必要書類を確認し適正な事務処理に努めてまいります。
 (名張高等学校)
- (13) 今後も所属内 O J T や研修に参加することにより、職員の会計事務に関する知識の更なる向上に努めます。
 また、複数の職員によるチェック体制を強化することにより誤りを無くし、適切な事務処理に取り組んでいきます。
 (杉の子特別支援学校)

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 旅費	
(1) 【第 54 回全国高等学校教頭・副校長総会】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(飯野高等学校)
(2) 【平成 27 年度全高長家庭部会総会等・全高長総会等】	
・復命書が作成されていなかった。	(亀山高等学校)
(3) 【全国工業高等学校長協会総会及び全国高等学校長協会総会】	
・復命書が旅行後速やかに作成されていなかった。	(松阪工業高等学校)
講じた措置	
<u>平成 28 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 県外出張における復命書の件名等を登録しました。	(飯野高等学校)
(2) 県外出張等の復命書の作成及び供覧を徹底しました。	(亀山高等学校)
(3) 速やかに復命書を作成するとともに職員に周知徹底しました。	(松阪工業高等学校)
2 取組の成果	
(1) 適正な事務処理を行うことができます。	(飯野高等学校)
(2) すべての県外出張等の復命書の作成及び供覧をしています。	(亀山高等学校)
(3) 取組を実施した結果、県外への出張に関しての復命書は作成しています。	(松阪工業高等学校)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 引き続き、適正な事務処理に努めます。	(飯野高等学校)
(2) 引き続き、適正な業務管理に努めます。	(亀山高等学校)
(3) 年度初めの職員会議等において周知徹底することとします。	(松阪工業高等学校)

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 工事、物件等における入札中止状況

- (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 80 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。

(教育総務課、高校教育課、人権教育課、社会教育・文化財保護課、桑名西高等学校、いなべ総合学園高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、北星高等学校、石薬師高等学校、津西高等学校、津工業高等学校、津商業高等学校、みえ夢学園高等学校、久居高等学校、久居農林高等学校、白山高等学校、松阪商業高等学校、相可高等学校、宇治山田高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校、伊勢まなび高等学校、明野高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、上野高等学校、あけぼの学園高等学校、名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校、木本高等学校、盲学校、城山特別支援学校、緑ヶ丘特別支援学校、稲葉特別支援学校、特別支援学校伊賀つばさ学園)

講じた措置

平成 28 年度

1 実施した取組内容

- ① 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。

(教育総務課、人権教育課、桑名西高等学校、いなべ総合学園高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、北星高等学校、津西高等学校、津商業高等学校、みえ夢学園高等学校、久居高等学校、松阪商業高等学校、相可高等学校、宇治山田高等学校、伊勢工業高等学校、宇治山田商業高等学校、伊勢まなび高等学校、明野高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、水産高等学校、上野高等学校、あけぼの学園高等学校、名張桔梗丘高等学校、木本高等学校、盲学校、緑ヶ丘特別支援学校、稲葉特別支援学校)

- ② 各職員がシステムの操作方法等、関係する手続きについて再度確認するとともに、登録操作の最終段階で添付ファイルを含めた案件登録内容のコピーを複数職員で確認し入力ミスを防ぐためのチェック体制を強化しました。

(社会教育・文化財保護課、四日市南高等学校、四日市中央工業高等学校、石薬師高等学校、白山高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、名張西高等学校、木本高等学校、城山特別支援学校)

- ③ 仕様書の作成にあたっては、必要に応じて事業者に情報提供を依頼したり、複数業者から参考見積を徴取したりすることで、仕様書の精度の向上を図りました。(高校教育課)

- ④ 仕様書の作成にあたって、専門的な知識が必要とされる事項については、出納局に支援を求めるなど、関係部署に確認するようにしました。(津工業高等学校、白山高等学校)

- ⑤ 仕様書、基準品等に誤りがないか、製造中止となっていないかなどを最新版のカタログ等により、職員間の相互チェックで確認するようにしました。(久居農林高等学校、特別支援学校伊賀つばさ学園)

2 取組の成果

- ① 平成 28 年度において、事務処理誤りによる入札中止は発生していません。

(教育総務課、桑名西高等学校、いなべ総合学園高等学校、四日市高等学校、四日市農芸高等学校、四日市中央工業高等学校、津西高等学校、津工業高等学校、久居高等学校、白山高等学校、松阪商業高等学校、伊勢高等学校、伊勢工業高等学校、伊勢まなび高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、上野高等学校、あけぼの高等学校、名張桔梗丘高等学校、特別支援学校伊賀つばさ学園)

- ② 仕様書に、発注者として必要とする機能や品質等を明確かつ過不足なく記載することで、仕様書の記載ミスによる入札中止を防止することができました。(高校教育課)

- ③ 注意喚起や再発防止の周知徹底を行った結果、各職員のチェック意識の向上や、入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

(人権教育課、社会教育・文化財保護課、四日市南高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、宇治山田商業高等学校、城山特別支援学校、稲葉特別支援学校)

- ④ 同様の事務処理誤りによる入札中止は発生していません。

(四日市四郷高等学校、津商業高等学校、久居農林高等学校、緑ヶ丘特別支援学校)

- ⑤ 取組を実施した結果、事務誤りによる入札中止発生の抑制が図られました。今後はさらに注意して職員間で相互チェックするなど、同様の事案が発生しないよう、その体制の強化に努めます。

(朝明高等学校、北星高等学校、相可高等学校、宇治山田高等学校、明野高等学校、水産高等学校、名張西高等学校、木本高等学校、盲学校)

平成 29 年度以降（取組予定等）

- ① 出納局が作成した電子調達チェックリストや電子調達システム（物件等）実務マニュアルを活用して、決裁過程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めます。
また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなど、知識・技能のレベルアップを図り、その内容を職員間で共有することで関係する事務手続きに精通するようにします。
- ② 仕様書の作成に際しては、出納局等の関係部署に支援を求めたり、必要に応じて複数業者から参考見積を徴取したりすることで、仕様書の精度の向上を図っていきます。

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 (1) 委託料の履行確認の不備により歳出戻入を行っていた。(教育総務課) (2) 災害共済給付金の重複給付により歳出戻入を行っていた。(四日市西高等学校) (3) 会場使用料の支払方法誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市農芸高等学校) (4) 印刷機賃貸借料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市商業高等学校) (5) 郵券証紙類について、平成27年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(稲生高等学校) (6) 修学旅行におけるタクシー利用料に係る前渡資金の精算が行われていなかった。(相可高等学校) (7) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(伊賀白鳳高等学校) (8) 郵券証紙類について、平成27年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(特別支援学校東紀州くろしお学園) 講じた措置 平成28年度 1 実施した取組内容 (1) 委託業務締結先(市町、私立学校)に対し、委託業務契約期間内の経費が対象となる旨を周知するとともに、委託事業完了報告書の記載内容をより慎重に確認し、審査することとしました。(教育総務課) (2) 本件は日本スポーツ振興センター災害共済給付金の重複給付であるが、これは、医師が数か月後に、同一生徒の同一日・同一傷病に係る給付手続きのための診断書・証明書を再度発行したことに気づくことができなかったため発生したものであることから、担当窓口(養護教諭)において、厳重にチェックを行っています。(四日市西高等学校) (3) 支払方法の確認不足により、一部現金での前払いが出来ず、戻入して使用後再度支出したものであったことから、同じ支払いにおいても支払方法が異なる部分がないかの確認を怠らないようにします。(四日市農芸高等学校) (4) 決裁の際は、支出金額の確認ミスがないよう徹底しました。(四日市商業高等学校) (5) 年間使用枚数を適正に算出し、必要以上の在庫を持たないようその都度必要数のみ購入するよう努めました。(稲生高等学校) (6) 修学旅行におけるタクシー利用料に係る前渡資金の精算を行いました。(相可高等学校) (7) 担当者が誤って入力した消耗品費の支出負担行為兼支出命令を取り消さずに支出してしまったことから二重払いとなったものであり、支出審査を行う出納員と支出経理の担当者を分担するよう改めるなど職員間でチェック体制の強化に努めました。(伊賀白鳳高等学校) (8) 郵券証紙類について、使送等により購入時の見込みよりも使用枚数が少なくなり、結果として在庫となったものであり、購入時に必要枚数を精査して購入しています。(特別支援学校東紀州くろしお学園) 2 取組の成果 (1) 同様の事例は発生していません。(教育総務課) (2) 以後は、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の重複給付は発生していません。(四日市西高等学校) (3) 支払方法について、確認を十分に行い支出するようにした結果、適正な処理が行われています。(四日市農芸高等学校) (4) 支出金額の確認を徹底したことにより、誤った支払は無くなりました。(四日市商業高等学校) (5) 購入枚数を精査したことで余分な在庫を持たないように改善することができました。(稲生高等学校) (6) 会計事務全般において、職員の知識向上を図り、適正に処理するよう努めるとともに、複数職員のチェック体制の強化等により再発防止に努めてまいります。(相可高等学校) (7) 職員間でチェック体制を強化することにより意識の向上に繋がり、今年度において二重払いは発生していません。(伊賀白鳳高等学校) (8) 該当種類の新たな在庫は発生していません。(特別支援学校東紀州くろしお学園) 平成29年度以降(取組予定等) (1) 引き続き、適正な事業執行の周知、適正な履行確認と審査を行い、再発防止に努めます。(教育総務課) (2) 再発防止のため、引き続き、厳重にチェックを行っていきます。(四日市西高等学校) (3) 支出における支払い方法について、今後も引き続き確認を十分行うよう徹底します。(四日市農芸高等学校) (4) 今後も引き続き、決裁過程での職員間の適切な相互チェックによりミスの発生防止に努めます。また、各職員が関係する事務手続に精通するよう努めてまいります。(四日市商業高等学校) (5) 今後も引き続き適正に使用枚数を算出し、必要以上の在庫を持たないように努めます。(稲生高等学校) (6) 今後も、会計事務の執行について会計規則等の規定に基づき職員間のチェック体制を強化し適正に事務処理に努めます。(相可高等学校)
--

- | | |
|--|-------------------|
| (7) 今後も引き続き、決裁課程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めるとともに各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するように努めます。 | (伊賀白鳳高等学校) |
| (8) 購入時には、必要枚数を精査して購入します。 | (特別支援学校東紀州くろしお学園) |

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 (1) 教育財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。 (四日市農芸高等学校) (2) 教育財産の貸付けで対応すべき事案について、目的外使用許可で対応していた。 (飯野高等学校)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 財産管理に関する知識や理解の向上に努めるとともに、台帳の作成漏れがないよう複数職員でのチェック体制を徹底しました。 (四日市農芸高等学校) (2) 許可期間満了に伴い、目的外使用許可から教育財産の貸付けに変更すべく事務処理を進めました。 (飯野高等学校) 2 取組の成果 (1) 未作成の書類を作成し、財産管理のより適切な事務処理が行われています。 (四日市農芸高等学校) (2) 適正な事務処理を行うことができました。 (飯野高等学校)
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 今後も財産管理に関する知識や理解の向上に努め、事務処理の漏れがないよう複数職員でのチェック体制を継続して行います。 (四日市農芸高等学校) (2) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (飯野高等学校)

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 物品の管理

- (1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。(研修推進課)
- (2) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。(四日市工業高等学校)
- (3) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。(稲生高等学校)
- (4) 一部の備品が所在不明となっていた。(飯野高等学校)
- (5) 物品表示票が貼付されていない備品があった。(亀山高等学校)
- (6) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。(亀山高等学校)
- (7) 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。(亀山高等学校)
- (8) 物品の保管場所が物品管理台帳に誤って記載されていた。(伊賀白鳳高等学校)
- (9) 高額物品について、「みえ物品利活用方針」に基づく利用記録簿及び備品チェックシートが作成されていなかった。(名張高等学校)
- (10) 高額物品について、「みえ物品利活用方針」に基づく備品チェックシートが作成されていなかった。(特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

平成 28 年度

1 実施した取組内容

- (1) 対象物品に物品標示票を貼付しました。また、物品の管理状況を的確に把握し、新規購入した備品については、速やかに物品標示票を貼付することを徹底しました。(研修推進課)
- (2) 意見を受けた物品について、処分決議書などの書類整理を行い、物品管理台帳から削除しました。また、備品を処分しようとするときは、会計事務処理を適切に行うよう教職員に周知徹底しました。(四日市工業高等学校)
- (3) 廃棄した物品については速やかに処分手続きを行うとともに、定期的に物品管理台帳と現品の照合を行っています。(稲生高等学校)
- (4) 所在不明となっている備品について、調査したところ廃棄済であったので、物品の処分手続きを行いました。(飯野高等学校)
- (5) すべての備品を対象にその有無と帳票の有無について調査を行っており、その中で物品表示票が貼付されていない備品については、順次貼付を行っております。(亀山高等学校)
- (6) すべての備品を対象にその有無と帳票の有無について調査を行っており、その中で廃棄済であることが判明したものは、順次処分手続きを行っております。(亀山高等学校)
- (7) 日々、在庫管理をしています。(亀山高等学校)
- (8) 物品管理台帳における保管場所及び使用主任者の変更等の処理をもれなく行うよう改めました。(伊賀白鳳高等学校)
- (9) 指摘のあった高額物品は、施設と一体となって設置（固定）されており、物品単体での処分の検討が困難なものとして、平成 28 年 4 月 1 日施行の「みえ物品利活用方針」に基づく事務の取扱いの改定により高額物品から除かれましたが、今後は、「みえ物品利活用方針」に基づき適正な物品の管理に努めます。(名張高等学校)
- (10) 備品チェックシートを作成し、年に 1 度は検査を行うよう徹底しました。また、「備品利用記録簿」は毎月提出される「スクールバス運行簿」を代用し、利用状況を把握します。(特別支援学校北勢きらら学園)

2 取組の成果

- (1) 物品標示票の貼付について適切な処理を行いました。(研修推進課)
- (2) 適正な物品管理に努めています。(四日市工業高等学校)
- (3) 以後廃棄した物品について適正に財務処理を行い、手続き漏れがないよう改善されました。(稲生高等学校)
- (4) 適正な事務処理を行うことができました。(飯野高等学校)
- (5)(6) 適正な物品管理及び事務処理を行っております。(亀山高等学校)
- (7) 以後、帳簿と在庫は一致しています。(亀山高等学校)
- (8) 物品自己検査等の結果について、物品管理台帳に的確に反映できるようになりました。(伊賀白鳳高等学校)
- (9) 「みえ物品利活用方針」に基づき高額物品の管理をすることを徹底したことにより未作成は発生していません。(名張高等学校)
- (10) 取組みを実施した結果、「高額物品」に対する意識を再確認し、利用状況や現状を把握することができました。(特別支援学校北勢きらら学園)

平成 29 年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も、物品標示票の貼付について適切な処理を行い、管理状況についても定期的に確認するなど、適切な物品管理を図っていきます。 (研修推進課)
- (2) 引き続き会計規則等に基づき、適切な物品管理に努めてまいります。 (四日市工業高等学校)
- (3) 引き続き物品管理台帳と現品の照合を行い、手続きに漏れがないよう確認に努めます。 (稲生高等学校)
- (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (飯野高等学校)
- (5) (6) 引き続き、適正な物品管理に努めます。 (亀山高等学校)
- (7) 引き続き、適正な在庫管理に努めます。 (亀山高等学校)
- (8) 物品自己検査後年度末までに物品管理台帳を再度確認するなど厳格な物品管理に努めます。 (伊賀白鳳高等学校)
- (9) 今後も引き続き、高額物品について「みえ物品利活用方針」に基づき適正に管理することに努めます。 (名張高等学校)
- (10) 「みえ物品利活用方針」に基づき、適正な物品管理に努めます。 (特別支援学校北勢きらら学園)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 未利用地の状況 (1) 未利用となっている実習農場の一部について、利活用の検討が十分でなかった。（伊賀白鳳高等学校） (2) 未利用となっている山林について、利活用の検討が行われていなかった。 （特別支援学校北勢きらら学園）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 教育委員会事務局の関係課に利用状況等について説明するとともに、両者で現地確認を行いました。 （伊賀白鳳高等学校） (2) 教育委員会事務局の関係課に今後の利活用方針について説明を行いました。 （特別支援学校北勢きらら学園） 該当校及び教育委員会事務局の関係課に、利用状況及び今後の利用方針等の聴き取りをしました。 （学校経理・施設課） 2 取組の成果 (1)(2) 利活用の方針を作成するにあたっての課題等の洗い出し及び課題解決に向けての検討を始めました。 （伊賀白鳳高等学校、特別支援学校北勢きらら学園、学校経理・施設課）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1)(2) 教育委員会事務局の関係課と調整のうえ、今後の利活用の方針を検討していくとともに、管理費用の削減に努めます。 （伊賀白鳳高等学校、特別支援学校北勢きらら学園） 該当校及び教育委員会事務局の関係課と調整のうえ、今後の利活用の方針を策定します。 （学校経理・施設課）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 金品亡失（損傷） (1) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 121,779 円）（社会教育・文化財保護課） (2) 海洋への落水による観測機器の紛失（損害額 1,982,000 円）（水産高等学校） (3) タブレット端末の紛失（取得価格 40,450 円）（城山特別支援学校）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 飲み物がパソコンにかかり、操作不能になったものです。今後、同様の事例が発生することのないよう、職員に対し、注意喚起を行いました。（社会教育・文化財保護課） (2) ① ワイヤー、ウインチドラム等、観測機器の点検、整備頻度の見直しを実施します。 ② ワイヤー長の見直しを実施します。（水産高等学校） (3) 改めて、職員に物品の管理・使用に対する注意喚起を行いました。（城山特別支援学校） 2 取組の成果 (1) 物品の適正な管理についての意識付けが図られました。（社会教育・文化財保護課） (2) ① ワイヤー、ウインチドラム等、観測機器を毎回使用前に不具合が無いか確認すると共に、下降の際は、ワイヤーの破損や腐食箇所の有無について確認を行いながら、実施しています。 ② 当該物品を使用した海洋調査は、深度 1,000m 部での海水温、塩分濃度等を採取しています。著しく摩耗する箇所について、ワイヤー長を変更するなど摩耗箇所の分散を図りました。（水産高等学校） (3) 職員の物品の管理意識が高まりましたが、物品の適正な管理、取り扱いについて引き続き徹底を図りました。（城山特別支援学校）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 物品の適正な管理、取扱いに細心の注意を払うよう、引き続き周知徹底を図ります。（社会教育・文化財保護課） (2) 引き続き、物品の管理・使用に対する見直しや注意喚起を行っていきます。（水産高等学校） (3) 引き続き、物品の管理・使用に対する注意喚起を行っていきます。（城山特別支援学校）

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 物損事故（物損額：県 148,770 円）（生徒指導課） (2) 物損事故（物損額：県 690,465 円）（四日市農芸高等学校） (3) 人身事故（負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 499,899 円、相手 936,058 円） （治療費等：示談中）（四日市農芸高等学校） (4) 物損事故（物損額：県 165,175 円）（久居農林高等学校）
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) ① 課会議において、課員に対して安全運転、交通事故防止について注意喚起を行いました。 ② 当該職員を含む公用車を使用する機会の多い非常勤職員に対しては、毎月の研修会において、安全運転の励行、後退時においては同乗者が下車して後部の安全確認を行う等の交通事故防止について周知を行いました。 また、交通事故防止に関するDVDを視聴し、その後、集団討議を行うなど交通事故防止を図りました。 ③ 課職員に対し、三重県警察本部発行の交通事故防止情報を回覧し、交通事故防止意識の高揚に努めました。（生徒指導課） (2) 公用車の破損事故は、クレーン付きトラックの車高が把握されていなかったために生じたことから、運転席から目に付く場所に車高を表示して注意を促す対策を行いました。事故後の職員会議において、事故の内容説明及び職員への注意喚起、県有財産の取扱いに関する意識啓発を行いました。（四日市農芸高等学校） (3) 公用車で的人身事故は、原因が運転手の信号の見落としと一瞬のわき見によるものであったことから、翌日の職員連絡会議の場において、自家用車使用も含め、業務で自動車を使用する機会が多い全職員に対して事故の概要を説明し、注意喚起を行い、同様の事故が発生しないよう職員の意識向上と再発防止を図りました。（四日市農芸高等学校） (2)(3) 事故後の年末に全職員を対象とした四日市南警察署の警察官による交通安全研修を校内で実施し、職員の事故再発防止に対する意識向上を図りました。その後も職員会議の場において度々交通事故防止を呼び掛けています。（四日市農芸高等学校） (4) 事故を起こした職員には発生状況、原因を振り返らせ、安全運転、再発防止の方法、心構えを確認し、備品等管理の重要性、交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行いました。並びに全職員に対し職員会議、打合せ、校内グループウェア等を通して、金品の適正な保管・管理の指導を行いました。特に公用車の運転に伴う交通事故防止と仕業点検の実施を徹底しました。（久居農林高等学校） 2 取組の成果 (1) 課員の交通事故防止に対する意識が再認識され、平成 28 年度は公用車による事故は発生していません。（生徒指導課） (2)(3) 校内で続いて公用車事故が発生しましたが、その都度再発防止の対策を行い、度重なる注意喚起や全職員に研修を実施したこと等により、職員の意識は一層高まったと思われ、その後公用車での事故は発生していません。（四日市農芸高等学校） (4) その後、公用車の事故は発生しておりません。（久居農林高等学校）
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> (1) 今後も、課員に対し機会あるごとに、交通事故防止の教養を行い、安全運転意識をより一層高め、交通事故の未然防止に努めていきます。（生徒指導課） (2)(3) 今後も引き続き機会ある毎に交通事故防止の意識啓発を行い、職員が安全運転を常に意識するよう努めます。また、運転者に必要な公用車の情報の提供に努め、公用車の適切な管理を継続して行い、事故の発生防止に努めます。（四日市農芸高等学校） (4) 今後も引き続き職員会議、打合せ及び校内グループウェア等で金品の適正な保管・管理の徹底、交通事故防止の注意喚起や情報共有に努めます。（久居農林高等学校）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 事故発生報告書の提出について、遅延していたものが2件あった。 (生徒指導課) (2) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (社会教育・文化財保護課) (3) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (久居高等学校) (4) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (城山特別支援学校) (5) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (稲葉特別支援学校)
講じた措置
<u>平成28年度</u> 1 実施した取組内容 (1) ① 年度当初の課会議において、課員に対して、公用車事故等発生の場合は事故報告書の提出が必要であることについて周知しました。 ② 交通事故が増加する年末の12月に、課員に対し、平成26年3月4日付け文書「職員による交通事故・飲酒運転等が発生した場合の取り扱いについて」等を再度配付し、交通事故発生時には事故発生報告書を速やかに提出することを周知徹底しました。 (生徒指導課) (2) 金品亡失(損傷)が発生した場合には、速やかに状況を把握し速報を提出するとともに、確報についても金額が判明次第遅滞なく提出するよう、周知徹底しました。 (社会教育・文化財保護課) (3) 備品等の取扱いには十分注意するとともに、金品亡失が発生した際には遅滞なく報告するよう、職員会議等において教職員に周知徹底を行い、今後事例が発生した場合には期限内に報告するよう確認を行いました。 (久居高等学校) (4) 今回の金品亡失については、物品(タブレット端末)の紛失が判明した後、周囲の搜索及び異動した職員への確認などをおこない、また、夏休み前の大掃除時にも確認おこなっていたため、報告書の提出が遅延しました。 金品亡失報告の手続きについては、速やかに速報を提出すべきであることの周知徹底を行いました。 (城山特別支援学校) (5) 金品亡失報告の遅延については、報告者が借上元所属に故障した物品の修理費発生有無返事と亡失報告作成必要の有無返事を待っていたことが原因でした。 金品亡失報告は、所属物品・借上物品かどうか、修理費用の有無等にかかわらず事実発生の時点で速報を速やかに報告が必要なことを担当者間で周知徹底しました。 備品等の取扱いには十分注意するとともに、金品亡失が発生した際には遅滞なく報告するよう所属職員に周知しました。 (稲葉特別支援学校) 2 取組の成果 (1) 今年度公用車事故の発生はないものの、事故発生時には報告書の速やかな提出が必要であることについて、課員の意識の向上が図られました。 (生徒指導課) (2) 以降、同様の事案は発生していません。 (社会教育・文化財保護課) (3) 以降、同様の事案は発生していません。 (久居高等学校) (4) 職員の公有財産の管理や金品亡失に関する職員の意識向上が図られ、平成28年度においては金品亡失(損傷)は発生していません。 (城山特別支援学校) (5) 以降、同様の事案は発生していません。 (稲葉特別支援学校)
<u>平成29年度以降(取組予定等)</u> (1) 今後も、機会あるごとに、課員に周知徹底を図り、事故発生時には遅延なく報告を行います。 (生徒指導課) (2) 引き続き金品亡失(損傷)が発生しないよう、周知徹底を図り、万が一発生した場合にも遅滞なく報告を行うよう徹底します。 (社会教育・文化財保護課) (3) 今後とも、金品亡失が発生しないよう努めるとともに、発生した場合には遅滞なく報告を行う等、適正な事務処理に取り組んでいきます。 (久居高等学校) (4) 今後も、金品亡失(損傷)が発生しないよう職員に対して意識の向上を図るとともに、発生した場合は、適正な事務処理を行うよう徹底します。 (城山特別支援学校) (5) 今後とも、適正な事務処理に努めます。また、金品亡失が発生した際には遅滞なく報告を行います。 (稲葉特別支援学校)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 27 年の懲戒処分については、前年の 7 人から 5 人減少しているものの、2 人が処分されている。これら懲戒処分事案の発生は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、その原因を分析するとともに、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(警務部監察課)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 懲戒処分を実施した非違事案については、その要因の一つとして職員の身上把握・指導が十分ではないことが認められることから、これらの要因を分析し、非違事案の起こりにくい環境の構築と身上把握・指導の徹底のため、下記のとおり非違事案の再発・未然防止対策に取り組みました。 (1) 総合・随時監察の実施 適正な業務推進と身上把握・指導の徹底に向けて、全警察署に対する総合監察を実施したほか、警察本部を含めた全ての所属と交番・駐在所に対して、随時監察を実施しました。 (2) 自主点検制度の見直し 非違事案の未然防止に向けて、個々の職員が日常の業務を通じて取り組む自主点検制度に関して、効果的な実施に資するため執務資料を作成したほか、自主点検の手続の一部見直しをするなど、制度の充実強化を図りました。 (3) 懲戒処分事例の情報共有 全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、危機意識の醸成や規範意識の高揚を図るための教養資料の提供に努めました。 (4) 身上把握・指導の徹底 身上把握・指導に関して、職員について組織的に把握するため、定期的な面接の実施等を行うとともに、効果的な面接を実施するため、身上指導・把握の着眼点等の資料を電子掲示板に掲示するなどして面接実施者である幹部職員の面接技能等の向上を図りました。 2 取組の成果 平成 28 年中は、業務上の非違事案は発生していないものの、懲戒処分者数は前年と同数の 2 人でありました。私行上では県民の信頼を損ねる非違事案が発生しているため、引き続き、非違事案の起こりにくい環境の構築に加えて、職責の自覚や倫理観の醸成に向けた取組の推進に努めます。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策を重点的に推進します。 (1) 警察職員が高い規律を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進できる職場環境の確立に努めます。 (2) 各級幹部による実効ある身上把握・指導の実現に向けて、引き続き、面接技能等の向上に資する教養を推進するとともに、適時適切な賞揚を行うなどして、職員の士気の高揚に努めます。 (3) 非違事案が発生した場合、事案の真相を解明して厳正な処分を行うとともに、その原因・背景を詳細に分析し、引き続き、非違事案につながりやすい業務の仕組みの改善に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上) (2) 平成 27 年の刑法犯認知件数は 15,178 件で、前年から 2,372 件、13.5%減少し、また、同年の重要犯罪検挙率は 81.3%で、前年から 6.5 ポイント上昇するなど、一定の改善があった。 しかし、空き巣、忍込み、殺人や強姦、また高齢者が被害者となる特殊詐欺などの認知件数が、いずれも前年から増加しており、県民の体感治安に大きな影響を及ぼしていることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。 (生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 (1) 犯罪の抑止 - 県民の安全・安心を確保するため、地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を寄せる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、官民一体となった抑止対策を推進しました。 - 犯罪の抑止や安心感の醸成等を目的に、県内随一の繁華街・歓楽街であり、犯罪多発地域である四日市市諏訪地区に街頭防犯カメラ 10 基を新たに設置し、前年度設置の 5 基と合わせて、同地区を県内他地区の模範となる「街頭防犯カメラ設置モデル地区」として完成させました。 (2) 検挙率の向上 重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）、重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）等の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化などの取組を推進しました。 (3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 - 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月 15 日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化するとともに、敬老の日に合わせて、県内全小学生から高齢者等へのメッセージカードによる注意喚起を実施したほか、被害に遭わないための環境整備に向け、自動通話録音警告機 360 台の高齢者世帯等への貸与による被害防止機器の普及促進を図りました。また、県内の金融機関全支店への声掛けマニュアルDVDの配布や、金融機関職員を対象とした声掛け実践塾の開催など、金融機関等と連携した水際対策の強化を図りました。 - 受け子等の検挙に向けた「だまされた振り作戦」を始めとする現場設定型捜査、犯行グループの摘発に向けた突き上げ捜査、口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺助長犯罪の取締りなどの取組を推進しました。 2 取組の成果 平成 28 年中の刑法犯認知件数は、14,112 件で前年比 1,066 件（－7.0%）と大幅に減少したものの、特殊詐欺認知件数については、164 件で前年比 38 件（30.2%）の増加となりました。 刑法犯の検挙率は 32.3%で前年と比較して 0.2 ポイント、重要犯罪の検挙率は 96.9%で前年と比較して 15.6 ポイント上昇しましたが、重要窃盗犯の検挙率は 54.9%で前年と比較して 6.8 ポイント低下しました。 特殊詐欺は、検挙件数が 18 件で前年と比較して 14 件減少しましたが、検挙人員は 17 人で前年と比較して 2 人増加しました。特殊詐欺を助長する犯罪については、口座開設詐欺等で 42 件・12 人検挙しましたが、いずれも前年より 26 件・4 人減少しました。
平成 29 年度以降（取組予定等）
1 犯罪の抑止 - 安全で安心な三重の実現に向け、引き続き、絶えず変動する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、官民一体となった抑止対策の一層の推進を図ります。 - 前年度に整備した「街頭防犯カメラ設置モデル地区」を起爆剤として、自治体や自治会、商店街等による自主的な防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けを強化するなど、街頭防犯カメラや防犯灯等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。 2 検挙率の向上 重要犯罪、重要窃盗犯を始め、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進について、取組を一層強化します。 3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 - 引き続き、県民の警戒心・抵抗力の向上、被害に遭わないための環境整備の促進、水際対策の強化の 3 つの対策を推進するほか、新たな取組として、国の交付金を活用し、オペレーターからの架電により県民に直接注意を呼び掛けるコールセンター事業を計画しています。 - 依然として深刻な状況が続いている特殊詐欺の被害を減少させるため、「だまされた振り作戦」等現場設定型捜査、突き上げ捜査、特殊詐欺を助長する犯罪に対する取締り等、特殊詐欺撲滅に向けた取組を一層強化します。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止) (3) 平成 27 年の人身事故件数は 7,169 件（前年比△931 件）と 11 年連続で減少しており、また死者数も過去最少の 87 人（前年比△25 人）となるなど改善がみられる。 しかし、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値である交通事故死者数 75 人以下については達成していない。また、交通事故死者数のうち、高齢者の死者数が全体の 59.8%を占めている。 このため、今後も引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に努められたい。 (交通部交通企画課) 講じた措置 <u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 重点 4S 等対策の推進 平成 27 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約 6 割、歩行者等交通弱者が 4 割以上を占めるほか、四輪乗車中死者の半数以上がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故も根絶に至っていないことから、引き続き、高齢者の交通事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶、速度抑制及び交差点事故防止を重点とした対策、いわゆる「重点 4S 等対策」を推進しました。特に、高齢者の交通事故防止については、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。 (2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道 23 号を始め主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。 (3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 平成 27 年中の夜間における歩行者の交通事故死者 12 人全てが夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「歩行者・自転車利用者の夜光反射材の着用促進」等を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、歩行者・自転車利用者に対する取組として、10 月 1 日から、松阪警察署明和交番管内を「夜光反射材着用促進重点地区」に指定するとともに、夜光反射材着用サポーター 30 人を委嘱することで、夜光反射材の着用徹底に向けた活動を集中的に実施しました。 (4) 歩行者にやさしい三重づくり作戦の推進 平成 28 年 7 月末における歩行中の交通死者が 24 人（前年同期比＋8 人）と増加傾向であったことから、交通事故が多発する年末に向けて、歩行者の交通事故防止に重点を置いた啓発活動「歩行者にやさしい三重づくり作戦」を平成 28 年 9 月から開始し、県民等に「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報するなど、交通安全気運の高揚を図りました。 (5) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン 30 や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。 2 取組の成果 平成 28 年中の交通事故発生状況については、死亡事故件数 98 件（前年比＋12 件）、死者数 100 人（前年比＋13 人）、人身事故件数 6,038 件（前年比－1,131 件）、負傷者数 8,158 人（前年比－1,359 人）となり、人身事故、負傷者は減少したものの、死亡事故、死者については増加しました。 なお、死亡事故による死者については、高齢者が 52 人で 5 割以上を占める（構成率 52.0% 前年比±0 人）、歩行中死者が 37 人で約 4 割を占める（構成率 37.0% 前年比＋9 人）、四輪乗車中の死者 34 人中、シートベルト非着用が 13 人で約 4 割を占める（構成率 38.2% 前年比－5 人）ことなどが特徴として挙げられます。 <u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第 10 次三重県交通安全計画が掲げる目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。 ・ 「重点 4S プラスワン対策」の推進 ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ・ 街頭における広報啓発活動の強化 ・ 安全・安心な交通環境の整備 ・ 飲酒運転 0 をめざす条例に基づく取組の推進
--

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。 (1) 個人情報を含む捜査書類の写しを許可なく公署外へ持ち出し、紛失していた。 (鈴鹿警察署)
講じた措置
平成 28 年度 1 実施した取組内容 個人情報を含む捜査書類の取扱いについては細心の注意を払っているものの、職員の認識不足などとともに、組織的管理が不十分であったため発生したことから、全職員に対して捜査書類の管理徹底を意識付けるとともに、これらの要因を分析し、業務管理の徹底のための取組として、下記の施策を実施しました。 (1) 事案概要等の情報共有 全所属に対して教養資料を発出し、事案概要・背景・問題点等について情報共有を行いました。 (2) 緊急点検の実施 警察本部主管部門が全署に赴き、捜査書類等の把握・管理状況等について緊急点検を行いました。 (3) 再発防止に向けた指導教養 平素の巡回業務指導を通じて継続指導するとともに、捜査書類作成のためのひな形等の管理について連絡文書を発出し、再発防止に向けた職員の意識向上に努めました。 2 取組の成果 再発防止に向けた取組が職員の意識向上に繋がり、平成 28 年中、業務上の非違事案は発生していないことから、一定の改善が見受けられました。
平成 29 年度以降（取組予定等） 引き続き、同種事案の再発防止に向けた教養を実施し、職員の意識向上に努めます。 また、原因・背景の更なる検証を推進し、必要な業務改善を行うとともに、高い規律と士気を有する職場環境の確立に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 (1) 収入未済額が平成 27 年度末現在 23,807,014 円あった。 (交通部交通指導課、交通部交通規制課、警務部会計課) (2) 債権処理計画の目標が達成されていないものがあつた。 (交通部交通指導課、交通部交通規制課) イ 収入事務 (1) 雑入に係る調定事務が遅延しているものがあつた。 (鈴鹿警察署)
講じた措置
平成 28 年度 【放置違反金】 1 実施した取組内容 (1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。 (2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。 (3) 最終督促後の未納者に対しても、引き続き粘り強い催促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。 (4) 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。 2 取組の成果 平成 27 年度末現在の放置違反金の未済額は、12,590,695 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、3,197,368 円（3 月末：見込み）を回収するなど成果を上げました。 【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】 1 実施した取組内容 (1) 交通信号機 債務者に対して定期的に電話催告、訪問を行い、現状にあった納付指導を促しました。 (2) 交番 債務者（2 人）に対して定期的に電話催告、訪問を行い、損害賠償金の一部又は全額を納付させました。 2 取組の成果 交通信号機に係る債務者は生活困窮ため、債権の回収は極めて困難であり、また、交番に係る債務者（2 人）のうち 1 人は損害賠償金の一部を納付させ、時効の中断措置を執り、他の 1 人は収入未済額の全額を回収しました。 【収入事務】 1 実施した取組内容 定例的な収入でなかったこともあり、調定日の考え方について認識の不足があつたことから生じたものです。このような事案が再発しないよう、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料による実務知識の向上を図り、複数の職員でチェックを行うなど事務体制を強化しました。 2 取組の成果 会計事務に関する正しい知識の習得が図られ、実務能力の向上につながると共に、複数職員によるチェック機能の重要性が再認識され、関係法令に基づいた適切な収入事務が推進されています。
平成 29 年度以降（取組予定等）
【放置違反金】 文書、電話及び訪問等による催促を推進し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。 【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】 引き続き、電話、訪問による催促等の納付指導を行い、債権の回収に努め、また、債権処理計画の目標達成に努めます。 【収入事務】 引き続き、会計事務に関する指導教養を積極的かつ継続的に実施すると共に、三重県出納局等が実施する各種研修に積極的に出席させ、担当者による自己確認及び複数職員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【廃棄物収集処分等業務委託】 ・ 変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (四日市北警察署) イ 工事、物件等における入札中止状況 (1) 事務処理誤りにより入札を中止した事案が8件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。 (警務部会計課、四日市西警察署) ウ その他の支出事務 (1) 緊急払いをした経費について、緊急払いをした当人を含む複数の職員に対し、分割して弁償されていた。 (四日市北警察署)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 ア、ウは、担当者の認識不足から起因したもので、同種事案が発生しないように、会計事務研修会等への積極的な参加や各種会計事務資料による実務能力の向上を図るとともに、複数の職員でチェックを行う等の事務体制を強化して、再発の防止に努めました。 イは、公告後の追加工事発生に伴う仕様変更、予定価格の積算誤り、仕様変更及び入札手続の誤り等によるもので、入札事務の執行に関し、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、仕様書等の内容の十分な確認、複数人による点検の徹底等、チェック機能の向上を図り再発防止に努めました。 2 取組の成果 ア、ウは、出納局が実施する研修等に積極的に参加し実務能力の向上を図るとともに、複数職員による確実なチェック機能の強化等により、適正な事務手続が推進されています。 イは、主管課との事前協議や調整をより密接に図るとともに、積算誤りを防ぐため複数職員による相互確認作業を徹底する等、複数人による点検の牽制効果により担当者の知識技能のレベルアップが図られ、適正な事務手続が推進されています。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> ア、ウは、引き続き、出納局等が実施する各種研修に積極的に参加して実務能力の向上を図るとともに、複数職員によるチェック機能の強化に努めていくことで、適正な事務処理を推進します。 イは、引き続き、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、担当者の知識技能レベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続を推進します。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 (1) 人身事故 (負担割合：県 10%、相手 90%) (物損額：県 106,900 円、相手 45,217 円) * 治療費は全額相手方負担。 (交通部交通機動隊) (2) 物損事故 (物損額：県廃車・取得価格 3,042,900 円、県損害額 228,960 円) (警備部警備企画課) (3) 物損事故 (物損額：県 122,496 円) (伊勢警察署)
講じた措置
<u>平成 28 年度</u> 1 実施した取組内容 交通事故の防止対策として、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養、訓練を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しました。 (1) 再発防止教養等の実施 交通事故を起こした職員やその同乗者を召致して、運転適性検査、運転技能訓練、交通事故をテーマとした小集団討議を実施し、職員の運転技能及び交通事故防止意識の向上を図りました。 また、各所属において、各種会議など機会あるごとに、所属長等幹部が、交通事故防止について指示、指導を行いました。 (2) 運転技能の検証 交通部運転免許センターの職員が、交通事故を起こした職員の運転技能を検証し、運転技能に応じて具体的な助言・指導を実施しました。 また、運転技能の検証結果については、今後の指導教養に活用するため、対象職員の所属に通知し、所属においても検証結果に基づく指導教養を実施しました。 (3) 運転技能訓練等の実施 各所属において、若手警察官等を対象とした運転技能訓練や同乗者を想定した安全誘導訓練等、交通事故の発生実態に応じた指導教養を実施し、交通事故の防止に努めました。 (4) 車両運転技能認定制度の運用 車両技能認定制度では、運転技能検査に合格し、運転資格を取得した職員でなければ公用車を運転することができません。 緊急走行を行う場合など、警察では高度な運転技術を要求されることから、職員の運転技能の向上と交通事故の防止のため、車両運転技能認定制度を厳格に運用しました。 2 取組の成果 各種取組を推進し、公用車の交通事故防止に努めましたが、公用車の交通事故発生件数は、前年対比で増加しました。 公用車の交通事故を減少させるため、取組の更なる強化に努めます。
<u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。

監査委員公表第5号

平成28年1月25日に包括外部監査人から提出のありました平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成29年4月7日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年5月2日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	杉	本	熊	野
三重県監査委員	小	林	正	人
三重県監査委員	内	田	典	夫

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容		対応結果	備考
包括外部監査の意見及び指摘			
Ⅰ 社会福祉法人三重県厚生事業団			
1. 研修室の利用について（意見）			
身体障害者総合福祉センターには60名収容可能な研修室が設置されており、厚生事業団の事業及び事務に利用される他、近隣の県機関や障害者関係の公益法人等によって利用されることがある。 しかし、外部利用の位置づけが明確ではなく周知もされていないため、現在のところ利用者は限定されている。外部利用の位置づけを明確化したうえで、より有効な活用を図ることが望ましい。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 外部の障がい者団体等も利用できるよう貸出要領を見直しました。また、研修室の有効活用を図るため、貸出要領をホームページに掲載しました。	社会福祉法人 三重県厚生事業団	
2. 平成26年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について（意見）			
平成26年度においては、障害者スポーツ教室等の実施のため1競技団体あたり5万円を限度に、また、大会参加促進のため1競技団体1大会あたり7万円を限度に補助している。しかし、5競技団体で返金等の未執行残高が生じる結果となっている。 各競技団体の構成員数や大会が開催される場所などにより、必要な経費の額は異なるため、限られた予算を有効に利用し、事業の効用をより高めるためには、一律な扱いではなく、各競技団体の状況や計画に応じて、適切に予算を配分することが望ましい。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 平成27年度から、各競技団体の状況や計画に応じて補助する制度に改めています。	社会福祉法人 三重県厚生事業団	
3. 現金の管理について（指摘）			
(1) 身体障害者総合福祉センター 「財務規程」において、「毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、毎月末日に会計責任者に報告しなければならない。」と明記されているが、現状毎日の現金実査は実施されていない状態であり、月末以外は現金の実際残高を把握できていない。 現金の実際残高を日々把握するためにも、また、金庫内において精算済の領収書と未精算の領収書が混在しないためにも、日々の現金管理簿への記録及び現物と管理簿との一致確認を実施すべきである。 (2) いなば園 各施設の現金の残高を把握するために小口現金を6つに分けて保有しており、その全てを対象に出納担当者が実際現金のカウントを毎日実施している。しかし、管理簿（小口現金出納帳）については適時に記入がされず、月中にまとめて記入入しているため、「財務規	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 現金の出納の都度、確実に補助簿（管理簿）へ記載するとともに、日々の残高確認を出納職員が行うよう徹底しました。	社会福祉法人 三重県厚生事業団	

程」の定めのとおり、管理簿についても日々のあるべき残高の把握と記入をすることが必要である。	4. 切手・収入印紙の管理について（指摘） 切手・収入印紙の管理状況について、日々の使用実績は管理簿に記録できていたが、毎月末に実施することとしている各月の使用枚数合計の把握、及び管理簿の月末残高と現物との突合が平成27年4月以降実施されていなかった。 切手・収入印紙については、換金可能な性質を有することから、現物管理について徹底すべきであり、ルール化されている月末の現物棚卸の徹底が必要である。また、ルールの明確化と職員への周知徹底を図る意味でも、規定等として明文化することも検討されたい。	5. 領収書の管理について（指摘） 身体障害者総合福祉センターで使用されている領収書の形式は、一冊に綴られた領収書ではなく、1枚単位（バラ単位）の領収書であり、それを複数で束ねて保管しているもので、使用前の領収書全てに連番を割り当てたうえ、使用後には領収書控、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理する必要がある。	6. 備蓄食材の賞味期限について（意見） 厚生事業団の利用者支援業務マニュアル（平成26年度版）には、災害時に利用者に必要な非常品（飲料水、食糧、物資等）の備蓄が必要である旨が記載されている。また、平成27年4月には三重県厚生事業団事業継続計画が策定され、災害等への対応が図られているが、当該計画に添付されている備蓄食材一覧表に記載されているものを確認したところ、いなば園及びグループホーム分の備蓄食材で賞味期限が切れているものが散見されたので、食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。 なお、備蓄されていた大量の食材が入れ替えにより廃棄されてしまうことの無いよう、今後は食材の賞味期限も勘案した上で、食材を廃棄することなく有効利用することを検討していただきたい。	7. 固定資産の管理について（指摘） 身体障害者総合福祉センターにおける固定資産台帳は、固定資産の取得時と除却時に固定資産台帳に記録するだけで、期末時点で現物の棚卸は行われていなかった。 身体障害者総合福祉センターの固定資産管理の規程上も、年に1度固定資産の棚卸を実施
	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 切手・収入印紙の取扱いについて明文化するとともに、日々の使用実績の記載及び毎月の集計を確実に、記載漏れ防止等出納職員が確認するよう徹底しました。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 使用前の領収書全てに連番を割り当て、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理することとしました。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 賞味期限の定期的な確認と入れ替えのルールを定めました。 また、入れ替えた食材については、利用者の食事の提供などへの利用など有効利用を図ることとしました。 なお、賞味期限切れの食材については、更新を行いました。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 固定資産の棚卸を実施し、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行いました。
	社会福祉法人三重県厚生事業団	社会福祉法人三重県厚生事業団	社会福祉法人三重県厚生事業団	社会福祉法人三重県厚生事業団

しなければならぬ旨の規定が明記されており、固定資産の管理として各年度ごとに棚卸を実施する必要がある。 また、いならば園については、各寮で管理している固定資産の中で、利用者の原因で破損し利用者自身の保険により買替・修繕した場合、管理部が把握している固定資産の現物と現在の各寮で管理されている固定資産が別の種類となっているものがあり、記録上の固定資産台帳と現物とを照合できない状態にある。そのため、利用者の都合により買替・修繕を実施した場合にも固定資産台帳の更新を実施すべきである。	また、利用者の原因による買替等の場合にも固定資産台帳の更新を行うこととしました。							
8. 情報機器の物品管理について（指摘） 固定資産として計上されない 10 万円未満の物品については、取得時に購入した物品一覧は記録として残しているが、除却処理等は記録されていない。 固定資産管理の規定上は、10 万円未満の物品については固定資産としての台帳管理は求められていないが、PC には個人情報を含む機密情報が含まれているので、金銭的な重要性のみでは無く、情報漏えいのリスク等も踏まえ、それぞれに備品ナンバーを割り当てたシールを貼るなどして、慎重に管理する必要がある。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) PC については固定資産として計上されないものも含め全てについて、それぞれにナンバーを割り当てたシールを貼付するとともに、台帳管理を行うようにしました。	9. 予算の流用について（指摘） 「財務規程」では、「予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認められた場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することがができる。」としており、日々の支出調書の決裁において理事長が予算残高を留意しつつ承認を行う手続をとっている。 しかし、流用の承認手続としては不明確な部分があるため、流用の承認手続を明確化する必要がある。	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 予算の勘定科目間の流用を行う場合は、流用元を明示した承認手続きに改めることとし、手続きの明確化を図りました。	10. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 個人情報の管理、保護のため、「個人情報保護実施要領」を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、「個人情報保護実施要領」には、情報漏えいやコンピュータウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。 さらに、情報セキュリティならびに個人情報保護に関する業務従事者の意識を向上させるための施策としての、教育、研修が実施されていなかった。 情報セキュリティ全般に係る基本方針が定められておらず、また、情報セキュリティに関する教育、研修等が実施されていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず、業務従	(社会福祉法人三重県厚生事業団) 情報セキュリティ管理規程を定め、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報管理のための具体的な対策、手順などを明文化し、適切な措置を講じました。			

事者の個々の判断で対策がなされ、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。 このため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティ対策に対する取組を明文化する必要がある。また、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。	11. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 障害福祉システムへログインするために用いられるパスワードは設定されておらず、ユーザーIDのみによってデータにアクセスできる状況にあった。 また、いなば園においてはPC起動時に必要とされるパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等のパスワード漏えい対策は特に講じていない。 パスワードに関する方針が無い場合、不正アクセス及び情報漏えいにつながる可能性が高まるので、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を設定し、遵守しなければならない。	（社会福祉法人三重県厚生事業団） 障害福祉システムへログインするためのパスワードを設定しました。 また、情報セキュリティ対策遵守事項でパスワードに関する遵守事項を定め、パスワードを適切に管理するようにしました。	社会福祉法人 三重県厚生事業団
	12. 保有個人情報の把握について（指摘） 厚生事業団が保有している個人情報データベース等については、一覧表が作成されているが、平成26年7月に作成された個人情報データベース等の一覧には、実際に保有している身体障害者総合福祉センターの利用者に係る情報及びいなば園診療所のカルテの個人情報データベースが記載されていない。 個人情報の存在が適切に把握されないことで、個人情報の漏えい、滅失またはき損その他の事故等に対する安全管理のために必要な措置が適切に講じられないおそれがある。また、本人からの求めによる個人情報の開示、利用停止に適切に対応できないおそれがある。 厚生事業団で保有する個人情報を適切に把握するために、台帳の整備及び状況に応じた更新等の具体的な対策を講じるべきである。	（社会福祉法人三重県厚生事業団） 個人情報の総点検を行い、記載されていなかった個人情報を含めて個人情報台帳を整備しました。 また、個人情報データベースの新規整備や廃止時等に個人情報台帳の更新を行うとともに、期末時点で個人情報台帳を確認することとし、個人情報の適切な管理を行うこととしました。	社会福祉法人 三重県厚生事業団
	13. ウィルス対策ソフトの設定、運用について（指摘） セキュリティ対策ソフトが設定された事業団管理の146台のPCのうち11台についてはウィルスパターンファイルが最新の状態で更新されておらず、セキュリティリスクの高い状況に置かれていた。 ウィルス対策ソフトのウィルスパターンファイルが最新の状態で更新されていることについて定期的な確認等を行い、セキュリティリスクを低減させなければならない。	（社会福祉法人三重県厚生事業団） 保有する全てのPCのウィルス対策ソフトを最新の状態で更新しました。また、サーバーでアップデータの状況を定期的に確認し、ウィルスパターンファイルが最新状態を保つようにしました。	社会福祉法人 三重県厚生事業団

Ⅱ. 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター		
1. 予算の流用について（指摘）		
生活衛生営業指導センターにおける予算の変更は、補正によって対応しているが、これは理事会による事後承認となっていることから、少額な変更については流用の手続により適時に承認を受けなければならない。 なお、流用の決裁権限者は理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。	(公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター) 予算流用の手続きは、会計処理の規定に基づき、今後は、適時承認を得て行うこととした。 なお、全て理事長となっている承認については、金額に応じて決裁権限を委譲する規定の改正を行っていた。	公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター
2. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）		
生活衛生営業指導センターでは個人情報情報の管理、保護のため、個人情報保護実施要領を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、個人情報保護実施要領には、漏えいやウィルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。 業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであることから、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化する必要がある。また、漏えいやウィルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。	(公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター) 平成 27 年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定めました。また、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報情報の安全管理のための具体的な対策、手順などを明文化し適切な措置を講じました。	公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター
3. 個人情報保護実施要領について（指摘）		
生活衛生営業指導センターで定める個人情報保護実施要領には、専務理事による監査の実施についての定めがあるものの、専務理事による個人情報管理状況の点検は日常的なチェックにとどまっていた。 個人情報の安全管理のため、個人情報保護実施要領の定めに従い、定期的な監査を実施しなければならない。	(公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター) 今後は、規定どおり監査を適正に実施します。	公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター
4. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）		
生活衛生営業指導センターで使用している業務用端末の起動、及び会計システムなどの業務アプリケーションの使用にあたってはパスワードによる認証が必要となるが、そのパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更などは行われていない。また、パスワードポリシーは存在しない。 パスワードの管理が適切に行われなかったことで不正アクセスにつながる可能性があるため、今後パスワードに関する一定の方針（複雑性・桁数・有効期限等）を設定し、遵守していく	(公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター) 平成 27 年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定めました。また、外部の者に容易に推測され難いパスワードの設定について、使用文字及び数字の組合せ、桁数、更新期限等について基準を設け、パスワードを適切に管理することとした。	公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター

必要がある。		
5. 業務アプリケーションの保守契約について（指摘）	会計システムについては業務アプリケーションシステム提供者に対して年間保守費用を支払い、問い合わせ対応、無償バージョンアップ等の保守サービスの提供を受けている。ただし、保守契約の締結にあたって、必要な決裁を受けていなかった。 保守契約の締結は、システム利用環境の担保のほか、情報漏えい防止等のためにも重要であり、契約行為にあたっては定められた手続に従い、適切な決裁を受けなければならない。	（公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター） 今後、契約の締結にあたっては、規定に基づき適切な決裁を受けることとしました。 なお、現在締結している保守契約について、内容の確認を行ったところ、適切なものでした。
6. 不用品情報機器の処分について（意見）	平成 27 年 3 月期の貸借対照表に計上されたその他固定資産の中に、使用済となったパソコンが保管されていることが確認された。 パソコンについては、重要な情報が含まれていることが考えられるため、情報漏えいリスクを抑えるためにも、適時・適切に処分するよう努められたい。	（公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター） 使用済みパソコンについては、適切に処分しました。
Ⅲ 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団		
1. 青少年育成事業の継続について（意見）	公益事業として青少年育成事業を実施しているが、事業に係る経費、人件費をまかなうことができず、損益が継続してマイナスとなっており、特定資産である青少年育成事業積立資産を取り崩すことで対応している。しかし、損益が継続してマイナスとなる状況では、事業の継続性に問題があるため、将来的には基本財産を取崩して填補すべきと考えられる。 そのため、青少年育成事業の抜本的な再検討と基本財産の取崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定して実施していくことが望ましい。 また、基本財産にも限りがあることから、長期的に事業を継続、展開していくためには、寄附金、補助金等の収入も確保していくことが望まれる。そのためには、財団の青少年育成事業が広く公益に資することを示す方策が必要と思われる。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 青少年育成事業に関して、これまで損益が継続してマイナスとなる中、事業の削減、効率化や人件費の削減などに努め、効果的な事業の実施に注力してきました。 公益財団法人として、青少年を取り巻き新たな課題に対応する事業など、真に必要な事業の効果的、効率的な取組方法、財源の確保などについて中長期経営計画を策定し、計画に基づき着実に事業を実施していきます。
2. 記念グッズの評価について（意見）	平成 20 年度に制作した財団設立 20 周年記念グッズを収益事業の会計において販売用の棚卸資産として保有しているが、記念品として無償配布する等の内部利用が主たる用途となっている。 記念グッズの多くは将来外部販売することが困難であると考えられることから、販売用の	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 現時点では、グッズの劣化や販売価値の低下はないと判断しており、当面は、収益事業会計において保有し、通常の販売単価にて販売するとともに、記
		（公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター） 今後、契約の締結にあたっては、規定に基づき適切な決裁を受けることとしました。 なお、現在締結している保守契約について、内容の確認を行ったところ、適切なものでした。
		公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

棚卸資産として計上されている以上、適正な評価基準により、評価減について検討すべきである。記念品として配布することを目的として保有するのであれば、販売用の棚卸資産として評価減を検討する必要があるが、適切な会計上の振替を検討されたい。	念品として配布する際には適切な会計上の振り替えを行います。しかしながら、将来的には適切に評価を行う必要性は生ずるものと考えられるため、その際には評価減についても検討します。
3. ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について（意見）	
ミュージアムショップにおける物品の受託販売等について、業者との間で取引に係る基本事項を定めた覚書を締結しているが、この覚書では、解約や解約時商品が引き取られなかった場合の処分について明確な定めがないため、内容を再検討することが望ましい。 また、自動販売機の設置についての契約では、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けており、この覚書にも同様の条項を設けることが考えられる。	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) 平成 28 年度の覚書締結時から、解約や解約時商品の引き取りに関する定めを明確にするとともに、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けました。
4. ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について（指摘）	
ドームシアターに係るプログラム装填業務委託については、プログラムの更新が 2～3 月に偏るため、プログラム装填に係る契約の多くがこの時期に行われている。 今回の監査において確認した業務委託の契約内容は、プログラムの装填作業費と翌年度の使用権料料が合算された契約であり、3 月に契約を締結し、3 月中にプログラムの装填作業が行われ、3 月末までに支払いを完了していた。そのうえで、全額を支払日の属する年度の経費として処理していた。 しかし、業務期間が翌年度の部分（使用権料料）については、支払を行った事業年度と業務が提供される事業年度が相違するため、支払を行った会計年度では、翌年度の業務に係る部分を前払金処理とし、翌年度に経費処理する必要がある。	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) 平成 28 年 2 月に締結した契約から、契約の中で役務提供の発生時期を明確に記載し、契約内容に合った適切な会計処理を行っています。
5. 固定資産の管理について（指摘）	
(1) 固定資産の除廃却管理について 「財務規程」では、固定資産の除却の際には、起案書の作成と常務理事の承認が必要である旨が記載されているが、固定資産の除却に係る申請資料等が作成されていなかった。 実際の固定資産の廃棄は、年 1 度、まとめて引取業者へ処理を依頼している状況であり、各固定資産に係る除却申請資料と、引取の際の引取証明書をまとめて資料管理することが必要と考えられる。 (2) 固定資産の実査結果について	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) 除廃却に係る申請資料については「財務規程」の規定に従い起案書を作成し決裁権者の承認を受けることとし、廃棄にかかる資料についても適切な管理に努めています。 管理台帳については指摘を受け、記載内容を修正しました。 また、固定資産の管理や実査調査に関するマニ

固定資産の管理台帳に記載されているものについて現物が存在するか、また、現物の存在する固定資産が網羅的に管理台帳に記載されているかの確認調査をしたところ、過年度に除却したものの台帳の処理が徹底されず、管理台帳には存在するが現物資産が存在しないものがあった。	アルを作成し組織内共有を図るとともに、実査調査を実施しました。 今後とも年1回決算の時期に合わせ確実に実査調査を実施し、資産管理を徹底します。
6. 大型修繕・改修工事の処理について（意見） みえこどもの城のトイレに係る大型修繕工事を平成27年3月に実施し、当該費用2,376千円を修繕費として支出している。 みえこどもの城の指定管理に係る基本協定書において、30万円以上の修繕については県が当該修繕費用を負担することとなっているが、当該修繕費用については、指定管理料の枠内で、財団が修繕費用を負担している。 原則、当該予算見積書には、30万円以上の大型修繕費は織り込まれるべきではないが、例外的に財団側で指定管理料の枠内で修繕費の負担をする場合には、その経緯や内容について文書化等を行い把握しておくことが望ましい。しかし、今回の修繕費については年次協定書及び予算見積書にて包括的に承認がなされているのみであった。 また、当該修繕工事の内容は、和式トイレから温水洗浄便座トイレへの改修工事であり、資本的支出として固定資産計上となる可能性が考えられたが、その検討過程が明確になっていないかった。 今後このような大型の修繕工事が見込まれる場合には、県の負担で修繕を行う、もしくは、指定管理料の枠内で財団が修繕を行うかの判断に加え、固定資産計上の必要性や当該処理も見据えて県と協議して対応していくことが望ましい。	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団、健康福祉部) 修繕を行う際には基本協定書に基づき、30万円以上は県において負担、30万円未満は、財団において負担することを徹底するほか、固定資産計上が必要となる改修工事については施設の所有者である県において、実施することを徹底しています。あわせて、県と財団の協議内容について、適切に記録しています。 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 健康福祉部
7. 旅費の承認について（指摘） 出張に際して「私用車・公共交通機関による出張伺い・旅行命令簿」を作成し、出席者が承認を行っているが、事務局長の申請については、副館長が承認していたので、出席者である常務理事の承認が必要であり、規定を順守すべきである。	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) 処務規定の定めどおり確実に決裁することを徹底するため、決裁権限者について組織内で周知するとともに、平成27年10月より、役職者による点検を日常的に行っています。 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

8. 金銭仮払い処理について（指摘）	金銭仮払いについては、「財務規程」では、金銭の支払いに該当する取引であり、受取者の署名・押印の記載された領収書を授受する必要がある旨記載されている。しかし、現状金銭仮払いの処理については金銭出納帳による出納管理のみとなっており、金銭授受に係る資料（領収書等）管理がされていないので、今後、金銭出納帳に記載されている項目（仮払い日、仮払い金額）に加え、仮受者、支払処理担当者、精算日の追加記載を行う、もしくは別途、金銭仮払い台帳を作成し管理する必要がある。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 平成 27 年 10 月から、金銭仮払の処理については金銭出納帳による管理に加え、金銭仮払い台帳を作成し管理しています。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
9. 書き損じ領収書の管理について（指摘）	使用済領収証の綴りを閲覧した結果、書き損じの領収書とその控を併せて保管すべきにも関わらず、控のみのものが複数存在したので、今後、書き損じの場合は原本を回収し、控と併せて保管をする必要がある。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 書損じ領収書の管理方法を職員に周知徹底し、平成 27 年 10 月から原本と控を併せて保管を行っています。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
10. 理事会並びに評議員会の開催手続について（指摘）	平成 26 年度の理事会及び評議員会の開催にあたっては、「処務規程」では、理事会並びに評議員会の招集及び議案の提出は理事長の決裁事項であるが、開催についての起案書には理事長の承認が行われていなかった。議案には重要事項も含まれるため、「処務規程」どおりに対応すべきである。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 平成 27 年度・28 年度の理事会・評議員会の開催については規定どおり理事長の承認を受け実施しており、今後も規程を遵守します。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
11. 予算の流用について（指摘）	予算の流用については、「支出予算の各科目の金額は、相互に流用してはならない。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、各項相互間において流用することができる。」と定めている。 平成 26 年度においては、予算額 167,157 千円に対して決算額は 167,686 千円であり、決算額が予算額を 529 千円上回っているが、少額の差異ということで補正予算は組まれていない。また、予算の流用手続も行われていない。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 平成 28 年度から財務規定に従い、理事長の承認を経て、予算流用を行った後、理事会において補正予算の承認を受けています。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
12. ホームページにおける情報の開示について（意見）	財団のホームページについて、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されておらず、また、財務状況の判断に資する期間比較情報も開示されていないため、財団の財務の概要を理解するために必要十分な情報が開示されているとはいえないので、積極的な情報開	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 財務の概要を理解し比較していただくために、平成 27 年度決算公開時から、財産目録、財務諸表に	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団

示に努めることが望まれる。	関する注記を開示するとともに、過去3年度分の情報を公開しています。	団
13. 財務規程等の規程の整合性について（意見） 「財務規程」において、固定資産の取得に係る決裁権限者が「処務規程」に従うものとして記載がされているが、「処務規程」においては、固定資産取得の決裁権限者の記載はなく、類似する項目として備品購入費の決裁権限者が定められているのみとなっている。 規程から他の規程に参照されている場合には、規程間の整合性や明瞭性の観点から対象項目を明確に整合させることが望ましい。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 固定資産の取得については、処務規定の決裁区分にある「重要な契約」として決裁を行ってきたが、平成28年3月に処務規定を改定し固定資産に関する事項を設けることにより、規程間の整合を図りました。	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
14. 随意契約の締結について（指摘） 平成26年度に行った次の随意契約については、いずれも随意契約とすべき理由が起案書等に明らかにされておらず、また業者選定の理由も明示されていなかった。また、それぞれ価格が10万円以上であるが「財務規程」に基づく2人以上からの見積りを徴していなかった。 - i パソコン・ネットワークサポート保守契約（起案日：平成26年7月17日） - ii PC廃棄処理（起案日：平成26年8月22日） - iii ウィルス対策ソフト更新（起案日：平成26年11月17日） 随意契約による場合、競争の原理が働かず、価格の妥当性が不透明となるおそれがあるため、随意契約締結の際には、随意契約によらなければならない理由を明らかにし、また業者選定の理由も明示したうえで決裁を受けなければならない。また、一定金額以上の調達等を行う場合は「財務規程」での定めにしたがい、2人以上からの見積りを徴することによって価格の妥当性を検証すべきである。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 随意契約を行う際には、財務規定に基づき、随意契約の理由、業者選定の理由を明確にし、決裁を受けるとともに、予定価格が10万円以上の場合は、2人以上から適切に見積もりを徴することを徹底しています。 なお、このことも含め、適切な出納事務の実施のためマニュアルを作成し組織内で共有しました。	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

15. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 業務アプリケーションである会計システム、給与システムは、使用するにあたってパスワードによる認証が必要となっているが、これらに用いられているパスワードは、導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等の漏えい対策は特に講じられていない。 また、財団にはパスワードポリシーは存在せず、Windows パスワードについても、類推の容易なパスワードが設定されている。 財団として、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を策定し、遵守すべきである。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） パスワード設定に関する一定の基準（内規）を作成し、平成 28 年 1 月に開催した職員研修にて周知するとともに、基準に従い、定期的なパスワードの変更を行っています。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
16. 保有個人情報の把握について（指摘） 「みえこども地域の管理に関する基本協定書」には、個人情報情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報取扱いの状況を当該台帳に記録することとしているが、個人情報情報を管理するための台帳を整備していない。保持する個人情報情報の存在を把握することは個人情報管理の前提となるものであることから、今後、上記基本協定書の定めに従い、保持する個人情報情報を管理台帳に記録し、個人情報情報の管理を適切に行う必要がある。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 基本協定書の定めに従い、保有個人情報情報を管理するための台帳を整備しました。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団
17. 情報機器等の廃棄について（指摘） 平成 26 年 8 月に従来使用していた PC41 台、NAS 等の廃棄を行っている。これらの情報機器類は、PC、ネットワークの調達、保守を委託している業者に対して、産業廃棄物処理が委託できるかどうか確認を行った上で廃棄処分の依頼を行っているが、当該業者は産業廃棄物処理の許可を受けていない業者であった。 情報機器等の廃棄の委託は、委託先が許可を受けた業者であるかどうかについて、業者自身への確認にとどまらず、公開情報である産業廃棄物処理業者名簿を参照する等して確認を行ったうえで業者選定を行うべきである。	（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団） 産業廃棄物の廃棄にあたっては、委託先が許可を受けた業者であるか、確実に確認することを徹底しています。 また、廃棄物の取扱いについてのマニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施し、職員に周知しています。	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団

18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（指摘） 「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」では、財団が個人情報情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、廃棄又は消去の内容及び責任者を記録し、書面により県に報告しなければならぬとしている。しかし、平成 26 年 8 月に行われた、個人情報情報を取扱っていた PC 及び NAS の廃棄について、財団から県への報告は行われておらず、個人情報情報の消去の状況も記録として残されていない状況にあった。 個人情報情報の消去、廃棄が適切に行われない場合、個人情報情報漏えいのリスクが高まることから、基本協定書での定めに従い、財団は、保持する個人情報情報の消去、廃棄を行う際には書面による報告を徹底する必要がある。	(公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) 個人情報情報の管理は台帳に基づき行い、消去、廃棄の際には、書面による県への報告を徹底している。 (公益財団法人三重こどもわかもの育成財団) ネットワークに接続されていないパソコンも含め、ウイルス対策ソフトが未設定であるパソコンについては、直ちに設定しました。今後も設定漏れがないよう確認します。 また、USB メモリ等からのウイルス感染を防ぐため、USB メモリ等の取扱い指針を作成し、職員に周知しました。	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
IV 公益財団法人三重県文化振興事業団 1. 貸館に係る営利宣伝目的、その他の判断基準について（指摘） 総合文化センターの貸館については、営利・宣伝目的、その他の利用目的により料金に差を設けている。営利・宣伝目的、その他の判断について、文化振興事業団では内規を設けており、公益法人が使用する場合には基本的に営利宣伝目的に該当しないものとしている。 しかしながら、当該内規は平成 16 年に施行されたものであり、一般・公益の区別なく、財団法人・社団法人が公益法人に分類されているので、内規を平成 20 年の公益法人制度改革を反映して改訂し、一般財団・社団法人については、利用目的を十分検討したうえで、営利宣伝目的・その他の判定を行う必要がある。	(三重県文化振興事業団) 法人の種類や事業目的に基づき、営利宣伝目的・その他の判定を行うことができるよう、平成 28 年 4 月 1 日付けで内規を改定しました。	三重県文化振興事業団 環境生活部

2. 飲食施設の客席部分に係る利用について（指摘）	（三重県文化振興事業団） 平成 28 年 2 月 26 日に当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示しました。	総合文化センターでは、来館者へのサービス向上を目的として飲食施設を設け、外部業者に運営業務を委託している。運営委託の内容は、①厨房等設備は県が保有し、②委託業者が売上を直接得るとともに材料費、人件費その他の経費を負担し、③文化振興事業団は、「飲食サービス、物販サービスその他のサービスのサービに必要な場所」として、使用面積 1 ㎡当たり一年間につき 39,600 円の使用料を得ている。 この使用料は、条例に基づき定められているが、現状では、厨房、事務スペースの面積のみを含めており、客席部分の面積は含めていない。 しかしながら、現状では客席部分を当該飲食施設の利用客以外が利用できることが明示されていないので、当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示する必要がある。	3. 委託業務における随意契約理由について（意見） ・三重県総合文化センター舞台操作委託 A 協同組合を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、 ①総合文化センターのホール等の照明・舞台・音響機構は大規模であり、これらの操作について県内業者では職員数も少なく小規模であることから単独業者に委託することは困難である。 ②上記組合は県内舞台業者が組織する事業協同組合であり、高い技術力と豊富な経験を有する人材が在籍するため総合文化センターの舞台操作にも十分対応ができること。 としているが、今後、中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を踏まえ、競争入札の方法によることも検討されたい。 ・三重県総合文化センター警備業務委託 B 株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、総合文化センターは機械警備を取り入れており、その警備システムは選定業者独自のシステムであり、文化振興事業団がこのシステムをリースしており、もし業者を変更するのであれば責任区分の明確化から機械警備も一式変更することが通例で巨額の初期投資が必要となることとしている。 当該随意契約理由は正当なものと判断されるが、現行契約は①建物施設常駐警備費 35 百万円と②機械警備保守点検費 1 百万円に必要な管理費を含めた 1 年契約である。長期継続契約とすれば、業者にとっては複数年継続して収入を確保できるメリットがあり、文化振興事業団にとってもより経済的な契約を締結できる可能性がある。文化振興事業団の財政的なメリットも勘案し、可能な限り効率性を追求するのが望ましい。
	（三重県文化振興事業団） 平成 28 年 2 月 26 日に当該飲食施設の利用客以外が利用できることを明示しました。		（三重県文化振興事業団） ＜舞台操作委託＞ 引き続き中長期的な課題として、県外同規模会館等からの情報収集を行っています。 ＜警備業務委託＞ 契約期間の長期化について調査を行った結果、長期継続契約に変更した場合でも契約金額に大きな差異は見られませんが、意見をふまえ、今後も警備システムの更新等で新規契約をする際など、複数年契約を視野に入れて検討し、効率性を追求していきます。

・三重県総合文化センター受付案内等業務委託 C株式会社を選定業者として随意契約を締結しているが、その随意契約理由は、 ①受付案内等業務は来館者に応接する業務であり、総合文化センターの各事業に密接に関係し専門的な知識が必要である。 ②委託業者を変更すると、委託職員が一定水準になるまで総合文化センター側の指導訓練業務が必要となる。 ③平成12年度の入札において他社と比べて大幅に安価な入札結果であり、職員のレベルも一定水準に達しており、その業務履行実績は良好である。 ④入札を行った時期から相当年数が経過しているため、業界実勢価格と平成25年度契約金額の検証を行うため、同様の業務を扱う業者から見積書を徴収した結果、他社に比べて現在の委託業者の委託金額は安価であった。 としている。 上記の理由だけでは競争入札でなく随意契約による正当な理由とはいえないが、その他の理由として、複合施設として、来館者の複雑な要望に対応する応接態度や、チケットカウンターにおけるチケット手配に関する複数のシステムへの習熟が必要とされることから、委託業者の交替により、サービス提供レベルの低下が懸念されることであった。 以上の理由があるため、随意契約によることも一定の合理性があると認められるが、今後、中長期的な課題として、競争入札等、文化振興事業団として最善の方法について検討されたい。	＜受付案内等業務委託＞ 引き続き中長期的な課題として、最善の契約方法を検討していきます。 なお、指定管理期間が満了する平成31年度までの4年（複数年）契約を締結することにより、費用の削減に努めました。	
4. ライフサイクルコストを考慮した業者選定について（意見）	（三重県文化振興事業団）（環境生活部） 将来の更新の際には、ライフサイクルコストを考慮して、構築と運用を一体として業者選定を行うなど、より経済的な選定に留意します。	三重県文化振興事業団 環境生活部
5. 領収書の管理について（意見）	（三重県文化振興事業団） 意見をふまえ、平成27年8月6日に使用済領収書を回収しました。また、新しい綴りの払出しは、使	三重県文化振興事業団 環境生活部

で、領収書の使用にあたっては、厳重な管理を行うべきである。 今後は、新しい綴りは使用済の綴りと引換えに払い出すようにし、長期間使用中のものは使用している部署に問い合わせての対応が望ましい。	用済みの綴りと引換えにするなど、領収書綴りの管理方法を改善しました。	三重県文化振興事業団 興事業団 環境生活部
6. 災害対策用の備蓄品の管理について（意見） 総合文化センターは津市によって災害時の避難場所に指定されていることから、津市の災害用備蓄品に加えて、事業団独自で災害時に利用可能な備蓄品（飲料水、食糧）を保有しているが、備蓄品の残高が明確ではないので、確実に保管されていることを確認するため、備蓄品のリストを作成したうえで、定期的に棚卸しを行うことが望ましい。 7. 備品の管理について（指摘） 総合文化センターの全ての設備、備品は県が所有し、事業団はその管理を実施している。事業団は、平成 23 年度に備品全数の棚卸しを実施し、その結果に基づいて備品管理台帳補助簿を整備した。現在当該補助簿と手順書に基づいて備品管理を実施しているが、備品の管理全般に関する明確な内規を有していない。文化振興事業団は多数の備品を管理しており、備品の購入、処分も実施しているため、管理責任を明確化し、管理事務手続を確立するため、適切な内規を整備する必要がある。 また、備品管理上重要である棚卸しについては、①取得価額が 100 万円以上のものは毎年棚卸しを実施する②指定管理期間 5 年のうちで全数を棚卸しするという方針を有しているということであるが、内規を整備し、時期・手順等を明確に定める必要がある。なお、棚卸しの頻度については、全備品を対象として毎年実施することが望ましいが、取得価額、性質（移動が容易なもの等）を考慮し可能な限り広い範囲で実施することが必要である。	（三重県文化振興事業団） 平成 27 年度中に、棚卸の時期、手順等を定めた内規を整備して、平成 28 年 4 月から運用しています。	三重県文化振興事業団 興事業団 環境生活部
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について（指摘） 事業団は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。 日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」によると、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。 事業団においては、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が 2 件ある。 この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。	（三重県文化振興事業団） 「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成 20 年 10 月 7 日改正）に基づき、平成 27 年度会計処理において改善して、適正に処理しています。	三重県文化振興事業団 興事業団 環境生活部

9. 光熱水費の削減について（意見） 事業団においては、電力使用量を日次で把握し、光熱水費の削減に努めているとのこととあり、事業団のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。 しかしながら、電力の調達単価が上昇したことにより、光熱水費は増加傾向にあるため、より一層のコスト削減が望まれるところである。県と事業団は、他自治体の文化施設等の事例を調査し、電力費のより一層の削減について検討することが望ましい。	（三重県文化振興事業団） 電力使用量を日次で把握するなど、引き続き光熱水費の削減に取り組めます。また、県外同規模会館等からの情報収集を行っていきます。 （環境生活部） 文化振興事業団に対して、引き続き光熱水費の削減に努めるよう要請していきます。 なお、総合文化センターについては、大規模改修等を行う際に、他自治体の文化施設などの事例を参考に検討していきたいと考えています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
10. ホームページにおける情報の開示について（意見） 事業団のホームページでは、財務関連について5年分の収益と費用が開示されているのみで、貸借対照表、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されていない。また、費用については管理費と事業費の合計額が記載されているのみであるので、積極的な情報開示に努めることが望まれる。	（三重県文化振興事業団） 意見をふまえ、平成28年2月21日に貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記をホームページ上に掲載しました。 今後とも、公益法人として、積極的な情報開示に努めます。	三重県文化振興事業団 環境生活部
11. 理事会における理事の出席状況について（意見） 理事会は理事10名定数で構成されており、平成26年度の理事会における理事の出席者数は、第1回：7名、第2回：7名、第3回7名である。 理事会は、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。 このため、定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることを望ましい。	（三重県文化振興事業団） 早めの日程調整を行い、可能な限り全理事が出席できるように努めています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
12. 予算の流用について（指摘） 「事業団会計規則」によれば、「予算を流用しようとするときは、流用計算書に基づき理事長の承認を得なければならない。」とされている。補正予算と決算を比較すると、決算額が補正予算額を上回っている項目が散見されるため、予算の流用が実務上行われていることになるが、その承認過程が決裁文書として残されていないとのことであった。会計規則にしたがって予算の流用を適時に行い、その承認過程を決裁文書で残しておくことが必要であ	（三重県文化振興事業団） 予算の流用を行う際には、会計規則に基づき、承認文書の保管も含め、より適切に処理していくこととし、平成27年度から承認文書を作成し、決裁文書として保管するよう改めました。	三重県文化振興事業団 環境生活部

る。 なお、予算の流用については副理事長が専決権限を有しているが、金額等に応じて専決権限を適切に委譲し、適時に承認を行うことができる体制を構築することが望ましい。	なお、専決権限については、現在のところ副理事長専決にて適切であると判断し、運用しています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
13. 特定資産に係る要領の整備について（意見） 平成26年度決算において特定資産として退職給付引当資産56,366千円が貸借対照表に計上されている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人 会計基準に関する実務指針（その2）」では、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を定めることが望ましいとされているが、事業団においては取扱要領が定められていない。 特定資産は金額的に重要な場合が多いため、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を定め、特定資産の取扱いを明確にしておくことが望ましい。	（三重県文化振興事業団） 「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成20年10月7日改正）に基づき、平成27年度中に特定資産に係る要領を整備しました。	三重県文化振興事業団 環境生活部
14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 事業団で利用されているチケット管理システムなどの業務システム利用時には、いずれもユーザーID及びパスワードによるアクセス認証が行われており、システム利用者の異動・離職等の際には、システム利用者内で共有されているパスワードについてはパスワードを変更する、各個人でユーザーID及びパスワードを所持しているシステムについては異動者・離職者のユーザーIDを削除し使用できない状態にする等対策が行われている。ただし、パスワードの定期的な変更や、パスワードの複雑性を高める等によるパスワード漏えい防止対策は実施されておらず、またパスワード管理への対応は各職員の意識に依存している状態である。 したがって、システムに係るパスワードについて、パスワード漏えい防止に関する方針を策定し、パスワードの定期的な変更やパスワードの複雑性を高める等、パスワード保護の対策をとる必要がある。	（三重県文化振興事業団） 平成28年7月1日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、パスワードの厳重管理や、パスワード設定方法等、管理方針を定めています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
15. 業務システムユーザーIDの共有について（指摘） 会計システム・給与システムは業務室内の一区画に専用の業務用端末が準備されそれぞれの端末にインストールされており、業務担当者の4名のみが利用できる環境にある。ただし、業務用端末利用時及びシステム利用時のユーザーIDは、業務担当者4名で同一のものが共有されている状態であったので、ユーザーIDを個人別にし、各担当者に管理する必要がある。	（三重県文化振興事業団） 平成27年9月からユーザーIDを個人別にして、各担当線で管理するように見直しました。	三重県文化振興事業団 環境生活部

16. ソフトウェアのインストーラ権限について（意見） 標準外のソフトウェア（インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）については、事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより基本的に使用は控えるようにと指導されているが、現状として利用できる環境にあり、利用状態の把握も行われていない。 ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）はウイルス対策ソフトでは発見、対応できない未知のコンピュータウイルスに感染している可能性がある。 したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の手続を策定し、承認のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。	（三重県文化振興事業団） 平成 28 年 7 月 1 日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、無許可ソフトウェアの導入を禁止するなど、ソフトウェア利用に関する方針を定めています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘） 事業団では、外部業者とのやり取りや各職員のデータ管理用に外部記録媒体（USBメモリ）が利用されているが、これら外部記録媒体は事業団にて購入した物の他、個人所有の物の利用も認められ、使用状況が管理されていないかった。 その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。	（三重県文化振興事業団） 平成 28 年 7 月 1 日付けで「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキュリティ対策基準」を策定し、その中で外部記憶媒体の使用管理等（私物の外部記録媒体は禁止する等）に関する方針を定めています。	三重県文化振興事業団 環境生活部
18. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見） 事業団で利用している業務用端末等の情報資産はリース契約によるものが主である。リース満了時等のリース会社への返却時には情報資産内に保存されているデータの消去が行われているが、これはリース契約書にデータ消去が明記されている場合等運用上の必要がある際に事業団に常駐する外部委託先のシステムエンジニアにより実施されている作業であり、ルール化されているものではない。 情報資産廃棄・返却時の手続が定められていない場合、情報資産内に保存されている消去すべきデータが消去されず、データ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。情報資産廃棄・返却時の手続を定め、廃棄・返却すべき情報資産内部にデータが残存しないようにすることが望ましい。	（三重県文化振興事業団） 平成 28 年 7 月 1 日付けで情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準を策定し、記録媒体を廃棄する場合は物理的な破壊を行った上で廃棄しなければならぬ等、情報資産の廃棄に係る方針を定めています。	三重県文化振興事業団 環境生活部

V 公益財団法人三重県農林水産支援センター

1. 危機管理マニュアルの遵守について（意見）

支援センターでは「危機管理マニュアル」を制定し、実施する各事業の運営に当たって将来、経済的損失等の被害を蒙らないため、顕在化しておくおそれのあるリスクについて把握するとともに、リスクが顕在化した場合の対応等について定めており、平成24年4月1日より施行している。

マニュアルを制定していることは評価されるものの、実際の運用面において、施行時の平成24年4月1日にリスクの洗い出し一覧表が作成されているが、それ以降は更新されておらず、リスク管理の定期的点検は制定後行われていないので、当該マニュアルの趣旨に鑑み定期点検を実施することが望ましい。

（公益財団法人三重県農林水産支援センター）
危機管理マニュアルに基づき、定期的点検を実施することとし、平成28年度は、2回リスク管理の定期点検を実施しました。

公益財団法人三重県農林水産支援センター

2. 土地改良区等からの預かり資産について（指摘）

支援センターは、土地改良区等から創設換地の取得依頼を受けた農用地等4件合計98,409千円の預かり資産を有している。これらの預かり資産については当初の受入時から10年以上経過しているが、売り渡されていない。土地改良区等との覚書によれば、売り渡しの交渉自体は土地改良区等が実施し、支援センターは事務手続を行い対価として手数料を受け取ることになっており、将来売り渡しが行われる限り支援センターが損害を被ることはない。しかしながら、土地改良区等との覚書の更新等、関連する事務手続が発生しており、その分の人件費等は支援センターの負担となるので、早急な売り渡しを行うよう土地改良区等に求める必要がある。

なお、今後覚書を更新する際には、土地改良区が解散した場合に備えての所有権の帰属、管理の方法等について取り決めるを行うよう土地改良区と協議することが望ましい。

（公益財団法人三重県農林水産支援センター）
預かり資産4件21筆の売渡については、27年度1筆処分し、本年度も1筆処分し、逐次手続を進めています。残る19筆についても、引き続き早期に処分できるよう土地改良区等に対して働き掛けていきます。

また、土地改良区が解散した場合に備えての取り決りめについては、覚書更新時（H28.4.1）を迎えた改良区（中野土地改良区、員弁土地改良区）と協議し、土地改良区の清算事務の中で預かり資産の処理をする取り決めに交わりました。残る川島土地改良区とは、更新時に取り決めに交わすこととします。

公益財団法人三重県農林水産支援センター

3. 土地売渡に係る未収金について（指摘）

支援センターは、平成22年2月に田3筆計9,020㎡を17,165千円で個人農家に売却した。売却代金は平成22年12月から平成30年12月まで9回に分割して支払われる契約であり、平成26年度末においては、10,000千円について支払期限が到来しているが、買主から支払われたのは1,400千円のみである。

このことから農林水産支援センターは、当該契約を見直す等、以下の点について対応する必要がある。

（1）契約解除等の検討

（公益財団法人三重県農林水産支援センター）
（1）土地売渡については、買主の資力等を判断し、契約の解除に向けて買主と協議しています。併せて、法的措置や契約解除による当該土地の有効利用について検討しています。

（2）契約相手方と契約解除に向けて協議を進めていますが、遅延損害金の取り扱いについては、法的措置

公益財団法人三重県農林水産支援センター

本契約では、支援センターにおいて、契約を維持するか解除するか早急に検討することが必要である。支援センター担当者は定期的に当該土地を見回っており、平成27年3月には買主と面談を行っている。今後契約どおり代金が支払われる可能性が十分に高いといえないことから、契約を解除することや、他の買主への売却や賃貸を行うこと等により当該土地を有効に利用することを検討すべきである。 (2) 遅延損害金の請求 契約では代金の支払いが遅延した場合、買主は年利10.95%の遅延損害金を支払う旨定められている。遅延損害金を平成26年度末において算定すると、1,088千円に上る。遅延損害金の取扱いについて、理事会等により請求を行わない場合の合理的な事由を規定する等し、それに基づいて判断すべきである。	と併せて検討をしています。
4. 就農資金貸付会計の回収管理について（指摘） 支援センターは、公益目的事業のうちの担い手育成事業（農業、水産業関係）において、新規の就農計画の認可を受けた者に対して円滑な就農準備を進める目的で、就農支援資金貸付金の制度（以下、「就農支援貸付制度」という。）を県から法律により、指定を受けて実施していた。就農支援貸付制度については既に終了しているが、現状延滞未回収先が1件存在しており、その処理方法で以下の2点が問題となっている。 (1) 就農支援貸付制度に対する貸倒れのリスクについて 就農支援貸付制度においては、県と就農対象者が契約を締結するのではなく、農林水産支援センターが県より資金を借入れ、それを就農対象者に貸付を行う制度であり、貸倒れのリスクは農林水産支援センターが負っている。したがって、それに応じたリスク管理の方針や、対応方法の適切な規定等が必要となる。 現状、支援センターの担当職員が面会等を行い、遅延回収や回収の督促の対応をしているが、支援センターとしての対応方針や規程等が存在しない場合には、対応した職員の判断によるものになってしまう。また、貸倒れリスクの程度や、返済状況等が客観的に把握されにくく、リスクの管理責任の所在も曖昧となってしまう。そのため、今後、就農支援貸付制度のような支援センターが対象者に貸付を行う制度においては、資金の貸付者である県との協議のうえ、その対応方針を明確化する必要がある。 (2) 未回収債権の処理について 現状延滞未回収先における未回収債権の管理については、当初の返済スケジュールから大幅に支払期間の延期をしているが、返済スケジュールの改訂（以下、「リスキューリング」という。）が存在しておらず、入金があれば、それを回収としているのみである。リスキューリングによって改訂されたあるべき回収期間が存在しないため、結果として回収可能な債権なのか回収不能な債権なのか客観的に判断できない状況となっている。 しかし、現状の回収実績を勘案すると、債権の回収は長期間に及ぶと考えられる。	公益財団法人三重県農林水産支援センター (1) 就農支援貸付制度による貸付は既に終了しているが、今後同様の貸付制度による運用に備え資金貸付者である県と協議のうえ、対応方針を決めています。 (農林水産部) (1) 今後、就農支援貸付金制度のような貸付制度を実施する場合は、支援センターのリスク管理の対応方針の明確化に向けて、支援センターと協議を行います。 公益財団法人三重県農林水産支援センター (2) 未回収債権については、契約相手方の状況も鑑み、リスキューリングを行ない全額回収に努めています。

一般的に個人貸付の場合は、貸付対象者の年齢等も考慮に入れ、その回収可能性を検討する必要があるため、貸付対象者と返済予定のリスクジェーリングを確認した上、回収可能分と回収不能分（回収が見込めない部分）に分けて支援センターとして把握するべきである。	
5. 申請書及び誓約書の不備について（指摘） 支援センターで事業運営されている担い手育成事業（林業関係）のうち、林業基金事業助成金制度（以下、「助成金」という。）により林業作業道作設支援事業が実施されている。当該助成金に関連する資料を閲覧し、平成26年度林業基金事業助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）及び関連資料について以下の2点の不備が見受けられたので、今後適切な運用が必要である。 (1) 申請書の不備について 平成26年度の最終（森林作業道作設支援事業について、県の交付通知承認後）申請書について、事業計画段階（県の交付通知承認前の未確定の段階）の申請書に支援センター側で手書修正を行うのみで、申請者からの最終申請書の提出がないものが存在した。 また、当該申請書の基礎資料となる、林業基金事業実施精算書明細においても9件の手書修正が存在した。 (2) 申請書のうち、就業者定着奨励金助成事業（以下、「助成事業」という。）に係る誓約書に係る不備について 助成事業においては、新規（就業1年目～3年目）に係る申請事業者の従業員に対して、就業支援の手当金として、申請事業者は20万円（内、10万円については事業者から従業員に交付）を助成している。事業者は受領した助成金のうち、従業員への交付額を適切に交付したことを証明する資料として、従業員から受取に係る誓約書を受領し、支援センターへ提出することが必要となるが、当該誓約書に日付の記載が抜けているものが3件存在した。	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) (1) 林業基金事業実施規程に基づき、申請内容に修正がある場合は、再提出を徹底しました。 (2) 各種申請書類については記載内容の確認を確実にするため、担当者を含め複数の職員でチェックする体制を導入しました。
6. 同一債務者に対する異なる債権区分について（指摘） 平成23年度包括外部監査では、支援センターに対し、就農支援貸付制度の就農研修資金貸付等について、債権区分の評価は貸付者ごとに行うべきであると指摘している。 今回の監査において確認したところ、就農支援貸付制度における就農研修資金貸付と就農準備資金貸付については、債権を債務者ごとに集約して評価しており適切に処理されていた。 しかしながら、当該貸付制度以外の債権については、債務者ごとに集約していないのとこのことであった。平成23年度の包括外部監査において指摘の対象となったのは就農支援資金貸付制度の事例であったが、その趣旨は他の債権についても同様と考えられるので、債務者ごとに債権を区分する必要がある。	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 同一債務者に対する債権区分については、貸付債権及び貸付債権以外の債権情報を農林水産支援センター内で共有することとしました。

7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について（指摘）

保有する債権についてはその回収可能性を反映した金額で評価し貸倒引当金を計上することにより、支援センターの財政状態を適切に表示し、また、貸倒引当金繰入額を計上すること、その経営成績も適切に表示する必要がある。貸付金については、貸倒引当金の見積基準が設定されており、返済が滞っている期間が2年未満のものについては、債務者の状況を役員、担当課長、担当職員で協議の上、総合的に判断し、原則として債権合計の25%を貸倒引当金として計上するものとされ、また、2年以上滞っている債権については、弁済に重大な問題が生じる可能性が認められる債権として、原則として債権合計の50%を貸倒引当金として計上するものとされている。

しかしながら、支援センターでは、貸付金以外の債権に対して貸倒引当金を設定していない。支援センターの事業未収金には2年以上回収が滞っているものが17,380千円含まれており、このうち1,615千円については、担い手支援農作業受託貸付金で2年以上回収が滞っている債権として貸倒引当金を設定している債権と同一の債務者に対する債権であった。

貸付金以外の債権についても貸付金と同様の基準により適切に貸倒引当金を計上する必要がある。貸倒引当金の計上において、勘定科目や計上区分が異なる債権であっても、同一の債務者に対する債権の回収可能性は、原則として同等に評価すべきである。

また、支援センターの事業未収金17,380千円のうち、15,765千円は土地代金未収金である。

当該債権は、平成22年度に契約額17,165千円で発生した債権であり、平成22年度から平成29年度まで毎年2,000千円ずつ、平成30年度に残余の1,165千円を回収する予定であった。しかし、契約初年度から回収が滞っており、現状、1,400千円しか回収できていない状況である。本来、金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合、適宜に状況の把握を行い、理事会等において対応方法の策定等を行う必要があると考えられる。

今後、高額な債権が発生する契約を締結する場合、より安定した事業運営を実現させるためには、回収懸念が生じた段階での適切な措置を行い、回収管理を徹底する必要がある。

（公益財団法人三重県農林水産支援センター）
平成27年度決算より貸付金以外の債権に対しても貸倒引当金見積基準に基づき算定のうえ、貸倒引当金を計上しました。

なお、「金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合」については、適切な債権管理や回収管理に向けた、必要な対応方策を理事会等において定めることとしました。

公益財団法人三重県農林水産支援センター

8. 切手及び収入印紙の管理について（意見）

支援センターにおいては切手及び収入印紙について、出納担当者が購入・使用する都度記録するとともに現物の残数をカウントし、切手及び収入印紙を保管しているファイル内の管理簿に残数を記録している。また、事務局長が毎月現物の残数をカウントし、管理簿と一致していることを確かめて適正な管理を行うこととしている。しかしながら、今回確認したところ、毎月の棚卸しの際に事務局長の印等の証跡が残されていない。

事務局長による毎月の現物確認の際、押印等により管理を行うことが望ましい。

（公益財団法人三重県農林水産支援センター）
切手及び収入印紙の管理については、事務局長が毎月の現物確認のうえ、押印することを徹底しました。
（平成27年10月より実施）

公益財団法人三重県農林水産支援センター

9. 物品の現物管理について（指摘） 支援センターでは、「会計規程」に基づき、10万円以上の物品を固定資産とし、固定資産管理台帳を作成して記録管理が行われている。また、5万円以上の物品については会計規程に基づいて消耗備品管理簿が作成され記録管理が行われている。 消耗備品管理簿と現物との照合を実施したところ、消耗備品管理簿から、抹消されたPCが保管されていた。これは、買い替えを行った際等の旧PCについて、使用中のPCが故障した際の予備機として鍵付きのロッカーに保管していたためである。 消耗備品管理簿と現物が一致していない場合、現物の管理を十分に行うことができず、紛失等のリスクが存在する。特にPCを紛失した場合には、ID、パスワードが設定されているが保存されている機密情報の漏えいにつながる可能性がある。したがって、消耗備品管理簿と現物は一致するように管理する必要がある。	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 対象物品について定期的に棚卸をすることにより、消耗品管理簿と現物が一致するようにしました。 なお、抹消されていたPCについては、消耗備品管理簿に記載し、平成27年度末にHDDを破壊のうえ処分を行い管理簿から抹消しました。	公益財団法人三重県農林水産支援センター
10. 理事会及び評議員会の出席状況について（意見） 理事会は理事16名定数で構成されており、平成26年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、第1回：13名、第2回：15名、第3回：13名である。 理事会は、理事が自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。 また、評議員会についても、財団の基本となる事項を決議する重要な場であることから、できる限り出席の機会を確保できるよう努力されることが望ましい。	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 理事会等の出席機会の確保を図るため、理事等の日程を適宜調整し、できる限り出席していただけるよう開催日時を定めています。	公益財団法人三重県農林水産支援センター
11. 予算の流用について（指摘） 支援センターの「会計規程」では、予算の流用「予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めた場合は、この限りではない。」とされている。ただし、実務上、流用の手続が行われることはなく、理事会による補正予算の承認のみが行われていた。 今後は少額な変更については、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。流用の手続を行うことで、現状は何ら手続が行われていない12月以降の予算の変更にも対応可能になると考えられる。 また、流用の決裁権限者は前述のように理事長とされているが、「事務決裁規程」には常務理事の決裁事項として「歳出予算の流用に関すること」が記載されている。決裁権限者が「会計規程」と整合していないため、規程間の整合性が確保できるよう、改訂を行うことが必要である。 なお、上記「事務決裁規程」については平成27年10月20日付で改訂された。	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 予算の流用の必要がある場合は、会計規程に基づき理事長決裁による処理を徹底しました。	公益財団法人三重県農林水産支援センター

12. 特定資産に係る要領の整備について（意見）	平成 26 年度決算において林業基金引当資産 1,670,267 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。 支援センターにおいては「財産の維持管理及び資産運用規則」を定め特定資産の取扱いを規定しているが、全ての特定資産について、定められてはいないので、上記実務指針の定めを網羅するように規定を整備することが望ましい。	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 特定資産取扱規程を定めました。(平成 28 年 3 月 15 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 情報セキュリティ基本方針を定め職員に周知しました。(平成 28 年 7 月 1 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター
13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）	支援センターでは、所有する個人情報情報の取扱いについての方針は定められており、また、コンピュータウイルス対策等個別の取組みは実施されているが、組織の有する情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピュータウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）が定められていなかった。 基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピュータウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。 そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 情報セキュリティ基本方針を定め職員に周知しました。(平成 28 年 7 月 1 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 情報セキュリティ対策基準を定め、パスワードを定期的に変更することにした。(平成 28 年 7 月 1 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター
14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）	支援センターで利用されている会計システム、給与管理システム等の業務システム利用時にはいずれも ID 及びパスワードによる認証が行われており、職員に一台ずつ貸与されている業務端末の基本ソフトウェアである Windows ログイン時には、パスワードが設定されている。しかし、各利用者によるパスワードの定期的な変更が行われていない。総務課、農地中間管理課で利用されている会計システム、総務課で利用されている給与システムにおいては、ユーザ ID 及びパスワードがシステム利用開始当初より変更されておらず、業務担当者の変更時もパスワードが変更されず使用されている状態であった。 したがって、システムに係るパスワードについては、定期的に変更する等一定の方針を策定し、遵守する必要がある。	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 情報セキュリティ対策基準を定め、パスワードを定期的に変更することにした。(平成 28 年 7 月 1 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター	(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 情報セキュリティ対策基準を定め、パスワードを定期的に変更することにした。(平成 28 年 7 月 1 日制定) 公益財団法人三重県農林水産支援センター

15. ソフトウェアのインストールについて（意見） 支援センターでは、標準外のソフトウェア（業務用端末に最初からインストールされているものではなく、インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）の業務上の利用について特に制限はされていないが、標準外のソフトウェアをインストールする際の手続について文書化等は行われていない。また、各個人にてソフトウェアのインストールが可能で環境であった。 各個人が利用する業務用端末にインストールされているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、業務上不必要なフリーソフトがインストールされることが多く、コンピュータウイルスに感染し、コンピュータが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。 したがって、業務上必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのソフトの導入やソフトウェアのインストールが可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） ソフトウェアのインストールについては、情報セキュリティガイドラインを定め、申請によりインストールするようにしました。（平成28年7月1日制定）	公益財団法人三重県農林水産支援センター
16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘） 支援センターでは、各個人のデータ管理に外部記録媒体（USBメモリ）が使用されているが、これらは各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていない。また、情報や外部記録媒体の外部持出しを行う際、管理簿等による持出し管理がされていない。こうした使用方法では、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施する必要がある。	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 情報セキュリティガイドラインを定め、USBメモリ等外部記録媒体の使用管理・持出管理については、管理簿を作成して適切な管理を行うこととしました。（平成28年7月1日制定）	公益財団法人三重県農林水産支援センター
17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見） 不必要になった業務用端末等の情報資産の廃棄について、支援センターでは端末のハードディスクを物理的に破壊し、廃棄した実績があるが、この手続については明文化されていない。 情報資産廃棄時の手続が定められていない場合、廃棄が適切に行われず、消去するべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。 したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄するべき情報資産にデータの残存がない	（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 情報セキュリティガイドラインで、ハードディスクを物理的に破壊するよう定めました。 また、リース物件については、リース物件返却時にデータを消去するためのソフトを合わせて導入することとしました。	公益財団法人三重県農林水産支援センター

ようにすることが望ましい。	18. 給与システムのバックアップデータ管理について（意見） 給与システムのバックアップは、担当者が月次でシステム上のメニューより取得している。しかし、取得したバックアップデータは給与システムが稼働している業務端末上にのみ保存されている。そのため、システム障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。現状では、給与システム端末が破損した際バックアップデータも消失してしまい、データの復旧が困難になることが予想される。 そのため、業務端末とは別にバックアップデータの保存先を複数とし、二重化しておくことが望ましい。	公益財団法人三重県農林水産支援センター
VI 一般社団法人三重県畜産協会		
1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について（指摘） 畜産協会においては、補助事業、受託事業の収入が減少し、人件費をまかなう収入が得られなくなっていることから、一般正味財産増減額が継続してマイナスとなっている。この状況を改善するためには、事業ごとの収支管理を正確に実施することが必要であると考えられる。各事業を実施するために必要な費用を把握し、可能な限り効率化するとともに、収入が必要な水準に満たない場合には、畜産協会として事業を実施し得るか否かを検討することもある。また、長期的には会費の増額等、収入を増やす方策を検討すべきである。	（一般社団法人三重県畜産協会） 事業の採算管理について、これまで行ってきた委託者等への実績報告を目的とした事業別収支管理に加えて、時間外労働費を含めた収支管理を事業別にを行うこととした。また、協会の収支改善に向けて、業務の効率化による支出の削減などに取り組みています。この結果、平成28年度決算は収支均衡になる見込みです。 （農林水産部） 正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。	一般社団法人三重県畜産協会 農林水産部
2. 中期計画について（意見）		
畜産を取り巻く環境が厳しい中、畜産協会は中期計画を策定し、活動の基本的な方向性や事業ごとの目標値等を定めている。しかし、畜産協会の財政状態や経営成績については中期計画に記載がない。 畜産協会の平成26年度の決算においては、一般正味財産が3,048千円減少し、貸借対照	（一般社団法人三重県畜産協会） 平成29年度からスタートする次期中期計画について、収支実績の推移を記載するとともに収支の見通しを盛り込むこととし、平成29年3月24日に開催	一般社団法人三重県畜産協会

表には 21,136 千円計上されており、財政的には厳しい状況にあると言わざるを得ない。畜産協会においては財源に占める補助金等の割合が大きく、収益を予想することが難しい面もあるが、法人としてどのようなビジョンを定め、そのためにどのような対策を講じるべきかを中長期的な視点から明確にすることが必要と思われる。よって、財政状態や経営成績について中期計画に盛り込み、法人の財政的基盤を充実させるよう、毎年度モニタリングしていくことが望ましい。	予定の理事会に中期計画案を提案します。 (農林水産部) 正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。	農林水産部
3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について（指摘） 畜産協会では、三重県養鶏協会、三重県養豚協会の事務局運営業務を受託している。当該業務の委託料収入はいずれも 960 千円である。これらの委託契約については、平成 14 年 7 月の当初契約時に、委託料を 500 千円とする旨の覚書が締結されているが、その後委託料が改定されているにもかかわらず、更新された覚書が締結されていないため、適切な覚書を締結する必要がある。	(一般社団法人三重県畜産協会) 協会と三重県養鶏協会及び三重県養豚協会との間で、改訂後の委託料に即した新たな覚書を平成 27 年 7 月 1 日付けで締結しました。	一般社団法人 三重県畜産協会
4. 個別事業の収益性について（意見） (1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について 当事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者積立金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）からの補助金により造成した基金から粗収益と生産費の差額の 8 割を補填金として交付することにより経営の安定を図る目的で行われている。畜産協会は、その業務等を行うための経費を機構からの補助金に加えて契約生産者からの手数料収入を充てているが、当事業の実績において、業務に要した経費の全額をまかないきれておらず、畜産協会の財務内容を一層悪化させる一因となっている。 畜産協会として可能な限り、業務の効率化を進めたい一方で、機構への補助金増額の働きかけも進めざるべきであるが、その上で最終的に生じる損失については受益者負担の見地から、契約生産者に負担を求めることも検討することが望ましい。 (2) 豚流行性下痢（PED）緊急防疫体制整備事業費について 本事業は、県内における PED（豚流行性下痢）の流行拡大を防ぐため、養豚場等の出入り口における車両等の消毒を徹底することで PED ウイルスの侵入を遮断し、本病の防疫体制を強化することを目的として行われた。 本事業は国及び県の補助事業であるが、事業の申請及び取りまとめに要した人件費部分 336 千円は畜産協会の負担となっている。この点については県からの補助金はなくとも、畜産協会の設立目的に照らして費用を負担したものである。 こうした畜産協会としての姿勢は、当然評価されるべきであるが、例えば県に相当の負担を求めることが望ましかったと考える。	(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について (一般社団法人三重県畜産協会) 「1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について」で指摘のあった事業別収支管理と効率的な業務の執行を徹底することなどにより、協会の収支改善に取り組んでいます。この結果、平成 28 年度決算は収支均衡になる見込みです。 (農林水産部) 正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導を行ったところであり、引き続き助言・指導を行っていきます。 (2) 豚流行性下痢（PED）緊急防疫体制整備事業費について (一般社団法人三重県畜産協会) 本事業は平成 26 年度で終了していることから、今後、新たな補助事業等を実施（受託）する際の参考とします。	一般社団法人 三重県畜産協会 農林水産部 一般社団法人 三重県畜産協会

5. 理事会の開催頻度について（指摘） 理事会は理事9名定数で構成されており、平成26年度の理事会における理事の出席者数は、第1回：9名、第2回：6名、第3回：9名である。 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によれば代表理事及び業務執行理事は3か月に1回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告することが義務付けられており、同但書において、定款で毎事業年度に4か月を超えないとされている。この点につき、畜産協会では定款に規定されておらず、第2回理事会から第3回理事会までの間隔が8か月開いているのは法令違反であり、法令に準拠して3か月に1回以上開催すべきであった。 なお、平成27年度定時総会において定款変更決議がなされており、平成27年度以降は4か月を超える開催頻度でも問題はない。	（一般社団法人三重県畜産協会） 理事会の開催頻度については、平成27年6月29日に開催した定時総会で定款を変更し、「会長理事及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する」旨を規定しました。	一般社団法人 三重県畜産協会
6. 理事会における理事の出席状況について（意見） 5. に記載のとおり、各回とも定足数は充足しているが、理事会は理事にとって自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であるので、全理事が出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。	（一般社団法人三重県畜産協会） 理事会における理事の出席については、各理事との丁寧な日程調整に努めました。この結果、平成27年度及び28年度の都合6回の理事会では、4回で出席全員、2回で欠席1名のみとなりました。また、理事会では全理事が発言できる議事進行に努めました。	一般社団法人 三重県畜産協会
7. 定款と職制規程との整合性について（指摘） 畜産協会の定款では、理事会は、重要な使用人の選任及び解任を理事に委任することができないとしている。 一方、「職制規程」では、事務局長の任命は、専務が「立案」、会長が「決定」、理事会へ「報告」と定めている。 組織図において事務局長は専務理事の下に位置づけられるため、定款で定める重要な使用人に該当すると思われるが、上記のとおり、任命の決定権限が定款と職制規程との間で不一致となっている。職務権限表の記載は正しくは、会長が「検証」、理事会が「承認」であると思われるので、定款に合わせて修正することが必要である。	（一般社団法人三重県畜産協会） 職制規程の職務権限表については、平成28年3月23日開催の理事会で改正し、定款に整合させました。	一般社団法人 三重県畜産協会
8. 予算の補正・流用について（指摘） 畜産協会の「経理規程」には、予算の補正について、「会長理事は、予算成立後に、予算を補正する必要があるときは、補正予算を作成して理事会承認を受けなければならない。」	（一般社団法人三重県畜産協会） 予算の変更については、平成28年3月23日開催	一般社団法人 三重県畜産協会

とする条文があるが、予算に流用についての条文がない。 畜産協会の現在の業務においては、予算の補正や流用は行われておらず、平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に開催された理事会において収支決算の見込みが議案として取り上げられたのみである。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。 また、前述のように予算の流用については条文がないが、予算の軽微な変更についてまで補正の手続を実施することは実務的に煩雑と思われる。よって、予算の流用に関する手続を規程上に明記し、予算を変更する際に柔軟な対応ができるようにしておくべきである。	の理事会で経理規定を改正し、予算の流用に関する条文を規定しました。	会
9. 特定資産に係る要領の整備について（意見） 平成 26 年度決算において特定資産のうち一般正味財産や負債を財源等とするものとして 197,458 千円が貸借対照表に計上されている。 これらについては、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。 畜産協会では一般正味財産に係る特定資産について上記実務指針に示された事項を部分的に「経理規程」に定めているが、上記実務指針に示された事項を網羅するように規程を整備することが望ましい。なお畜産協会が有する特定資産の大部分は指定正味財産に係るものであり、事業の要綱等で取扱いが定められている。	（一般社団法人三重県畜産協会） 一般正味財産に係る特定資産の取扱いを定めた各規程について、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で改正し、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に示された事項を網羅しました。	一般社団法人 三重県畜産協 会
10. 県内出張日当について（意見） 現在の「旅費支給規程」では、県内旅行等の日当の支給条件が、行程 16km 以上「または」3 時間以上であるか、行程 16km 以上「かつ」3 時間以上であるか明確ではないことから、「旅費支給規程」を適切に修正する必要がある。 また、県では平成 21 年に「職員等の旅費に関する条例」を改正し、県内旅行については定額支給ではなく実費支給としている。畜産協会においても、県内旅行等に関し定額の日当が必要かどうかについて検討することが望ましい。	（一般社団法人三重県畜産協会） 県内旅行の日当については、平成 28 年 3 月 23 日開催の理事会で旅費支給規程を改正し、廃止しました。	一般社団法人 三重県畜産協 会
11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 畜産協会にて所持する個人情報情報の取扱いについて、畜産協会では取扱方針が定められているが、情報資産全体に対する情報漏えいやコンピュターウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針が定められていない。また、情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピュターウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の	（一般社団法人三重県畜産協会） 情報セキュリティに関する職員の意識向上等に取り組むとともに、平成 29 年 3 月 24 日の理事会に情報セキュリティに関する基本方針案を提案します。	一般社団法人 三重県畜産協 会

漏えい等が発生する可能性がある。 そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティ対策を実施する必要がある。	(農林水産部) 協会の実情を踏まえた情報セキュリティに関する基本方針案となるよう指導・助言を行いました。	農林水産部
	12. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘） 畜産協会で利用している統一電算システム等の業務システムにおいて、利用時にはいずれも I D 及びパスワードによるアクセス認証が行われている。ただし、パスワードについては設定時より同一のパスワードが利用されており、パスワードの定期的な変更、あるいは異動・離職等による業務担当者の変更時のパスワード変更が行われていなかった。 パスワードが定期的、あるいは担当者の異動・離職の都度変更されない場合、業務を離れた職員がその後においても当該業務システムへアクセスできる可能性が残ることになる。またパスワードが漏えいした場合、漏えいした状態が継続する事により、不正アクセスの可能性が高まる。 したがって、システムに係るパスワードについて、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。	一般社団法人 三重県畜産協会 (一般社団法人三重県畜産協会) 業務システムに係るパスワードの管理については、I D・パスワード等の適切な管理とパスワードの定期的な変更を徹底するとともに、平成 29 年 3 月 24 日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。
	13. 離職者・異動者の業務システムユーザー I D 管理について（指摘） 畜産協会にて利用している会計システムは、システム利用者個人ごとにユーザー I D 及びパスワードを付与できるシステムであり、8 名のユーザー I D が登録されていた。このうち、3 名のユーザー I D がすでに離職した担当者のものであり、本来であれば削除あるいは使用不能にされるべきであった。 離職や異動等で業務を離れた職員のユーザー I D が残存する事により、既に業務上権限のない職員・離職者が継続的に会計システムを利用できる状態が続き、機密情報の閲覧等の不正利用につながる可能性がある。また、利用者のいないユーザー I D を使用することにより、不正なアクセスや操作等が行われる可能性がある。 したがって、離職者等不利用 I D については適時削除する、もしくはパスワードを変更する等により使用不可能にする必要がある。	一般社団法人 三重県畜産協会 (一般社団法人三重県畜産協会) 離職者・異動者の業務システムユーザー I D の管理については、適時削除を徹底するとともに、平成 29 年 3 月 24 日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。
	14. ソフトウェアのインストール権限について（意見） 畜産協会では、業務上必要のないソフトウェアを業務端末にインストールしないよう、また、業務上必要なソフトウェアをインストールする場合は事務局長への相談の上実施するよう口頭にて周知されているが、この内容について文書化等が行われておらず、また業務上 unnecessary フリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）のインス	一般社団法人 三重県畜産協会 (一般社団法人三重県畜産協会) 業務上必要なソフトウェアのインストールの取扱については、管理者権限の明確化と職員への周知徹底を図るとともに、平成 29 年 3 月 24 日の理事会

ツールを防止する対策は行われていなかった。 ウイルス対策ソフトにより、常時ウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のウイルスに感染している可能性がある。 したがって、業務上必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。	に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。	一般社団法人 三重県畜産協 会
15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘） 畜産協会では、講演会用データの持出しや各個人のデータ管理のため、外部記録媒体であるUSBメモリが使用されているが、これら外部記録媒体は各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、外部への持出しを行う際、管理簿等による管理がされていないかった。 その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況の把握等、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染によって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施すべきである。	（一般社団法人三重県畜産協会） USBメモリ等外部記憶媒体の使用管理・持出管理については、管理簿を作成して管理するとともに、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。	一般社団法人 三重県畜産協 会
16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて（指摘） 畜産協会では業務用端末等の情報資産についてリースを利用しているが、各リース物件について導入した事業単位でリース契約書が管理されているものの、リース資産台帳等による情報資産の一元的な管理が行われていなかった。 情報資産が適切に管理されていない場合、保護すべき情報資産の流出等が発生した場合に発見ができない、もしくは発見が遅れる可能性がある。 したがって、管理台帳等による情報資産の一元的な管理を実施し、また定期的に台帳と現物を照合し棚卸しを実施する必要がある。	（一般社団法人三重県畜産協会） 情報資産に関するリース物件については、管理台帳を作成して一元的に管理するとともに、定期的な台帳と現物照合を行っています。	一般社団法人 三重県畜産協 会
17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見） 不必要になった端末等の情報資産の廃棄時、市販のデータ消去ソフトにて端末内部のデータを削除し廃棄業者に引き渡す運用が行われているが、これについて文書化されたものはなかった。 情報資産廃棄時の手続が、定められていない場合、廃棄手続が適切に行われず、消去する	（一般社団法人三重県畜産協会） 情報資産の廃棄時の取扱いについては、平成29年3月24日の理事会に提案する情報セキュリティに関する基本方針案に規定しました。	一般社団法人 三重県畜産協 会

べきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等セキュリティ事故に発展する可能性がある。 したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄するべき情報資産へのデータの残存がないようにすることが望ましい。		
VII 公益財団法人三重県産業支援センター		
1. 未収金・求償権の報告について（意見）		
小規模企業者等に対する設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収金並びにベンチャー企業支援事業における求償権については、回収困難な債権が発生している。個々の債権は台帳等による個別管理が行われ、また債権の回収状況等は報告資料により県及び支援センター内で共有されているものの、報告資料に記載されている情報では、債権の償却等今後の処理を行うための資料としては十分なものとはいえない。 したがって、債権の償却等の処理を行うに際して、処理方針の参考となる情報も記載し、判断根拠が明確となる資料とすることが望ましい。	（公益財団法人三重県産業支援センター） 回収状況等の報告書を作成する際に「今後の方針」等の項目を追加し、今後の方向性も読み取れるよう変更を行いました。 （雇用経済部） 債権の償却等についての判断根拠が明確となるような資料の作成を要請した結果、回収状況等の報告書を作成する際に「今後の方針」等の項目を追加し、今後の処理方針の参考となる情報を記載した資料に変更されたことを確認しました。	公益財団法人 三重県産業支 援センター 雇用経済部
2. 実績報告書の入手について（指摘）		
「みえ農工商連携推進ファンド助成金交付要領」では、助成対象事業完了後の実績報告書について、4月10日までに提出するよう定めている。 しかし、平成27年4月10日が提出期限とされている実績報告書のうち、監査を実施した8月11日時点で未提出のものが2件あった。 支援センターは助成事業者に督促を行っているとのことであるが、期限を大幅に超過しているため、速やかに実績報告書を提出させるべきである。	（公益財団法人三重県産業支援センター） 監査実施後、事業者へ督促し、未提出であった実績報告書が提出されました。 引き続き、実績報告書が提出期限内に提出されるよう、事業者に対して周知を図っています。 （雇用経済部） 今後も公益財団法人三重県産業支援センターと連携し、事業者のフォローアップに努めるとともに、助成事業終了後の事業者の責務についてもあわせて意識啓発を図っていきます。	公益財団法人 三重県産業支 援センター 雇用経済部

3. 実績報告書の活用について（意見）

助成事業者は原則として平成 30 年度までは毎会計年度終了後に実績報告書を提出することが求められている。実績報告書を閲覧したところ、助成対象事業の売上が伸びていない企業も散見された。助成による効果が見えていないと考えられることから、助成終了後においても継続的なフォローが重要と思われる。 この点につき、支援センターでは、実績報告書に基づいて助成事業者に連絡しているとのことであり、助成事業者へのきめ細かい支援を行おうとする支援センターの姿勢を高く評価したい。 しかし、助成事業者に連絡した際の情報について、日常的な事務処理を含めた全てが文書で残されている訳ではないことから、助成事業者の状況が必ずしも網羅的に保存されていない。支援センターの現在の担当者は状況を把握していると思われるが、仮に担当者が異動した場合にも助成事業者の情報をもれなく引き継ぐことができるよう、助成事業者の情報を蓄積するため、文書として記録することが望ましい。 この点につき、支援センターでは、データベース型のツールを有しており、現時点ではコーディネーターのみが当該ツールを活用し、企業情報をデータベース化した「企業情報カルテ」を作成しているとのことである。既にこうした優れた仕組みが構築されていることから、コーディネーター以外の職員においても積極的に活用することが望ましい。企業情報カルテに企業情報を蓄積し、情報を見える化・一元化することにより、職員の異動に備えるとともに、企業支援の様々な局面において情報を活用していただきたい。	（公益財団法人三重県産業支援センター） ファンドの申請書類や実績報告書等の一連の書類、採択事業者への日常的な事務処理等については、企業毎のファイルに情報を蓄積し、課内で利用しています。 また、応募企業の企業支援情報については、企業情報カルテに登録し、センター内で情報の蓄積、共有を図っています。 さらに、センター内での支援企業の情報共有や、企業情報カルテのさらなる効果的な活用を検討するため、企業連携会議を開催しています。	（雇用経済部） 企業支援情報の蓄積や企業情報の見える化・一元化による情報のさらなる有効活用について、引き続き働きかけを行っていきます。
公益財団法人 三重県産業支援センター	雇用経済部	

4. 高度部材イノベーションセンター事業の運営について（意見）

高度部材イノベーションセンター（AMIC）は、入居者企業は共益費を負担するものの、その他の使用料は無料である。平成26年度では14の企業が入居している。

AMIC の行った入居者企業に対し今後の取組みの参考とするため運営アンケート（平成26年度）では、使用したことがないと回答した会社が2社であるなど、利用状況にかなりの濃淡が生じていると思われる。仮に利用に積極的でない会社が入居を続けているとすると、今後の濃淡がさらに顕著になる。仮に利用に積極的なニーズを掴んだ上でそれとマッチする県内企業及び公的研究機関の紹介を行い、多様な連携によりシナジー効果の発現を目指すという本来の目的が失われる可能性がある。可能な限り状況を把握し、場合によっては既入居者企業に対して、より積極的な企業との交替を促す等企業間等の発展的な交流が展開できるよう働きかけていくことが望ましい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）
平成28年3月に、外部委員を招へいし、研究室・入居企業募集方針の検討を含めた、AMIC 利活用向上のための意見交換会を開催しました。

意見交換会で得られた意見を基に、新規入居企業募集方針に加え、既入居企業の実績評価に基づく入居継続の判断基準案について、現在検討中です。（平成29年度前半での成案化を目標）

また、入居企業間の交流を深め、多様なシナジー効果を促すため、入居企業による意見交換会に加え、中部電力(株)川越火力発電所、同社技術開発本部等の合同見学会を実施しました。引き続き、入居企業同士の相互工場訪問等を企画していきます。

（雇用経済部）

入居企業間で多様な連携による発展的な交流ができるよう、AMIC へ働きかけた結果、新たな企業の入居があり、企業間の発展的な交流が図られています。

さらに新たな企業の入居が図られるよう、引き続き働きかけを行っていきます。

雇用経済部

公益財団法人
三重県産業支
援センター

5. PR ホール運用について（意見）

AMIC ではPR ホールを一般に有料で貸出しており、さらに希望者にはパーソナルコンピュータ（以下、「PC」という。）、プロジェクター、マイク、スクリーンを無料で貸出している。

「利用に関する運用規定」によれば、一般利用の場合、料金は1時間当たり110円（共益費相当額）とかなり安価に設定されている。この料金でPC、プロジェクター、マイク、スクリーンの利用による消耗を見込むと、一般を対象とした貸出しであるにも関わらず、AMIC に実質的な損失が生じることになり、その負担が、産業支援センターの目的に見合うものかどうか懸念が生じる。適切な料金設定について再度検討することが望ましい。

（公益財団法人三重県産業支援センター）
ホールの貸出のみを目的に整備されたものではないPCやプロジェクター等の備品に関する消耗を見込んだ料金設定について、類似の調査事例は見当たりませんでした。

適切な料金設定についての検討を行いました。多様な連携・交流による研究開発の促進等の拠点施設といったAMICの趣旨や、PRホールは企業からAMICが無償で借り受けていること、一般へのホールの貸出のみを目的に整備されたものでない備品で

公益財団法人
三重県産業支
援センター

	あること等、経緯と性質から現状の料金設定を継続したいと考えています。
6. 固定資産の現物管理について（指摘） 現在固定資産については現物の管理について規定が作成されていないため、棚卸しが行われていない。現場を視察したところプロジェクターやモバイル PC が持出し利用されており、AMIC でも同様の状況である。当該資産については固定資産台帳上では 10 万円以上のものしか記載対象とならないので、現状では台帳に記帳されている資産と記録されていない資産が混在している状況になっている。評価・計測機器をはじめとする台帳に記録のある資産の管理は良好であるが、台帳記録対象でなくともプロジェクターやモバイル PC のように業務において持ち出されるもので、ある程度の金額のものについては、会計上の必要性とは別に、資産管理上の観点から適切に現物管理すべきである。 今後は AMIC 保管分も含めて、全体での保有数を把握し、現物を特定できるよう明示した上で、責任部署において適正な管理をする必要がある。	（公益財団法人三重県産業支援センター） 従前から台帳記録の有無を問わず、業務で持ち出すプロジェクターやモバイル PC などは、パソコン上で貸出の予約管理を行なっておりましたが、これに加え、現物の動きを確認しながら貸出を整理する「貸出返却簿」を新に作成し、管理を行っています。
7. 中期経営計画における目標の設定及びモニタリングについて（意見） 支援センターは、平成 25 年度から平成 27 年度を対象とした中期経営計画を平成 25 年 3 月に策定し、県内産業の振興・発展に寄与すべく取り組んでいる。支援センターが実施する各事業の具体的な計画の中では、各年度における目標としてファンド助成件数や自立型中小企業の創出件数等が掲げられ、さらに「目指す姿」として支援先の売上高の増加額や雇用の創出人数等が示されている。 当該中期経営計画の各指標の達成状況は良好であり、理事会にも適時に報告されている。しかし、最終的にはアウトカムの実現を目指していることから、アウトカムの達成状況についても理事会に報告することが望ましい。ファンド助成件数等の各年度における目標設定が、アウトカムの達成にどの程度有効であるか、理事会がモニタリングすることは重要であると思われる。 また、中期経営計画には、支援センターの財政状態や経営成績に関する指標は盛り込まれていないが、財政状態や経営成績は産業支援センターの課題の一つと考えられるので、次期中期計画における指標を検討することが望ましい。	（公益財団法人三重県産業支援センター） 平成 28 年度に策定した中期経営計画（計画期間：平成 28～31 年度）においては、業務量を示す定量的なアウトプット指標と、利用者の満足度をアンケートにより調査するアウトカムの指標を設定しています。 経営状況等に係る指標については、その検討を行うため、他県の状況を情報収集しました。 決算については、理事会でも報告しており、経営状況等に係る指標の報告についても、今後、理事会等の意見も頂戴しながら検討を進めていきます。 （雇用経済部） 中期経営計画における目標設定及びアウトカムの達成状況が明確となる指標や、適切な経営指標の検討について働きかけを行いました。その後、平成 28 年に策定された次期中期経営計画において、アウトカムの指標が設定されています。適切な経営指標の検討

		について、引き続き、働きかけを行うとともに、検討状況を把握していきます。	公益財団法人 三重県産業支 援センター
	8. 理事会における理事の出席状況について（意見）	理事会は理事 17 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、第 1 回：11 名、第 2 回：13 名である。 理事会は、理事にとって、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、定足数を満たすだけでなく、全理事に出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。 （公益財団法人三重県産業支援センター） 他県の状況や理事会の活性化等の観点から、平成 28 年 6 月に定款を変更し、定数を「10 名以上（20 名以内）」としたところ です。 現在、12 名の理事のもとで運営しており、平成 28 年度の理事会の開催状況等（1 月末現在）は下記のとおりです。 開催回数：3 回 理事の出席者数：第 1 回（6/9）17 名中 11 名 第 2 回（8/8）12 名中 8 名 第 3 回（10/21）12 名中 11 名 また、ご出席をいただけない理事につきましては、議事の事前及び事後の説明等を行い、ご意見をお聞きしていきます。	

9. 予算の補正・流用について（指摘）	「会計処理規程」によれば、「理事長は、予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、事後において理事会に報告し、了承を得なければならない。この場合において、事業計画の変更を伴う時は、事業計画の変更についても同様とする。」とされている。 平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に事業ごとに補正予算が組まれ、理事会において承認されていた。また、平成 25 年度においても平成 26 年 3 月に開催された理事会において補正予算の承認が行われていた。つまり、補正予算は事後的な承認となっている。前述のとおり、「会計処理規程」においては、やむを得ない理由がある場合には事後的な承認を許容しているが、事前に承認を得ることが原則である。 予算については補正の他、流用についても会計処理規程に定めがあり、「事業担当者は、事業の実施に当たり、各事業の予算の勘定科目間において流用し、また勘定科目を設定する必要があるときは、会計責任者の決裁を受けなければならない。」とされているが、実務上、3 月に行われる予算の補正で承認を受けているとのことである。なお、会計責任者は常務理事とされている。 今後は会計処理規程に基づき、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。 また、補正予算について原則どおり事前に承認を受けるよう実務を改善することが必要である。 なお、流用の決裁権限については、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。	10. 特定資産に係る要領の整備について（意見） 平成 26 年度決算において退職給付引当資産 35,521 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされているが、支援センターにおいては取扱要領が作成されていない。 ファンド積立資産等の国による定めのあるものを除き、特定資産の取扱要領を作成し、その積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱いを明確にしておくことが望ましい。
	(公益財団法人三重県産業支援センター) 今年度の補正予算については、6 月に開催した第 1 回理事会において事前承認を得ているところである。今後も補正予算の承認については事前承認を得るようにします。 また、予算の流用については、会計システムの運用や事務の効率等も考慮した実務の変更とともに、会計処理規程の改正に向けた作業に着手しています。 (雇用経済部) 予算の補正・流用について適切な事務が行われるよう指導し、その後、平成 28 年度補正予算について、6 月開催の理事会で事前承認を受けていることを確認しました。 予算の流用については、効率的で円滑な事務処理や会計処理規程の改正を含めた検討をふまえ、適切な事務が行われるよう引き続き指導していきます。	公益財団法人 三重県産業支援センター
	(公益財団法人三重県産業支援センター) 退職手当引当資産取扱要領の作成を行い、運用しています。 なお、特定資産のうち、工業技術積立資産、下請企業振興事業積立資産は、基本財産の満期保有目的の債券について、金利調整を整理するための会計上の資産であり、実際に毎期積立をしているものではなく、運用できるような資産ではないことから取扱要領は作成しておりません。	公益財団法人 三重県産業支援センター

	(雇用経済部) 特定資産のうち、退職給付引当資産について取扱要領を作成するよう指導し、その後、退職手当引当資産取扱要領が作成されたことを確認しました。	雇用経済部
11. 情報セキュリティ対策基準の運用について（意見） 「公益財団法人三重県産業支援センター電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準」（以下、「当基準」という。）を定めているものの、ヒアリングを行った結果、運用まで徹底されていなかったことが確認された。 当基準に沿った運用が行われていないと、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。 そのため、今後は当基準を運用する体制を整えるとともに、全職員に対策基準の周知・徹底を行うことが望ましい。	(公益財団法人三重県産業支援センター) 事務局長を情報セキュリティ責任者とし、各課長等を情報セキュリティ責任者とするなどの、情報セキュリティに関する組織体制を整備しました。 また、情報セキュリティの諸基準については、職員に周知するため、パソコンから常時確認できるよう、共有フォルダの上位階層に保存したほか、毎年度、セキュリティに関する職員研修を実施しています。(平成27年度12月開催、平成28年度7月開催) (雇用経済部) 総務部開催のIT管理研修会を通じてセキュリティ対策基準の周知徹底について助言等を行い、その後、職員への周知・徹底を図っていることを確認しました。	公益財団法人 三重県産業支援センター 雇用経済部

12. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 会計システム、給与システム、固定資産システム、再生支援会計システムについて、パスワードの定期的な変更が行われておらず、総務・企画・事業調整課職員または再生支援協議会職員が異動により所属を離れた場合でもパスワード変更が行われていなかった。 この場合、異動により総務・企画・事業調整課または再生支援協議会を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスできる可能性があることになる。そのため、本来パスワードは職員の異動が発生する都度変更するか、異動が無い場合でもパスワード漏えい対策として、定期的にパスワード変更をする必要がある。 また、当基準にパスワードの設置基準が規定されているものの、使用されているパスワードは十分な桁数がなく、複雑なものになっていなかった。 そのため、現状は容易に推測されやすいパスワードが設定される等、パスワード管理が適切に行われない事により、不正アクセス及びアカウント漏えいにつながる可能性がある。したがって、パスワードに対する対策基準等を遵守していく必要がある。	(公益財団法人三重県産業支援センター) 電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準に基づき、総務・企画・事業調整課及び再生支援協議会において、パスワードの設定変更を実施しています。 今後、パスワード変更を職員の異動時を含め、定期的（年1回）に行います。 (雇用経済部) 総務部開催の IT 管理研修会を通じてパスワードの適切な管理について助言等を行い、電子情報安全対策基準・情報セキュリティ対策基準に基づき適切に管理されていることを確認しました。 公益財団法人 三重県産業支援センター 雇用経済部
13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について（意見） Windows 及び企業データベースシステムのユーザーIDは一覧表を作成して一元管理されており、離職情報や異動情報を基にIDの権限変更やIDの削除を行っているが、IDの権限変更やIDの削除漏れを確認する手続がなく、離職者・異動者のIDが残存する可能性がある そのため、離職者・異動者の残存IDを利用して権限外の情報資産へのアクセス可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等の可能性が高まる。 したがって、離職者・異動者等のIDが残存していないことを定期的に確認することが望ましい。	(公益財団法人三重県産業支援センター) 現在、退職者、異動者等のIDの削除を実施していますが、より確実なものにするため、人事異動や新規採用又は職員退職時には、複数の担当者において確認する体制を構築しました。 (雇用経済部) 総務部開催の IT 管理研修会を通じてIDの適切な管理について助言等を行い、その後、離職者・異動者のID削除を複数人で確認を行う体制が構築されたことを確認しました。 公益財団法人 三重県産業支援センター 雇用経済部

14. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）	外部記録媒体は使用状況が管理されていないかった。また、運用上では外部記録媒体は外部に持ち出さないこととしているが、管理簿等による持出し管理がされていなかった。 その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染することによる情報漏えい等が発生する可能性がある。 したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。	（公益財団法人三重県産業支援センター） 外部記録媒体は、外部へ持ち出さないよう規定していますが、やむを得ず持ち出す際は、各所属長の許可を得たうえで、管理簿により管理しています。 また、情報資産の持ち出しなど情報セキュリティの重要性について、毎年度、職員研修を実施することにより意識の向上を図っています。（平成 27 年度 12 月開催、平成 28 年度 7 月開催） （雇用経済部） 総務部開催の I T 管理研修会を通じて外部記録媒体の適切な管理について助言等を行い、その後、管理簿が整備されたことを確認しました。	公益財団法人 三重県産業支援センター	雇用経済部
Ⅷ 三重県土地開発公社				
1. 公有地取得事業の損益管理について（意見）	土地開発公社の主たる業務である公有地取得事業において平成 23 年度から平成 25 年度まで継続して事業総損失を計上している。主な要因は、事業量が減少し収益として得られる事務費相当額も減少したため、当該事業に従事する業務課職員の人件費を収益でまかなうことができないためである。 主たる業務において損失が継続する状況に対し何らかの改善策が必要であると考えられる。そのためには、各案件の損益状況を把握して、損失が出ている案件を特定し、対策を講ずる必要がある。各案件に従事する職員の従事時間を把握し、各職員の人件費単価を使用してそれぞれの案件に配賦すべき人件費を算定することにより、採算管理を行う体制を構築することが望ましい。	（三重県土地開発公社） 公有地取得事業の各案件に従事する職員の従事時間を平成 28 年度から把握し、各案件に配賦すべき人件費を算定することにより、各案件の損益状況を把握・分析しています。	三重県土地 開発公社 県土整備部	
2. 用地取得支援業務の委託料算定について（意見）	土地開発公社は、平成 26 年度において 3 件の用地取得支援業務を実施しており、委託料については公有地取得事業と同様に事業費の金額を基礎として設定している。 用地取得支援業務では、公有地取得事業や県の公共事業用地取得業務に比べて事業費が小さい場合が一般的であり、この設定方法では人件費、経費等の原価に比して委託料が低くなる傾向にある。当該業務は今後の収益拡大のための方策と位置づけられていることも考慮すると、	（三重県土地開発公社） 用地取得支援業務の各業務の原価を平成 28 年度から個別に管理することにより、採算管理を行っています。 また、現行の委託料設定の見直しを引き続き進め	三重県土地 開発公社 県土整備部	

各業務の原価を個別に管理することにより、採算管理を行い、委託料の設定にも反映させていく必要があると思われる。	ます。	三 重 県 土 地 開 発 公 社
3. ニューファクトリーひびさい工業団地の解除・買戻し特約について（意見）	土地開発公社は県、津市と共同してニューファクトリーひびさい工業団地の開発事業を実施してきた。当該事業は平成 25 年度までに全ての区画の売却が終了しているが、土地開発公社は、売買契約上、売却後 10 年間、土地が目的どおりに使用されない等の場合には、契約を解除するか、または土地を買戻す権利を有している。この権利を行使するかどうかは売主である土地開発公社の判断で決定できるため、土地の価格が下落している場合等、契約の解除または買戻しによって土地開発公社が損失を被る可能性がある場合には行使しないことができる。しかし、県や津市との関係上、買主が操業しない等開発の趣旨が達成できないような場合において、土地開発公社の経済合理的な判断とは別にこの権利を行使すべきケースも考えられる。 直近の問題はないといえるが、今後買主が操業しない場合や撤退する可能性も考えられることから、引き続き県、津市と協議し、解除・買戻しの具体的なケースを検討して合意を得ておくことが望ましい。	三 重 県 土 地 開 発 公 社 県土整備部
4. 適正人員規模について（意見）	平成 25 年 3 月に県が公表した「三重県外郭団体等改革方針」における「団体のあり方の見直し」において、「専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む」とあり、適正な人員規模の検討は将来的に重要な課題となりうる。少なくとも人員の減少に対し、補充が行われない状況が続くのは適切な状況とはいえない。 適正な人員規模の検討に当たっては三重県からの業務量に関する中長期的な情報が不可欠であり、相互に連携して進めるのが望ましい。	三 重 県 土 地 開 発 公 社 県土整備部
5. 住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について（意見）	住宅供給公社は平成 23 年 12 月末で解散し、現在は、清算法人として清算手続を進めており、平成 27 年度末をもって清算手続を結了する見込みである。土地開発公社の役員は、住宅供給公社及び道路公社の役員を兼任しており、役員報酬は 3 公社で分担している。また、総務課及び業務課の職員の人件費についても同様である。 平成 26 年度に住宅供給公社が負担した役員報酬、総務課及び業務課の職員の人件費は 3,293 万円程度であり、平成 28 年度以降は同程度の額が土地開発公社の負担となると考えら	三 重 県 土 地 開 発 公 社 県土整備部

れる。経営に重要な影響を与えるものと考えられるため、増加する負担額を適切に反映して中期計画を修正し、今後の経営計画を策定していくことが望ましい。	6. 現金の管理について（意見） 土地開発公社は現金管理として公社会計システムより出力した現金勘定帳と管理ノートにて管理している。また、管理方法として現物の確認は日々、出納担当者が現物のカウントを実施し、年度末のタイミングで総務課長が現物をカウントし実際の残高とシステム上のあるべき残高との一致を確認している。 しかし、実際の管理状況として、管理ノートに現物確認や現金勘定帳との一致を確認した押印、サイン等の記録は無かった。また、管理ノートへの記載についても監査実施日(10月1日)現在で確認したところ8月3日時点までの記載となっており、実際の運用としては現金勘定帳と現物確認の一致を確認する形となっていた。 この点、現金の管理方法として出納担当者が日々現物を確認するのは、当然であるが、総務課長の確認が年1回では管理上十分とは言えず、少なくとも毎月次で確認をすることが望ましい。また、手書きのノートを作成する趣旨としてシステムデータが破損した際のバックデータとしての機能も有していることを鑑みると、ノートへの記録を正確に日々行い、現金勘定帳や現物残高とも一致していることを確認しノートに押印することが望ましい。	7. 切手の管理について（意見） 現状、切手の管理においては、総務課の出納担当者1名が、「土地開発公社」「道路公社」「住宅供給公社」の切手管理簿3冊（各公社1冊）と切手の現物保管用ファイル3冊（各公社1冊）の管理をしている。 今回、監査実施日現在における切手の管理状況の確認を行うため、切手の残数をカウントし、切手の管理簿記録と照合した結果、現物が管理簿よりも10円切手2枚、82円切手1枚多く存在していた。当該差異については、出納担当者が切手を使用する公社と違う公社の管理簿へ出納記録を行ったため生じていた。 そのため、今後は手作業により生じてしまうリスクを軽減するためにも、月に1度、出納担当者による棚卸しに加え、総務課長が現物をカウントし、管理簿との一致を確かめる第三者によるチェックを実施することにより切手の管理の精度を高めることが望ましい。	8. 有価証券について（意見） 貸借対照表における有価証券の表示の区分について、1年以内に満期が到来する予定の満期保有目的有価証券を土地開発公社では固定資産の投資有価証券で表示している。しかし、経理規程で「1年以内に現金化する予定であるもの」を流動資産として区分する旨が記載されている。
	(三重県土地開発公社) 平成27年度より経理担当者において、現金勘定帳と現物残高の一致を管理ノートにて管理するとともに、毎日出納員による現物残高の確認を行っています。また、毎月末に総務課長による現金の現物確認も行っています。	(三重県土地開発公社) 平成27年度より毎月末に総務課長による切手の現物確認を行っています。	(三重県土地開発公社) 1年以内に満期が到来する有価証券については、平成27年度決算から流動資産に計上しています。

る。満期保有目的有価証券は期限がいつ到来するかが明確であり、1年以内に満期が到来するものについては流動資産に計上することが望ましい。	9. 固定資産の管理について（指摘） 土地開発公社の所有する建物（事務所）、備品を道路公社と住宅供給公社が使用しているが、そのうち備品とビルの管理費用については、一定の方法により費用を按分しそれぞれの公社が負担している。しかし、建物（事務所）そのものの使用料については特段、道路公社と住宅供給公社は費用を負担していない状況であった。 本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合は使用料を請求するのが一般的である。今後は適正な使用料の請求をすべきである。	10. 予算の決裁権限者について（指摘） 予算の流用について「三重県土地開発公社会計規程」によれば、「支出の予定額は各項の間において相互にこれを流用できるものとする。」とされているが、流用の決裁権限者が明確にされていない。 また、「三重県土地開発公社決裁規程」には理事長の決裁事項として「予算の調整及び決算報告に関すること」が記載されているが、予算の流用について決裁権限者が明確にされていない。決裁権限者を明確にすることが必要である。 なお、軽微な流用について理事長の決裁とすることは実務上煩雑と思われる。よって、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。	11. 用地管理システムに係るパスワードの管理について（指摘） 用地管理システムである用地管太郎利用時及び業務課に設置されている用地管太郎用システムドローン端末利用時の Windows ログインについてパスワードの設定が行われておらず、業務上権限のない要員が端末を利用し重要情報を閲覧・利用できる環境にあった。 担当者のみが利用できるように業務システム及び端末利用時の Windows 認証にパスワードを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、そのパスワードには、情報セキュリティ対策基準にあるとおり、使用文字種や文字数・定期的な変更等の設定が適用される必要がある。	12. 業務システムに係るパスワードの管理について（意見） 土地開発公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的な
県土整備部	三重県土地開発公社 県土整備部	三重県土地開発公社 県土整備部	三重県土地開発公社 県土整備部	三重県土地開発公社

パスワード変更は実施されていない。また会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。 パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。 したがって、システムの制限が及ばない限りにおいて、定期的なパスワード変更をしておくことが望ましい。	平成 27 年度より各職員の業務端末ログインパスワード及び会計システムログインパスワードについては、定期的に変更しています。 また、職員の I T 管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	開発公社 県土整備部
IX 三重県道路公社		
1. 賞与引当金の負担割合について（意見） 総務課及び業務課人員の賞与引当金について、3 公社（土地開発公社・道路公社・住宅供給公社）の業務状況に応じて負担額を割り振っている。この負担割合は、例えば役員は、3 公社均等に 33.3%であり、各職員は公社ごとの業務割合の予測（例えば住宅供給公社の業務の多い職員であれば道路公社と土地開発公社で 50%ずつ等）に基づいている。これらは毎年 11 月頃見直しを行っており、当然ながら見直し時点の予測になる。 このため、見直し後に業務内容の変更が生じた場合、負担割合と実際の業務状況とが不一致になっているものが認められた。今後は適宜適切に負担すべき金額を見直す体制とする必要がある。	（三重県道路公社） 総務課及び業務課人員の賞与引当金は、適宜適切に業務状況に応じた負担割合に見直しました。	三重県道路公社 県土整備部
2. 共同で負担する経費の配分について（意見） 道路公社においては、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社の 3 公社が共同で負担する経費が発生しており、各公社の負担は合理的な基準により按分されている。 ここで、住宅供給公社は、平成 27 年度に清算終了する予定であり、年間約 35 百万円の負担関係が明確になっておらず、今後の事業計画上どの程度の負担が発生するかを検証が行われていない。 道路公社においては、平成 28 年度まで継続して伊勢二見鳥羽有料道路の事業を行っていくこととなっており、その清算時には出資金の返還を行う必要もあることから確度の高い将来事象（住宅供給公社の清算）については早期にその影響を考慮し、対応方法について検討しておくことが望ましい。	（三重県道路公社） 平成 28 年 4 月の住宅供給公社の清算終了により、土地開発公社と共同で負担する経費の増加を見込んだ事業計画を策定しました。	三重県道路公社 県土整備部
3. 予定価格の積算について（指摘） 伊勢二見鳥羽有料道路料金収受業務委託における予定価格の積算の過程で、収受員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.12 の係数を、作業員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.10 の係数を乗じて算定している。	（三重県道路公社） 料金収受業務委託における設計の積算に用いる料金収受員の単価は、他県の道路公社の料金収受員	三重県道路公社

この点、県業務補助職員の日額相当を用いた理由及びそれに乗じた各係数は、過年度から継続的に用いているものであり、実績等を勘案する等特に見直しは行われておらず、合理的に説明することが困難であるとのことであった。 こういったことから、予定価格の説得性を確保するためには、他の道路公社の積算根拠を参考にする等、根拠を明確にすべきである。	の単価を参考にし、積算根拠を明確にしました。 県土整備部	4. 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その2）の委託費について（指摘） （三重県道路公社） 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事については、平成25年度に着手した夫婦橋に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事は、平成25年度に中止に至った。 当該工事は、橋梁の上部工と下部工に係る耐震補強工事であり、この工事に係る積算業務と監理業務を公益財団法人Aへ委託したが、工事の中止に伴い、橋脚の耐震補強の必要性を確認する耐震性能照査業務に係る積算業務を追加するとともに、未実施の監理業務を減額して、変更契約を締結している。 耐震補強を進めるため、平成27年度に、夫婦橋の上部工に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に関する積算業務及び監理業務を同公益財団法人へ委託しているが、上部工に関しては平成25年度から設計の変更はないため、少なくとも当該工事費の積算業務については効率化され経済的に実施できると考えられる。 当該事情等を勘案した上で予定価格を積算すべきであり、当該予定価格に基づき契約を締結すべきである。	5. 予算の流用について（指摘） （三重県道路公社） 「三重県道路公社会計事務取扱細則」によれば、「予算を流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書により理事長の承認を受けなければならぬ。」とされている。しかし、実務上、流用の手続を経ることなく、予算の流用が行われている。今後は流用の手続を行い適時に承認を受けるべきである。 なお、流用の決裁権限者は前述のとおり理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。	6. 情報セキュリティ対策基準の運用について（意見） 道路公社では「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社・情報セキュリティ基本方針」を策定し、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティレベルの維持向上を図っている。更に、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための情報資産に対する一般基準として「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」が策定されており、情報資産に対する基本的な方針	（三重県道路公社） 策定したセキュリティ基準について、平成27年9月に全職員に周知を行い、統一的な運用を行う体制の整備を行いました。 また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上 三重県道路公社 県土整備部
--	--	--	--	---	---

	を定めている。しかしながら、職員に対して当該方針・基準について周知されておらず、全職員による情報セキュリティの遵守が統一的に行われていない状況が認められた。 したがって、今後は情報セキュリティ対策基準を策定するだけでなく、全職員に周知を図ることで組織全体として対策基準に記載の運用を行う体制を整備するのが望ましい。	のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	
7. 会計システムに係るパスワードの管理について（指摘）	会計システム利用者は総務課の担当者 1 名のみであるが、当該ユーザー I D、パスワードは異動・離職等で担当者の変更が生じた以降も継続して同一のものを利用している状態である。そのため会計システムパスワードの変更が実施されていない事になり、異動・離職により総務課を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスし、機密情報を閲覧できる可能性が残ることになる。 したがって、会計システムについて、パスワードは職員の異動の都度変更する必要がある。	(三重県道路公社) 会計システムのパスワードは、会計システム担当の職員の異動にあわせて変更するようにした。また、職員の I T 管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部
8. 業務システムに係るパスワードの管理について（意見）	道路公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また道路公社で利用されている会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。 パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。 したがって、システムの制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。	(三重県道路公社) 各職員の業務用端末ログインパスワード及び会計システムログインパスワードについては、定期的に変更するようにした。 また、職員の I T 管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部
9. 離職者・異動者の業務システムユーザー I D 管理について（指摘）	道路公社では、個人用端末にアクセスする際に利用する Windows のユーザー I D は「Active Directory」にて管理されている。しかし、離職者・異動者についてのシステム上のユーザー I D の取扱いについて「Active Directory」からの削除手続がなく、現状では離職者・異動者のユーザー I D が残存しており、離職者・異動者 I D によるログインが可能な状態が継続している。 そのため、離職者・異動者の残存するユーザー I D を利用して権限外の情報資産へのアクセスが可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等ができてしまう可能性が高まる。 したがって、離職者・異動者等の不必要な I D を削除し、利用できないよう管理する手続を策定し、実施する必要がある。	(三重県道路公社) 退職や人事異動となった職員の I D は、削除しました。今後、退職や人事異動等により不要になった I D は、削除し、利用できないよう管理します。 また、職員の I T 管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部

10. ソフトウェアのインストール権限について（意見） 道路公社では現状、標準外のソフトウェア利用に対する許可は口頭のみで行われており、許可手段が定められていない。 個人端末に導入されているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックは実行されているものの、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピュータウイルスに感染している可能性がある。また、各端末にて利用されているソフトウェアの管理が行われないことにより、業務上不必要なソフトウェアがインストールされてしまうことや、コンピュータウイルス感染への対応が遅れ、情報セキュリティ問題が深刻化する可能性がある。 したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の許可手続の策定、及び利用状況の管理を行い、標準外のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。	（三重県道路公社） 標準外のソフトウェアの利用を制限するため、許可手続を策定し、利用状況を管理しています。 また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部
11. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘） 外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピュータウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。	（三重県道路公社） 外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、管理番号、使用者及び貸出状況を記録し、一元管理しています。 また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部
12. 会計システムのバックアップデータ管理について（意見） 会計システムについては、担当者が年次でシステム上のメニューよりバックアップを取得している。ただし、取得したバックアップデータはシステムが稼働している経理用のスタンバイ端末上のみ存在し、二重化されていない。 バックアップが正常にとられていない場合、障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。 したがって、会計システムについて、バックアップデータを経理用端末に接続されている外付けのハードディスク等、経理用端末以外の場所にも保存し、二重化しておくことが望ましい。	（三重県道路公社） 会計システムのバックアップは、平成27年9月に経理端末以外のハードディスク等に保存し、二重化しました。 また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。	三重県道路公社 県土整備部

X 公益財団法人三重県下水道公社			
1. 普及啓発施設利用者の要望等の収集について（意見）			
下水道公社は、普及啓発施設として、高須町公園内のオートキャンプ場等の運営を行っている。利用者が不満なく施設を利用できるよう、下水道公社としても積極的に取り組む必要がある。そのため1つの方策として利用者の声や改善要望を漏れなく正確に拾い上げることが重要と考えられる。 しかし、利用者に対するアンケートやホームページ等における問い合わせ窓口といった、意見等の情報収集のための体制の整備が徹底されていないため、今後の事業運営上に有用と考えられる情報の取込みが十分ではないと考えられる。 宿泊施設へのアンケートや意見箱の設置、ホームページサイト上での問い合わせフォームの設定等について導入をすることが望ましい。	(公財) 三重県下水道公社) 普及啓発施設を効果的に運営するため、利用者へのアンケートを窓口で実施するとともに、ホームページ上においてもアンケートフォームを設置し、より多くの利用者からの意見を収集することとした。 また、集計したアンケート結果について情報を共有、分析を行い、より一層の施設の設置目的効果が得られるよう努めています。	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部	
2. 1 者入札について（意見）			
下水道公社は業務委託等を行う場合において、予定価格が100万円超の業務については、原則として競争入札を実施しており、入札の透明性やコスト削減の向上に努めている。 しかし、計装設備点検業務（北部浄化センター）については、一定人数以上の人員配置が必要であり、かつ、点検業務に係る特殊なシステム対応が必要であることから、1 者入札となっており、平成21年度より平成28年度まで継続して同一業者が受託している。また、落札率の高い状況が継続している。 特殊なシステム対応が必要となること等の理由により当該委託業務が1 者入札とならざるを得ないことは理解できるとしても、現状の高い落札率を踏まえると、例えば長期の複数年契約を検討する等、経済性を追求することが望ましい。	(公財) 三重県下水道公社) 当該業務については、現状より長期の複数年契約の導入の検討等、経済性を追求していきます。	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部	
3. 委託先の事業者の評価体制について（意見）			
現状、業務の委託先は、競争入札においては一部を除き、金額基準のみをもって業者の選定を行っている。しかし、下水道公社の委託業務においては専門的な技術を要する業務内容が多く、また、価格と品質が総合的に優れた内容となる契約である必要がある。 そのため、今後、各業務について最も適した評価方法の検討を行い、総合評価が適した業務については、汚泥処理業務同様に、評価の基礎となる情報の蓄積に努められたい。	(公財) 三重県下水道公社) 施設点検運転管理業務について平成26年度実績からの基礎情報を蓄積し、最も適した評価方法や総合評価方式の実施について検討を重ねていきます。	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部	
4. 小口現金の取扱いに係る職務分掌について（意見）			
「公益財団法人三重県下水道公社会計規程」において、「所属の長は、総務課、水質分析セ			(公財)三重県

ンター及び浄化センターに現金取扱員及び物品管理者を置くことができる。」、「現金取扱員及び物品管理者は、所属の長が指名し、総括出納員及び出納員が行う現金及び物品の出納又は保管に係る事務を補助するものとする。」と規定されている。 現状、小口現金の取扱いについては、北部及び宮川浄化センターにおいて所長が一人で受払いを管理し、現金出納簿へ記帳している状況である。 一般に現金はより厳密な管理が求められるため、現金を取り扱う担当者、記帳する担当者に分ける等、職務分掌すること等で不正を事前に防止する内部統制を構築し、管理運用することが望ましい。	小口現金の取扱については、不正等を事前に防止する仕組みとして、現金を扱う担当者と記帳を行う担当者に分けて対応することとしました。 また、毎月の報告時には、記帳担当者と現金取扱者が相互に現金残高及び証拠書類の確認を行うこととしました。	下水道公社 県土整備部
5. 資金前渡金精算書による報告について（指摘） 「各浄化センター等へ交付する資金前渡金（小口現金）の取扱について（通知）」において、原則として翌月 10 日までに資金前渡金精算書及び当該支出に係る証拠書類等を事務局長へ提出する旨規定されているが、雲出川左岸浄化センターの平成 26 年 8 月分の報告が、平成 26 年 9 月 24 日になされている事実が確認された。 適切な上席者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な報告が必要である。	（公財）三重県下水道公社） 各所属の複数職員が現金について確認した証拠書類等を提出期限までに報告するよう周知徹底しました。 これを受け、各所属からは毎月期限内に報告があり、現金の適切な管理を確認しています。	（公財）三重県 下水道公社 県土整備部
6. 物品の調達について（意見） 宮川浄化センターにおいて簡易な水質分析器具であるバックテスト（リン酸）を、小口現金で 14 回にわたり合計 20 個、総額 209 千円購入している事実が確認された。 宮川浄化センターでは、平成 26 年度から、リン対策の薬品であるポリ塩化アルミニウムの使用量を減らす取組を行っていた。 バックテストは、各浄化センターでも利用する物品であり、特に宮川浄化センターにおいては上記取組により、ある程度頻繁に必要なことも予想されたため、バックテストの使用期限に考慮しつつ、できる限り発注業務をまとめることで割安に購入する等経済性を追求することが望ましかったと考える。	（公財）三重県下水道公社） 使用期限のある物品については、過度に在庫を抱えることのないよう調達数について十分留意するとともに、使用期限内で使用する数量を一括して購入すること、一層の経済性を追求しました。 また購入数量が少ない物品については、複数の物品をまとめて取り扱える代理店を複数確認したうえで入札を実施しており、価格競争性の確保に努めています。	（公財）三重県 下水道公社 県土整備部
7. 毒劇物報告書について（指摘） 毒劇物の取扱いについて、下水道公社で規定する「劇物管理要領」において、「毎年 3 月 31 日現在で保管している毒劇物の数量を毒劇物管理簿と照合し、毒劇物報告書（様式第 4 号）により、管理責任者を経由し、所長に毎年 5 月 1 日までに報告しなければならない。」とされているが、宮川浄化センターにおいて、平成 26 年度の毒劇物報告書の所長への提出が失念されていた。	（公財）三重県下水道公社） 劇物管理要領の規定について適正に履行されるよう周知徹底したところ、平成 27 年度末の報告書については規定どおり適正に管理されていることを確認しました。	（公財）三重県 下水道公社 県土整備部

規定に基づき、所長へ報告することが必要であり、また所長としても重要書類の作成及び提出状況について確実に把握することを徹底すべきである。	引き続き、各浄化センターにおいて規定の遵守を図り、適正な管理を行います。	引き続き、各浄化センターにおいて規定の遵守を図り、適正な管理を行います。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について（指摘）	下水道公社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。 日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」によると、平成20年4月1日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。 下水道公社においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。 この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース負債を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。	（（公財）三重県下水道公社） リース取引に係る経済的実態を適切に開示するため、今後締結するリース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸借対照表上にリース資産及びリース負債を計上するとともに、取引の内容について注記を行います。
9. 修繕計画について（意見）	下水道公社は浄化センター等の流域下水道施設について指定管理者として施設の管理を行っている。施設の修繕については、事業構造の変化を伴うような大規模修繕は県が計画を立案しており、通常の修繕は下水道公社が計画を立てて県に報告している。 浄化センターの施設は下水道公社の所有ではないが、その修繕は指定管理者としての主要な業務の一つであり、中長期の修繕計画はその財源の確保も含め、下水道公社及び県にとって重要な内容であるため、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行っているプロセスを確立することが望ましい。	（（公財）三重県下水道公社、県土整備部） 各浄化センターの修繕計画については、計画に記載する機器、修繕内容（対応方針）、計画期間、様式など考え方を整理しました。 また、県で策定する長寿命化計画の考え方との整合性を確認したうえで、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行うこととしました。
10. 資金運用に関する規程について（意見）	外郭団体の資金運用の方針として、県は資金運用の年限について、平成25年7月22日に「外郭団体の資金運用にあたっての基本方針」を公表し、外郭団体の資金需要に応じて10年を超える国債等での運用も可能とした。 この点につき、「公益財団法人三重県下水道公社 資金運用規程」では、運用対象となる金融商品は国債等（国債、政府保証債、地方債）と預金のみとされており、国債等の運用期間は「原則として、5年の期間とする。ただし、最長10年以下の期間で運用することができるとする。」と定められていた。 運用対象の金融商品を国債等に絞り、安全性を一定程度担保していることから考えると、運用期間については収益性を重視して10年超とすることも考えられるところである。県の方針	（（公財）三重県下水道公社） 平成28年度第1回通常理事会（平成28年5月30日開催）において、資金運用規程の改正が承認され、10年以上の国債等での運用ができるようにしました。

針も、従来よりも柔軟な運用を可能としていることから、下水道公社においても資金運用方針について見直すことが望ましい。	11. 電力費の削減について（意見） 平成 26 年度における下水道公社の流域下水道施設の電力費については増加しているが、増加した主な要因は、下水の流入量の増加及び消費税の増税、電力単価の上昇によるものであり、電力調達量は減少しており、これは下水道公社が契約電力の見直しや電力使用量の削減に努めたためである。下水道公社のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。 しかし、電力の調達単価は上昇しており、これは現在の取組だけでは対応できないことも考えられるため、県と下水道公社は、電力費をより一層削減するため、他自治体の下水処理場の事例を調査することが望ましい。 12. 退職給付について（意見） 下水道公社は中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という。）に加入しているが、中退共による給付額と支給すべき退職給付金額の間に平成 26 年度以降毎年度、不足が生じている。中退共との差額については引当計上するのが望ましい。 また、当該不足額の引当計上に際しては、特定資産として退職給付引当資産を積み立て、資金的にも手当てしておくことが望ましい。 13. 理事会における理事の出席状況について（意見） 下水道公社の理事会は理事 10 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、第 1 回定時：7 名、第 1 回臨時：9 名、第 2 回定時：10 名である。 理事会は、理事にとつて、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。 14. 特定資産に係る要領の整備について（意見） 平成 26 年度決算において普及啓発引当資産 500 千円が特定資産として貸借対照表に計上さ	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部 (公財)三重県 下水道公社 県土整備部 (公財)三重県 下水道公社 県土整備部 (公財)三重県 下水道公社
--	--	---

れている。 特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされているが、下水道公社においては取扱要領が作成されていない。特定資産の積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を作成することが望ましい。	特定資産については、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を明確にし、恣意的な運用が行われないよう「三重県下水道公社特定資産取扱要領」を作成し、理事会に諮り、平成28年5月30日付けで策定しました。 当該取扱要領を各所属に周知するとともに、特定資産の適正な管理に努めています。	下水道公社 県土整備部
15. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 情報資産を情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方である基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報漏えい等が発生する可能性がある。そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。	（公財）三重県下水道公社） 情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方や方策を定めた「情報セキュリティに関する基本方針」を作成し、理事会の承認を得たうえで、平成28年5月30日付けで策定しました。また、当該基本方針は各所属へ周知しています。引き続き、当該基本方針に基づき、組織全体でセキュリティ事故や情報漏えい等の防止に努めます。	（公財）三重県 下水道公社 県土整備部
16. 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘） 総務課が管理する会計システムに接続する際、パスワードが設定されているが、パスワードの入力を行わずに、ユーザーIDのみを入力すれば会計システムに接続できる状況であり、ユーザーIDを把握している職員であれば当該会計システムへ接続できる可能性がある。したがって、会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。 また、総務課が管理する会計システム及び給与システムが導入されているサーバについては、サーバへ接続する際のパスワードの設定が行われていなかった。サーバに対して接続する際にパスワード入力が必要としないため、下水道公社の会計事務担当者以外でもサーバへアクセスでき、給与情報や人事情報、会計情報等の機密情報を閲覧できる可能性がある。 管理上、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。	（公財）三重県下水道公社） 会計システム、給与システムの適正な運用を図るため、両システムが導入されているサーバへ接続する段階及び各システムへ接続する段階で、それぞれのパスワードを設定するとともに、機密性を高めるため定期的にパスワードを変更することとした。引き続き、機密情報の管理を行い、システムの適正な運用に努めます。	（公財）三重県 下水道公社 県土整備部

17. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘） 外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。 したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。	(公財) 三重県下水道公社 外部記録媒体については、全て公社貸与のものへの移行し、使用状況については管理簿を作成し管理しています。 また、使途は原則としてバックアップ用又はネットワークに接続していない端末とのデータ移行作業のみに使用することとし、やむを得ず外部記録媒体に保存したファイルを使用して事務を行う場合は、使用前に外部記録媒体のウイルスチェックを義務付けました。	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部
18. ソフトウェアのインストール権限について（意見） 運用上、業務上必要のないソフトウェアをインストールしないように口頭にて周知されているが、業務上不必要なフリーソフト（インターネット上で公開されている無料のソフトウェア）がインストールできる可能性がある環境であった。 ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。 したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するため、ソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。	(公財) 三重県下水道公社 原則として職員個人に配布されているパソコンへのインストールについては禁止しました。業務上必要と思われるソフトウェア（圧縮・解凍、PDF ファイル編集、CAD）などについては、パッケージ版の購入を検討し、インストールについては所属長の許可を得ることとしています。	(公財)三重県 下水道公社 県土整備部

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
